

審査意見への対応を記載した書類（3月）

（目次） 看護学部 看護学科

1. <養成しようとする人材像が不明確>

養成する人材像とディプロマ・ポリシーをつなぐための「教育目標」について説明があるが、養成する人材像と「教育目標」の関係が不明であるため、養成する人材像を踏まえたディプロマ・ポリシーが設定されているか不明である。このため、養成する人材像について明確に説明するとともに、3つのポリシーが整合していることを改めて説明すること。

（是正事項）・・ p4

2. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しについて、以下の点が不明確であることから、明確に説明すること。

（1）既設の看護学科の志願者倍率を踏まえて学生確保の見通しを説明しているが、各年度の入学定員充足率を見ると、入学定員未充足の年も散見される。また、短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた学生確保の見通しに係る分析もなされていないため、その妥当性が判断できない。短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた上で、改めて学生確保の見通しについて明確に説明すること。

（2）第三者機関におけるアンケート調査では、169名の受験希望者に対して180名の進学希望者があり、調査目的が高校2年制の進学意向調査であるにも関わらず、アンケートの設問では学年について確認する質問項目があるなど、信ぴょう性に疑義があり、単年度の調査結果であるかも不明瞭であるため、長期的な学生確保の見通しが示されているか不明確である。客観的根拠を示しつつ、本学として長期的かつ安定的に学生が確保できることを明確に説明すること。

（是正事項）・・ p26

3. <人材需要の見通しが不明確>

地域における訪問看護師の需要が不明確であるため、本学の人材が長期的な需要の見通しがあるか客観的根拠も示しつつ具体的に説明すること。

（是正事項）・・ p47

4. <教育課程の配置が不明確>

教育課程について、どのような考え方で授業科目が配置されているのか不明確であるため、以下の点を踏まえて、具体的に説明すること。

（1）ディプロマ・ポリシーにおいて「（1）多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を掲げ、これに対応する科目として、語学科目やコミュニケーション関連科目を配置しているが、本学のいう「多様な人々」の趣旨が不明確であり、これらの科目で、ここに掲げられた能力を身に付けさせることができるのか判断することができない。ディプロマ・ポリシーの内容を具体的に記述するとともに、より幅広く学修できるよう科目を設定すること。

（2）ディプロマ・ポリシーにおいて「（3）地域貢献力と多職種連携能力」を掲げ、これに対応する

科目として、公衆衛生看護学系、救急・災害看護学系や在宅看護学系の科目を配置しているが、これらの科目の多くが選択科目として設定されており、ここに掲げられた能力を身に付けさせることができるのか判断することができない。

(是正事項)・・ p50

5. <シラバスが不明確>

各回の教育内容が適切に示されていない科目や、成績評価方法に出席が加味されている科目、参考書に履修要件の説明がある科目など不備が散見されるため、網羅的に確認を行い、適切に改めること。

(是正事項)・・ p55

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

- (1) 実習指導教員と実習担当教員の定義が不明確である。
- (2) 実習指導教員に助手と非常勤実習助手を配置することのだが、それぞれの助手がどの実習に配置されるのか不明確である。
- (3) 「教授・准教授が受け持つ実習に関しては必ず助手を配置する」とのことだが、必ずしも配置されていないように見受けられる。
- (4) 「実習担当教員別授業と実習計画」において、実習と講義スケジュールが重なっており、適切に巡回指導ができるか不明確である。
- (5) 実習先との連携体制について、具体的な協議を行う時期や回数、実習中の連絡体制が不明である。
- (6) 各実習は評価表に基づく総合評価を行うとのことだが、評価表が示されていない。
- (7) 4年次に設定された「公衆衛生看護学実習」「在宅看護学実習」「救急・災害看護学実習」について、1学年70名であるにもかかわらず、教科ごとの上限数がそれぞれ20～25名と設定されており、学生の選択に応じて適切に受け入れることができるかが不明確である。

(是正事項)・・ p89

7. <教員組織の将来構想が不明確>

教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性や実習の巡回指導への配慮などを踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(是正事項)・・ p108

8. <施設・設備の整備計画が不明確>

既設の短期大学の校舎に加えて、新たに校舎を建設して、講義室や実習室等を追加で整備することのだが、短期大学から4年制の大学になる上で、本学の教育目的を達成するために必要となる施設・設備が適切に整備される計画となっているか不明確であることから、本学の施設・設備の整備計画の適正性について明確に説明すること。

(是正事項)・・ p115

9. <施設の使用計画が不明確>

既設の短期大学と本学の授業を実施する教員や、短期大学と本学の両方で使用する施設について、開設初年度から完成年度までの時間割を示して、施設の使用計画を明らかにした上で、学生に不利益が生じないことを明確にすること。

(是正事項)・・ p121

10. <図書館の整備計画が不明確>

図書館の整備計画が不明確であるため、以下の点について明らかにすること。

(1) 図書館の閲覧室の有無や閲覧席数など、図書館が有する機能が不明なため、具体的に説明すること。

(2) 図書の整備計画が抽象的な説明にとどまっているため、整備する時期や学術雑誌等の内訳を示しつつ、教育研究に支障がないことを明らかにすること。その際、基本計画書と設置の趣旨で説明のある冊数が一致していないため、適切に改めること。

(是正事項)・・ p125

11. <ファカルティ・ディベロップメントの実施体制等が不明確>

ファカルティ・ディベロップメントの実施方法が抽象的な内容にとどまっているため、委員会の実施体制や取組内容、開催頻度等を明確にすること。

(是正事項)・・ p130

12. <留学生の受入れ方針が不明確>

留学生の入学を予定しているか明らかにし、予定している場合には、留学生の日本語能力や経費支弁能力等の資格要件の確認方法について説明し、入学後の履修指導や生活指導等に対する配慮についても明らかにすること。

(是正事項)・・ p134

13. <書類不備>

書類の誤字が散見されるため、補正申請の際に確認を行い適切に改めること。

(是正事項)・・ p137

1. <養成しようとする人材像が不明確>

養成する人材像とディプロマ・ポリシーをつなぐための「教育目標」について説明があるが、養成する人材像と「教育目標」の関係が不明であるため、養成する人材像を踏まえたディプロマ・ポリシーが設定されているか不明である。このため、養成する人材像について明確に説明するとともに、3つのポリシーが整合していることを改めて説明すること。

(対応)

今般の審査意見での指摘を踏まえ下記の通り、説明を行う。

第一に、「養成する人材像について明確に説明するように」との指摘を受け、養成する人材像を策定するに至った経緯と、養成する人材像を掘り下げ、内包される能力として「人間性」「看護実践」「地域貢献」を3つの柱として策定したため、その説明を行う。

第二に、「養成する人材像と「教育目標」の関係が不明であるため、養成する人材像を踏まえたディプロマ・ポリシーが設定されているか不明である」との指摘を受け、養成する人材像に内包される3つの柱である「人間性」「看護実践」「地域貢献」を中心に養成する人材像とディプロマ・ポリシーの繋がりについて説明を行う。また、「3つのポリシーが整合していることを改めて説明すること」との指摘がある点から、ディプロマ・ポリシーを中心に3つのポリシーが整合していることを教育課程も踏まえて説明を行う。なお、教育目標に関しては、大学基準協会によって示されている「目的」において明確にされた教育研究等の方向性に実践上のさらなる具体性を与え、行動指針として活用するために設定するものである。」との趣旨を踏まえ策定を行ったが、①今般の審査意見を踏まえ、策定した「養成する人材像に内包される3つの柱」がその機能を代替できている点、②策定した教育目標の内容がディプロマ・ポリシーに近い内容となっているため、開学した際に混同してしまう可能性がある点。以上の2点から教育目標を説明から削除した。

(説明)

1. 養成する人材像の策定に至った経緯

松本看護大学の設置を検討するにあたり、本学が立地する松本市を中心とした、中信地区の代表的な病院（信州大学医学部附属病院、松本市立病院、国立病院機構まつもと医療センター、相澤病院、丸の内病院、松本協立病院）、及び松本市健康福祉部、松本市内にある高等学校（松本県ヶ丘高校、松本蟻ヶ崎高校、松本美須ヶ丘高校）にヒアリング調査を実施した。調査期間は平成31年2月下旬から3月下旬である。ヒアリング内容は病院に対しては「5年先、10年先を見据えてどのような看護師が必要になるか」「現在看護師は充足しているのか」「高等教育機関に期待する教育について」等であり、主として看護部長及び看護管理者にご協力いただいた。松本市健康福祉部に対しては「松本市内の現状と課題について」であり、医療を管轄する部署の部課長にご協力いただいた。高等学校に対しては「看護系の教育機関に進学を希望する高校生の意識がどのようになっているのか」であり、進路指導主事にご協力いただいた。ヒアリングの結果は以下の通りであった。

- 1) 相次ぐ医療制度の改革により、病院での在院日数が大幅に短縮され、今後は在宅での看護が重要な位置づけになるため、将来在宅看護を担える看護師を養成してほしい。
- 2) 在宅では主体的に判断する能力が求められるが、病院等の臨床現場でも医師の指示待ちではなく、主体的に考え判断する能力が必要になる。大学では主体的に考え、行動する習慣を身に着けた看護職を育ててほしい。
- 3) 新卒の看護師には一定の知識はあるものの、看護の対象者やご家族と接する力が不足している。敬意をもって接する力、信頼関係を構築できる力を育てて欲しい。
- 4) 医療は急速に進歩し、制度も頻繁に改正されるため、学び続ける姿勢が必要となる。
- 5) 4年制の大学では、看護の専門性だけでなく、様々な医療関係者と協働し、その中でリーダーシップを発揮するマネジメント力、人間力を養成してほしい。こうした能力は在宅看護では特に必要となる。
- 6) 看護の現場においては自ら課題を発見し、解決策を提案し、実行できる力が必要となる。
- 7) 松本市を中心とした中信地区の看護系大学は信州大学医学部保健学科のみで、信州大学は国立大学であり、学生の3/4は県外出身者である。そのため、採用しても将来的には地元に戻り、定着せず、慢性的に看護師が不足している。
- 8) 長野県では近年、風水害、地震、火山等の自然災害の発生頻度が高まっている。長野県は日本アルプスの玄関口であり、自然災害の被害者への対応、頻発する山岳事故等の対応ができる看護職者を養成して欲しい。
- 9) 長野県の平均寿命は男女ともに日本でトップクラスである。これは保健師・保健指導員といった人たちが地道に減塩運動などの活動をした結果であった。しかし、長野県の健康を支えてきた保健師は高齢化し、特に周辺の町村の保健センターでは、保健師が集まらず、保健師の高齢化に伴い若い世代の力が求められている。
- 10) 進学校では、看護師を希望する高校生はまず4年制大学を目指している。看護師志望者は女子学生で毎年二桁の学生がチャレンジしているが、信州大学、長野県立看護大学は定員が限られており、全国から進学希望者が集まるため、入学できない学生が多い。その結果、県外に進学する学生もかなりいる。松本市内に看護大学ができるのは、学生にとっては朗報である。

2. 養成する人材像

学校法人松本学園は昭和47年の開学以来、50年間一貫して地域と連携した実践教育を通して、地域に必要とされる人材の育成を行ってきた。地域の福祉医療・地域政策等の現状を真摯にとらえ、専門知識を活用し、課題解決に取り組み、健康で心豊かで活力ある地域の発展に貢献できる人材の輩出を目指す必要がある。本学では前述したヒアリング結果や長野県及び松本医療圏の現状から松本看護大学の養成する人材像を以下の通りにする。更に、養成する人材像に内包される3つの柱を下記の通

り策定し、3つの柱を軸に人材の育成を図ることとする。

1) 養成する人材像

生命の尊厳に基づく倫理観と幅広く深い教養を有し、生涯を通して知識・技術を学び続け、地域の保健医療福祉に対する理解と看護に必要なかつ十分な知識と素養を有し、多職種と連携・協働し、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力をもった看護職者

2) 養成する人材像に内包される3つの柱

(1) 人間性

- ・生命の尊厳に基づく倫理観を有し、幅広く深い教養と誠実な人間性を備え、多様な価値観を尊重し、人々との関係を成立・発展できる人材
- ・生涯を通じて自ら学び、社会人としてまた、専門職業人として自己研鑽と自己成長を通じ看護の発展と地域貢献のために主体的・積極的・意欲的に行動できる人材

(2) 看護実践力

- ・看護に必要な知識の追求と素養を有し、科学的根拠・理論的知識を元に安全に個別的に最善の看護が実践できる人材
- ・生命力、自然治癒力、意志力といったその人のもてる力を最大限に生かした看護を提供できる人材

(3) 地域貢献

- ・地域の保健医療福祉に対して深い洞察力と分析力を有し、その現状を理解し、また、健康課題を明らかにし、地域の発展のために多職種の人々と協働し、貢献できる人材

3. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

養成する人材像を育成するために、卒業時に身に付けてほしい能力を具体的に示し、それらを学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とした。本学部の理念・目的を実現するために、自立した看護職者として必要な知識と実践能力を養う。

1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。

- ・人間性豊かで生命の尊厳に基づく倫理観を有し、看護を取り巻く多様な人々との関係を成立・発展させるためのコミュニケーション能力を有する。

2) 主体的に行動することができる。

- ・自立した社会人として主体的かつ意欲的に行動することができる。

3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。

- ・在宅看護学、救急・災害看護学、公衆衛生看護学の選択分野を学修し、保健医療福祉の関連分野の人々と連携・協働し、地域保健医療の充実と発展に貢献できる基礎的な能力を身に付けている。

4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。

- ・看護現場における課題を発見し、その解決策を探求し、その解決策を実践することができる。
- ・看護の発展に寄与できる自己研鑽力と基礎的研究能力を有する。

5) 看護の知識と看護実践力を有する。

・地域の特性や看護の対象となる人々を理解し、尊重し、多様な人々の看護に必要な知識を身に付け、科学的根拠に基づき良質で安全な看護を実践する能力を有する。

6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力（保健師課程）

・科学的根拠と文化的感受性をもって地域社会の健康課題を把握・分析・診断する能力を有する。
・集団や組織に対し支援・協働・施策化を通じ、人々の健康増進能力を高め、健康課題を解決するための基盤となる能力を有する。

4. 養成する人材像とディプロマ・ポリシーの繋がり

養成する人材像に内包される「人間性」「看護実践」「地域貢献」の3つの柱とディプロマ・ポリシーの繋がりとは下記の通りである。

1) 「人間性」に関連するディプロマ・ポリシー

ここでの「人間性」とは質の高い看護実践を提供するために、人として備えるべき資質である。専門職者に限らず汎用的に必要な能力であり、具体的には「倫理観」「教養」「生涯学習力」「主体性」等である。「人間性」に係るディプロマ・ポリシーは「1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。」「2) 主体的に行動することができる。」「3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。」「4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。」である。

2) 「看護実践」に関連するディプロマ・ポリシー

ここでの「看護実践」とは第一の柱である「人間性」を基盤として、質の高い看護実践を展開するために必要となる知識・技能である「看護実践」に係るディプロマ・ポリシーは「5) 看護の知識と看護実践力を有する。」である。

3) 「地域貢献」に関連するディプロマ・ポリシー

ここでの「地域貢献」とは本学が開学以来地域に貢献してきた点、教育研究上の目的にある「地域社会における医療保健福祉の向上に貢献する人材を育成する」を達成するために策定した。地域に住む人々の健康で幸福な生活の実現を願い、その達成のために寄与できる力である。「地域貢献」に係るディプロマ・ポリシーは「5) 看護の知識と看護実践力を有する。」「6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力（保健師課程）」である。

5. 3つのポリシーと教育課程のつながり

ディプロマ・ポリシーに内包される具体的な能力とそれらを育成するためのカリキュラム・ポリシー（教育課程）との関係は以下のとおりであり、その達成に向けてカリキュラムポリシーに則り、教育課程を構築している。本説明については資料（資料13 カリキュラム・マップ（大学の理念・目的から教育課程まで））で図示されており、その説明を行うものである。

1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。

この能力は今後増加していく在宅看護に対応するためには複雑な背景をもつ対象者への全人的理解が必要となる点。ヒアリング結果から多様な対象者に対して敬意をもって接し、信頼関係を構築する力、多職種と連携するためのコミュニケーション力が求められている点から策定を行った。ここでの多様な人々とは看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会に加え、協働する多職種も含まれ、看護を実践する上で関わる人々全てが対象となる。

「カリキュラムポリシー1：「多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を身につけるための科目を教養科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、主に教養科目と専門科目の一部と関連している。1年次では「情報科学」「社会学」「法学」「英語Ⅰ～Ⅱ」「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」等といった教養やコミュニケーションに関する科目に加え、「生命倫理」によって幅広い教養と倫理感を養う。更に、主に2年次以降に担当している「成人看護学概論」「小児看護学概論」等といった概論科目や「医療と看護の倫理」によって1年次によって身につけた教養・倫理観を看護職者としてふさわしい職業倫理へと発展させる。こうした職業倫理や教養は誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚といった個人としての品行に繋がると共に、社会常識の獲得に必要である。こうして得られた教養と倫理観は他者との信頼関係構築に必要であり、ディプロマ・ポリシーに掲げる「多様な人々との関係を成立・発展することができる能力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「③人間の生命を大切に思い、誠実な態度で他者と関わることができる人（多様性・協働性）」「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」を策定し、入学時には生命を尊重する考えや誠実さ、コミュニケーション力の素地が備わっているかを確認する。

2) 主体的に行動することができる。

この能力は在宅医療を担う看護職には主体性が求められる点、高度化する医療に対応するためには自己研鑽と研究を継続できる能力が必要である点から策定を行った。計画的にたゆみなく専門職業人としての研鑽に励み、能力の維持・開発に努め、主体的に看護ケアが提供できる能力である。

「カリキュラムポリシー2：「主体的行動力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、連携科目や実習関連の科目と関連している。強く関連する科目に連携科目であり、「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」では少人数ゼミナール形式の科目を配置しており、学生同士が同じ目標に向かって協働や連携を体験する中で課題を発見し、解決に向かっていくための主体性を身につける。更に、1年次の「研究入門」で学修した内容を2年次の「研究方法論」で更に発展させ、「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」と共に卒業論文へと展開していく。また、2年次以降には「基礎看護学実習」「老年看護学実習」「小児看護学実習」等といった実習科目により、学内で身につけた主体的な行動力の素地となる力を臨床現場へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「主体的に行動することができる能力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「④看護学を主体的・創造的に学ぶ意欲を有している人（主体性・関心・意欲）」を策定し、入学時に入学希望者の主体性や意欲を確認する。

3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。

看護職者は、医療の質向上のため、保健医療福祉関係者と協働し、相互の創意、工夫、努力によって、質の高い看護及び医療を提供することが求められる点から策定を行った。協働する関係者の専門性を理解し合い、各々の能力を最大限に発揮しながら、より質の高い看護及び医療の提供をめざす態度と、その遂行のための能力である。

「カリキュラムポリシー3：「地域貢献力と多職種連携能力」を身につけるための科目を教養科目、

連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目の一部や連携科目、専門科目の一部と関連している。地域貢献力を養うために地域の現状を適切に理解し判断へと繋げる力が必要であるため、社会常識の獲得や科学的な根拠をもった判断ができる能力を養成するために、1・2年次には「社会保障制度」「衛生関係法規」「比較文化論」等の科目を配置している。また、「松本の歴史と文化」では特に本学の位置する松本に関わる地域特性を学ぶ。1・2年次にて学んだ内容を基盤として「公衆衛生看護学系」「在宅看護学系」「救急看護学系」「災害看護学系」いずれかの専門領域を学び、その専門性を深める。更に、必修科目として「在宅看護学概論」「在宅看護援助論Ⅰ」「在宅看護援助論Ⅱ」「在宅看護学実習」といった在宅関連の科目を学修し、地域医療へと貢献できる看護実践力へと展開する。

一方で、多職種連携能力を身につけるために「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」といったコミュニケーション関連科目によりコミュニケーション関連の基盤となる能力を身につけ、「公衆衛生看護学活動論Ⅰ」「公衆衛生看護学活動論Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」「公衆衛生看護学実習Ⅱ」等の公衆衛生看護学系の科目、「救急看護学」「救急看護学実習」「災害看護学」「災害看護学実習」等の救急・災害看護学系の科目、「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学系の科目で実際の患者と接することを通じ多職種連携へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる能力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」「⑦大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」を策定し、入学時に入学希望者のコミュニケーション力の素地や地域に貢献しようとする意欲を確認する。

4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。

看護現場の質向上と質の高い看護ケアのためには、課題を発見し、その解決を図る能力が求められる点から策定を行った。

「カリキュラムポリシー4:「課題発見能力と課題解決能力」を身につけるための科目を連携科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、連携科目、専門科目の一部と関連している。課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置し、学生同士が同じ目標に向かって協働や連携を体験する中で課題を発見し、解決に向かっていく。このような学びを通して、課題探求能力、問題解決能力、自己研鑽能力、基礎的研究能力を育む。更に、看護現場において課題を発見し、その解決のための方法を探求できる力を育成するため、専門科目に基礎看護学系・成人看護学系・老年看護学系・小児看護学系・母性看護学系・精神看護学系・在宅看護学系・公衆衛生看護学系、救急・災害看護学等に関する実習科目を配置し、臨床現場でも課題を発見しその解決ができるように科目を配置している。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多課題を発見し、課題解決を図ることができる能力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「④看護学を主体的・創造的に学ぶ意欲を有している人（主体性・関心・意欲）」「⑥主体的に考える

動できる人（主体性）」を策定し、入学時に入学希望者の主体性や看護学に対する意欲を確認する。

5) 看護の知識と看護実践力を有する。

看護職者が個人・家族・集団・地域について幅広く理解し、科学的根拠に基づいた良質で安全な看護を実践できる能力であり、看護実践を行う基本的能力であることから策定を行った。

「カリキュラムポリシー5：「看護の知識と看護実践力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目、専門基礎科目、専門科目の一部と関連している。

質の高い看護実践を展開するためには対象者の全人的理解をする力が必要であり、そのために教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「臨床心理学」「医療と看護の倫理」等の科目を配置している。更に、看護の対象となる人間を心身両面から理解し、健康と疾病の連続性と健康障害についての理解や健康障害の状況と生活への影響、必要とする治療や看護について学ぶことで看護ケアの基盤となる力を身につけるため専門基礎科目に「形態機能学Ⅰ」「形態機能学Ⅱ」「病態治療学Ⅰ」「病態治療論Ⅱ」「臨床薬理学」等を配置している。更に、社会の一員として医療行為を行うため、社会において健康や健康な生活を支える様々なシステムとその機能、人々への健康への影響を理解することが必要であることから「社会保障制度」「衛生関係法規」「疫学」といった科目教養科目の「健康支援と保健医療システム」に配置している。こうした教養科目、専門基礎科目によって身につけた基礎的な能力を看護実践へと展開するために、専門科目を配置している。特に「看護学概論」「基礎看護技術Ⅰ」「基礎看護技術Ⅱ」「基礎看護技術Ⅲ」「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」「ヘルスアセスメント」「看護過程展開論」といった基礎看護学領域の科目は全ての専門領域に関わるため、主として1～2年次に配置し、それ以降の専門領域に繋げるようにしている。2年次以降は基礎看護学領域の科目を踏まえ、成人看護学系、老年看護学系、小児看護学系、母性看護学系、精神看護学系、公衆衛生看護学系、在宅看護学系、救急看護学系、災害看護学系といった専門領域へと展開している。系統ごとに講義・演習・実習科目をそれぞれ配置し、知識の理解から態度・志向性及び技術や技能の修得、理論と実践の統合といった学びまで深めることができる。更に、看護の知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするため専門科目に「在宅看護学系の講義・演習・実習科目」「統合実習」「卒業研究」「看護マネジメント」「ヘルスカウンセリング」等、看護の統合に関する科目を配置している。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「看護の知識と看護実践力を有する」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「①入学後の大学教育に必要な基礎学力を有している人（知識・技能）」「②看護・保健・医療・福祉分野に広く関心のある人（関心・意欲）」を策定し、入学時に看護学に関する学士課程が教育できる知識、学ぶ意欲を確認する。

6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力（保健師課程）

長野県の保健師活動の重要性と、地域の保健医療福祉の向上に寄与する本学の目的からその重要性を鑑み、策定を行った。保健師として科学的根拠だけでなく、その地域の文化や風土を理解した上で地域の健康課題を把握・分析・診断する力である。更に、把握・分析・診断した健康課題に対して、関わる人々と連携・協働し、組織・集団・地域への支援を通じて保健医療福祉の向上に貢献するための基盤となる能力である。

「カリキュラムポリシー6：「地域の多様な健康課題に対応できる力」を身につけるための科目を

教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目、専門基礎科目、専門科目の一部と関連している。集団・組織・地域に対して健康増進能力を高めるには社会についての理解が必要である点から「疫学」「公衆衛生学」「保健・医療・福祉行政論」「社会保障制度」「衛生関係法規」「保健統計学」「看護援助的関係論」等の健康支援と保健医療システムに関する科目を主に1年次～2年次にかけて配置し、「地域社会の多様な健康課題に対応できる力」の基礎となる力を養成する。更に、公衆衛生看護の理論や概念を理解し、実習を通じて知識・技術を統合し、公衆衛生看護活動を実践する上での基盤となる能力形成を行うために主に2年次～4年次に専門科目に「公衆衛生看護学活動論Ⅰ」「公衆衛生看護学活動論Ⅱ」「健康支援論」「産業看護論」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」等を配置している。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「地域社会の多様な健康課題に対応できる力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「①入学後の大学教育に必要な基礎学力を有している人（知識・技能）」「⑦大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」を策定し、入学時に本学の公衆衛生に関する知識を学び保健師活動へと展開できる基礎学力と地域に貢献する意欲を確認する。

以上より、審査意見1を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「Ⅱ. 本学の特色（学部学科の特色）」を加除修正する。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（15ページから20ページ）

新	旧（15ページから）
<p>Ⅱ. 本学の特色（学部学科の特色）</p> <p>3. 養成する人材像の策定に至った経緯</p> <p><u>松本看護大学の設置を検討するにあたり、本学が立地する松本市を中心とした、中信地区の代表的な病院（信州大学医学部附属病院、松本市立病院、国立病院機構まつもと医療センター、相澤病院、丸の内病院、松本協立病院）、及び松本市健康福祉部、松本市内にある高等学校（松本県ヶ丘高校、松本蟻ヶ崎高校、松本美須ヶ丘高校）にヒアリング調査を実施した。調査期間は平成31年2月下旬から3月下旬である。ヒアリング内容は病院に対しては「5年先、10年先を見据えてどのような看護師が必要になるか」「現在看護師は充足しているのか」「高等教育機関に期待する教育について</u></p>	<p>Ⅱ. 本学の特色（学部学科の特色）</p> <p>（新規）</p>

て」等であり、主として看護部長及び看護管理者にご協力いただいた。松本市健康福祉部に対しては「松本市内の現状と課題について」であり、医療を管轄する部署の部課長にご協力いただいた。高等学校に対しては「看護系の教育機関に進学を希望する高校生の意識がどのようになっているのか」であり、進路指導主事にご協力いただいた。ヒアリングの結果は以下の通りであった。

1) 相次ぐ医療制度の改革により、病院での在院日数が大幅に短縮され、今後は在宅での看護が重要な位置づけになるため、将来在宅看護を担える看護師を養成してほしい。

2) 在宅では主体的に判断する能力が求められるが、病院等の臨床現場でも医師の指示待ちではなく、主体的に考え判断する能力が必要になる。大学では主体的に考え、行動する習慣を身に着けた看護職を育ててほしい。

3) 新卒の看護師には一定の知識はあるものの、看護の対象者やご家族と接する力が不足している。敬意をもって接する力、信頼関係を構築できる力を育てて欲しい。

4) 医療は急速に進歩し、制度も頻繁に改正されるため、学び続ける姿勢が必要となる。

5) 4年制の大学では、看護の専門性だけでなく、様々な医療関係者と協働し、その中でリーダーシップを発揮するマネジメント力、人間力を養成してほしい。こうした能力は在宅看護では特に必要となる。

6) 看護の現場においては自ら課題を発見し、解決策を提案し、実行できる力が必要となる。

7) 松本市を中心とした中信地区の看護系大学は信州大学医学部保健学科のみで、信州大学は国立

大学であり、学生の3/4は県外出身者である。そのため、採用しても将来的には地元へ帰り、定着せず、慢性的に看護師が不足している。

8) 長野県では近年、風水害、地震、火山等の自然災害の発生頻度が高まっている。長野県は日本アルプスの玄関口であり、自然災害の被害者への対応、頻発する山岳事故等の対応ができる看護職者を養成して欲しい。

9) 長野県の平均寿命は男女ともに日本でトップクラスである。これは保健師・保健指導員といった人たちが地道に減塩運動などの活動をした結果であった。しかし、長野県の健康を支えてきた保健師は高齢化し、特に周辺の町村の保健センターでは、保健師が集まらず、保健師の高齢化に伴い若い世代の力が求められている。

10) 進学校では、看護師を希望する高校生はまず4年制大学を目指している。看護師志望者は女子学生で毎年二桁の学生がチャレンジしているが、信州大学、長野県立看護大学は定員が限られており、全国から進学希望者が集まるため、入学できない学生が多い。その結果、県外に進学する学生もかなりいる。松本市内に看護大学ができるのは、学生にとっては朗報である。

4. 養成する人材像

学校法人松本学園は昭和47年の開学以来、50年間一貫して地域と連携した実践教育を通して、地域に必要とされる人材の育成を行ってきた。地域の福祉医療・地域政策等の現状を真摯にとらえ、専門知識を活用し、課題解決に取り組み、健康で心豊かで活力ある地域の発展に貢献できる人材の輩出を目指す必要がある。本学では前述したヒアリング結果や長野県及び松本医療圏の現状から松本看

3. 学部の理念と養成する人材像

本学の看護学部の理念・目的は、「看護学部は、豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基盤とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者を養成すること」である。また本学部の養成する人材像は、「生命の尊厳に基づく倫理観と幅広く深い教養を有し、生涯を通して知識・技術を学び続け、地域の保健医療福祉

<p><u>護大学の養成する人材像を以下の通りにする。更に、養成する人材像に内包される3つの柱を下記の通り策定し、3つの柱を軸に人材の育成を図ることとする。</u></p> <p><u>1) 養成する人材像</u></p> <p>生命の尊厳に基づく倫理観と幅広く深い教養を有し、生涯を通して知識・技術を学び続け、地域の保健医療福祉に対する理解と看護に必要かつ十分な知識と素養を有し、多職種と連携・協働し、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力をもった看護職者</p> <p><u>2) 養成する人材像に内包される3つの柱</u></p> <p><u>(1) 人間性</u></p> <p><u>・生命の尊厳に基づく倫理観を有し、幅広く深い教養と誠実な人間性を備え、多様な価値観を尊重し、人々との関係を成立・発展できる人材</u></p> <p><u>・生涯を通じて自ら学び、社会人としてまた、専門職業人として自己研鑽と自己成長を通じ看護の発展と地域貢献のために主体的・積極的・意欲的に行動できる人材</u></p> <p><u>(2) 看護実践力</u></p> <p><u>・看護に必要な知識の追求と素養を有し、科学的根拠・理論的知識を元に安全に個別的に最善の看護が実践できる人材</u></p> <p><u>・生命力、自然治癒力、意志力といったその人のもてる力を最大限に生かした看護を提供できる人材</u></p> <p><u>(3) 地域貢献</u></p> <p><u>・地域の保健医療福祉に対して深い洞察力と分析力を有し、その現状を理解し、また、健康課題を明らかにし、地域の発展のために多職種の人々と協働し、貢献できる人材</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>に対する理解と看護に必要かつ十分な知識と素養を有し、多職種と連携・協働し、地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力をもった看護職者」である。上記の人材養成により、人々が健康に生きることを支援し、あわせて地域社会における保健医療福祉の連携と発展に貢献する。</p> <p>4. 教育目標</p>
--	--

	<p>養成する人材像の実現のため、本学部では、以下の7項目を教育目標とした。</p> <p>(教育目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 社会に広く貢献するための幅広く深い教養、誠実で豊かな人間性を備え、総合的に判断ができる能力 2) 生命の尊厳に基づく倫理観を有し、多様な価値観を尊重して行動できる能力 3) 看護の専門的知識・技術を用いて地域保健・地域医療を支える能力 4) 科学的根拠に基づき、計画的かつ安全に看護を実践する能力 5) 看護現場にある様々な課題を発見し、対応する能力 6) 看護の発展に寄与できるよう、自己研鑽と研究を継続できる能力 7) 保健医療福祉分野の人々と連携・協働ができる能力 <p>学生が上記の能力を身につけることで本学部の養成する人材像が形成される。これら教育目標は、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会（平成28年度～）」で示された「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」に「看護系人材として求められる基本的な資質・能力」として提示されている下記9つの能力を包括している。「①プロフェッショナリズム、②看護学の知識と看護実践、③根拠に基づいた課題対応能力、④コミュニケーション能力、⑤保健・医療・福祉における協働、⑥ケアの質と安全の管理、⑦社会から求められる看護の役割の拡大、⑧科学的探究、⑨生涯にわたって研鑽し続ける姿勢」。また、これら教育目標は長野県や松本医療圏における地域の医療課題、医療構想に必要とされる看護職の資質とも合致している。</p> <p>(新規)</p>
<p>5. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p>	<p>(新規)</p>

<p><u>シー)</u></p> <p><u>養成する人材像を育成するために、卒業時に身に着けてほしい能力を具体的に示し、それらを学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)とした。本学部の理念・目的を実現するために、自立した看護職者として必要な知識と実践能力を養う。</u></p> <p><u>1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。</u></p> <p><u>・人間性豊かで生命の尊厳に基づく倫理観を有し、看護を取り巻く多様な人々との関係を成立・発展させるためのコミュニケーション能力を有する。</u></p> <p><u>2) 主体的に行動することができる。</u></p> <p><u>・自立した社会人として主体的かつ意欲的に行動することができる。</u></p> <p><u>3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。</u></p> <p><u>・在宅看護学、救急・災害看護学、公衆衛生看護学の選択分野を学修し、保健医療福祉の関連分野の人々と連携・協働し、地域保健医療の充実と発展に貢献できる基礎的な能力を身に付けている。</u></p> <p><u>4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。</u></p> <p><u>・看護現場における課題を発見し、その解決策を探求し、その解決策を実践することができる。</u></p> <p><u>・看護の発展に寄与できる自己研鑽力と基礎的研究能力を有する。</u></p> <p><u>5) 看護の知識と看護実践力を有する。</u></p> <p><u>・地域の特性や看護の対象となる人々を理解し、尊重し、多様な人々の看護に必要な知識を身に付け、科学的根拠に基づき良質で安全な看護を実践する能力を有する。</u></p> <p><u>6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力(保健師課程)</u></p> <p><u>・科学的根拠と文化的感受性をもって地域社会の健康課題を把握・分析・診断する能力を有する。</u></p> <p><u>・集団や組織に対し支援・協働・施策化を通じ、人々の健康増進能力を高め、健康課題を解決するた</u></p>	
---	--

<p>めの基盤となる能力を有する。</p> <p>6. 養成する人材像とディプロマ・ポリシーの繋がり</p> <p>養成する人材像に内包される「人間性」「看護実践」「地域貢献」の3つの柱とディプロマ・ポリシーの繋がり は下記の通りである。</p> <p>1) 「人間性」に関連するディプロマ・ポリシー ここでの「人間性」とは質の高い看護実践を提供するために、人として備えるべき資質である。専門職者に限らず汎用的に必要な能力であり、具体的には「倫理観」「教養」「生涯学習力」「主体性」等である。「人間力」に係るディプロマ・ポリシーは「1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。」「2) 主体的に行動することができる。」「3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。」「4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。」である。</p> <p>2) 「看護実践」に関連するディプロマ・ポリシー ここでの「看護実践」とは第一の柱である「人間性」を基盤として、質の高い看護実践を展開するために必要となる知識・技能である「看護実践」に係るディプロマ・ポリシーは「5) 看護の知識と看護実践力を有する。」である。</p> <p>3) 「地域貢献」に関連するディプロマ・ポリシー ここでの「地域貢献」とは本学が開学以来地域に貢献してきた点、教育研究上の目的にある「地域社会における医療保健福祉の向上に貢献する人材を育成する」を達成するために策定した。地域に住む人々の健康で幸福な生活の実現を願い、その達成のために寄与できる力である。「地域貢献」に係るディプロマ・ポリシーは「5) 看護の知識と看護実践力を有する。」「6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力（保健師課程）」である。</p>	<p>(新規)</p>
<p>7. 3つのポリシーと教育課程の繋がり</p> <p>ディプロマ・ポリシーに内包される具体的な能</p>	<p>5. 教育目標とディプロマ・ポリシー、教育課程の繋がり</p>

<p>力とそれらを育成するためのカリキュラム・ポリシー（教育課程）との関係は以下のとおりであり、その達成に向けてカリキュラムポリシーに則り、教育課程を構築している。本説明については資料（資料 13 カリキュラム・マップ（大学の理念・目的から教育課程まで））で図示されており、その説明を行うものである。</p>	<p>本学部の理念・目的を実現するために、自立した看護職者として必要な知識と実践能力をその教育目標のもとで養う。本学部の人材養成の目標や、ディプロマ・ポリシーに内包される具体的な能力とそれらを育成する授業の関係は以下のとおりであり、その達成に向けて教育課程を構築している。</p>
<p>1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。</p> <p>この能力は今後増加していく在宅看護に対応するためには複雑な背景をもつ対象者への全人的理解が必要となる点。ヒアリング結果から多様な対象者に対して敬意をもって接し、信頼関係を構築する力、多職種と連携するためのコミュニケーション力が求められている点から策定を行った。ここでの多様な人々とは看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会に加え、協働する多職種も含まれ、看護を実践する上で関わる人々全てが対象となる。</p>	<p>1) 社会に広く貢献するための幅広く深い教養、誠実で豊かな人間性を備え、総合的な判断ができる能力</p> <p>この能力は、本学部の養成人材像の「幅広く深い教養」、ディプロマ・ポリシーの「①多様な人との関係を成立・発展できる能力」「⑥地域社会の多様な健康課題に対応できる力」に関連し、多様な人との関係を成立・発展できるコミュニケーション能力の素地であり、対象者の立場に立った対象者理解と必要なケアを実践するために基盤となる能力である。この能力に対応する科目として、主に教養科目を配当している。その中の「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ」、「比較文化論」、「国際理解入門」、「言語と表現」など、教養科目のほとんどが、この能力と関連している。</p>
<p>「カリキュラムポリシー1：「多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を身につけるための科目を教養科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、主に教養科目と専門科目の一部と関連している。1年次では「情報科学」「社会学」「法学」「英語Ⅰ～Ⅱ」「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」等といった教養やコミュニケーションに関する科目に加え、「生命倫理」によって幅広い教養と倫理感を養う。更に、主に2年次以降に配当している「成人看護学概論」「小児看護学概論」等といった概論科目や「医療と看護の倫理」によって1年次によって身につけた教養・倫理観を看護職者としてふさわしい職業倫理へと発展させる。こうした職業倫理や教養は誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚といった個人としての品行に繋がると共に、社会常識の獲得に必要である。こうして得られた教養と倫理観は他者との信頼関係構築に必要であ</p>	<p>2) 生命の尊厳に基づく倫理観を有し、多様な価値観を尊重して行動できる能力</p> <p>この能力は、本学部の養成人材像の「生命の尊厳に基づく倫理観」とディプロマ・ポリシーの「①多様な人との関係を構築・発展できる能力」「④課題発見能力と課題解決能力」に関連し、対象者の尊厳と権利を尊重し、看護職者としてふさわしい高い倫理観と真摯な姿勢で責任ある看護実践が提供できる能力である。これらの能力を養うために必要な科目として、教養科目では「コミュニケーション論」「生命倫理」「ボランティア論」等の科目、専門基礎科目では「看護援助の関係論」等の科目、専門科目では「看護学概論」「基礎看護学実習」等の科目を配置している。</p>

<p>り、ディプロマ・ポリシーに掲げる「多様な人々との関係を成立・発展することができる能力」へと繋がっていく。</p> <p>こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「③人間の生命を大切に思い、誠実な態度で他者と関わることができる人（多様性・協働性）」「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」を策定し、入学時には生命を尊重する考えや誠実さ、コミュニケーション力の素地が備わっているかを確認する。</p> <p>2) 主体的に行動することができる。</p> <p>この能力は在宅医療を担う看護職には主体性が求められる点、高度化する医療に対応するためには自己研鑽と研究を継続できる能力が必要である点から策定を行った。計画的にたゆみなく専門職業人としての研鑽に励み、能力の維持・開発に努め、主体的に看護ケアが提供できる能力である。</p> <p>「カリキュラムポリシー2：「主体的行動力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、連携科目や実習関連の科目と関連している。強く関連する科目に連携科目であり、「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」では少人数ゼミナール形式の科目を配置しており、学生同士が同じ目標に向かって協働や連携を体験する中で課題を発見し、解決に向かっていくための主体性を身につける。更に、1年次の「研究入門」で学修した内容を2年次の「研究方法論」で更に発展させ、「連携ゼミナールⅠ」「連携ゼミナールⅡ」と共に卒業論文へと展開していく。また、2年次以降には「基礎看護学実習」「老年看護学実習」「小児看護学実習」等といった実習科目により、学内で身につけた主体的な行動力の素地となる力を臨床現場へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「主体的に行動す</p>	<p>3) 看護の専門的知識・技術を用いて地域保健・地域医療を支える能力</p> <p>この能力は、本学部の養成人材像の「地域の保健医療福祉に対する理解」「地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力」とディプロマ・ポリシーの「③地域貢献力と多職種連携能力」「⑥地域社会の多様な健康課題に対応できる力」に関連し、地域の特性を理解し、地域の保健医療福祉の発展に貢献できる能力である。これらの能力を養うために必要な科目として、教養科目では「松本の歴史と文化」の科目、専門基礎科目では「看護とリハビリテーション」の科目、専門科目では「看護過程の展開」「基礎看護技術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「地域医療連携システム論」等の科目を配置している。</p> <p>4) 科学的根拠に基づき、計画的かつ安全に看護を実践する能力</p> <p>この能力は、本学部の養成人材像の「看護に必要かつ十分な知識と素養」とディプロマ・ポリシーの「④課題発見能力と課題解決能力」「⑤看護の知識と看護実践力」に関連し、看護職者として必要な基本的知識と技術であり、看護を安全に実施するための基本的な知識・技術・態度、科学的根拠に基づいた看護実践能力を養う能力。これらの能力を養うために必要な科目として、教養科目では「情報リテラシー」「情報科学」等の科目を配置している。専門基礎科目では「形態機能学Ⅰ・Ⅱ」など、ほとんどの科目がこの能力と関係している。専門科目では看護の機能の特徴から基礎看護学系、成人看護学系、老年看護学系、小児看護学系、母性看護学系、精神看護学系、在宅看護学系等の講義・演習・実習科目を配置している。</p> <p>5) 看護現場にある様々な課題を発見し、対応する能力</p> <p>この能力は、本学部の養成人材像の「看護に必要かつ十分な知識と素養」「地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護実践能力」とディプロマ・ポリ</p>
--	---

<p>ることができる能力」へと繋がっていく。</p> <p>こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「④看護学を主体的・創造的に学ぶ意欲を有している人（主体性・関心・意欲）」を策定し、入学時に入学希望者の主体性や意欲を確認する。</p> <p>3) 多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる。</p> <p>看護職者は、医療の質向上のため、保健医療福祉関係者と協働し、相互の創意、工夫、努力によって、質の高い看護及び医療を提供することが求められる点から策定を行った。協働する関係者の専門性を理解し合い、各々の能力を最大限に発揮しながら、より質の高い看護及び医療の提供をめざす態度と、その遂行のための能力である。</p> <p>「カリキュラムポリシー3：「地域貢献力と多職種連携能力」を身につけるための科目を教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目の一部や連携科目、専門科目の一部と関連している。地域貢献力を養うために地域の現状を適切に理解し判断へと繋げる力が必要であるため、社会常識の獲得や科学的な根拠をもった判断ができる能力を養成するために、1・2年次には「社会保障制度」「衛生関係法規」「比較文化論」等の科目を配置している。また、「松本の歴史と文化」では特に本学の位置する松本に関わる地域特性を学ぶ。1・2年次にて学んだ内容を基盤として「公衆衛生看護学系」「在宅看護学系」「救急看護学系」「災害看護学系」いずれかの専門領域を学び、その専門性を深める。更に、必修科目として「在宅看護学概論」「在宅看護援助論Ⅰ」「在宅看護援助論Ⅱ」「在宅看護学実習」といった在宅関連の科目を学修し、地域医療へと貢献できる看護実践力へと展開する。</p> <p>一方で、多職種連携能力を身につけるために「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」といったコミュニケーション関連科目により</p>	<p>シーの「④課題発見能力と課題解決能力」に関連し、看護現場における課題を発見し、その解決のための方法を探求する能力である。これらの能力を養うために必要な科目として、連携科目では「研究入門」「研究方法論」等の科目、専門科目では基礎看護学系・成人看護学系・老年看護学系・小児看護学系・母性看護学系・精神看護学系・在宅看護学系・公衆衛生看護学系、救急・災害看護学系等に関する実習科目を配置する。</p> <p>6) 看護の発展に寄与できるよう、自己研鑽と研究を継続できる能力</p> <p>この能力は、本学部の養成人材像の「生涯を通して知識・技術を学び続け」とディプロマ・ポリシーの「②主体的行動力」「④課題発見能力と課題解決能力」に関連し、社会の中で看護職が果たす責務を理解し、看護職自らの自己研鑽と専門性の発展により看護学を探究し続ける姿勢を養う能力である。これらの能力を養うために必要な科目として、連携科目では「教養ゼミナール」「連携ゼミナール」等のすべての科目がこの能力と関連している、看護の統合に「看護マネジメント論」「統合実習」「卒業研究」等の科目を配置する。</p> <p>7) 保健医療福祉分野の人々と連携・協働ができる能力</p> <p>この能力は、本学部の養成人材像の「多職種と連携・協働」とディプロマ・ポリシーの「③地域貢献力と多職種連携能力」「⑥地域社会の多様な健康課題に対応できる力」に関連し、多職種の役割を理解し、連携・協働することができる能力である。これらの能力を養うために必要な科目として、教養科目では「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」等の科目、専門基礎科目では「公衆衛生学」「保健・医療・福祉行政論」等の科目、専門科目では「地域医療連携システム論」「多職種連携実習」等の科目を配置している。</p>
--	--

コミュニケーション関連の基盤となる能力を身につけ、「公衆衛生看護学活動論Ⅰ」「公衆衛生看護学活動論Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」「公衆衛生看護学実習Ⅱ」等の公衆衛生看護学系の科目、「救急看護学」「救急看護学実習」「災害看護学」「災害看護学実習」等の救急・災害看護学系の科目、「在宅生活支援論」「地域包括ケア論」「多職種連携実習」等の在宅看護学系の科目で実際の患者と接することを通じ多職種連携へと発展させていく。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多職種と連携し、地域の保健医療福祉の向上に貢献することができる能力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」「⑦大学で学んだ看護学を地域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」を策定し、入学時に入学希望者のコミュニケーション力の素地や地域に貢献しようとする意欲を確認する。

4) 課題を発見し、課題解決を図ることができる。

看護現場の質向上と質の高い看護ケアのためには、課題を発見し、その解決を図る能力が求められる点から策定を行った。「カリキュラムポリシー4：「課題発見能力と課題解決能力」を身につけるための科目を連携科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、連携科目、専門科目の一部と関連している。課題探求力、問題解決能力、研究力の基礎をはぐくみ、自ら考えて行動できる力を育成するために連携科目に「教養ゼミナール」「研究入門」等の少人数ゼミナール形式の科目を配置し、学生同士が同じ目標に向かって協働や連携を体験する中で課題を発見し、解決に向かっていく。このような学びを通して、課題探求能力、問題解決能力、自己研鑽能力、基礎的研究能力を育む。更に、看護現場におい

て課題を発見し、その解決のための方法を探求できる力を育成するため、専門科目に基礎看護学系・成人看護学系・老年看護学系・小児看護学系・母性看護学系・精神看護学系・在宅看護学系・公衆衛生看護学系、救急・災害看護学等に関する実習科目を配置し、臨床現場でも課題を発見しその解決ができるように科目を配置している。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「多課題を発見し、課題解決を図ることができる能力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「④看護学を主体的・創造的に学ぶ意欲を有している人（主体性・関心・意欲）」「⑥主体的に考え行動できる人（主体性）」を策定し、入学時に入学希望者の主体性や看護学に対する意欲を確認する。

5) 看護の知識と看護実践力を有する。

看護職者が個人・家族・集団・地域について幅広く理解し、科学的根拠に基づいた良質で安全な看護を実践できる能力であり、看護実践を行う基本的能力であることから策定を行った。「カリキュラムポリシー5：「看護の知識と看護実践力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目、専門基礎科目、専門科目の一部と関連している。

質の高い看護実践を展開するためには対象者の全人的理解をする力が必要であり、そのために教養科目に「コミュニケーション論」「生命倫理」「臨床心理学」「医療と看護の倫理」等の科目を配置している。更に、看護の対象となる人間を心身両面から理解し、健康と疾病の連続性と健康障害についての理解や健康障害の状況と生活への影響、必要とする治療や看護について学ぶことで看護ケアの基盤となる力を身につけるため専門基礎科目に「形態機能学Ⅰ」「形態機能学Ⅱ」「病態治療学Ⅰ」「病態治療論Ⅱ」「臨床薬理学」等を配置している。更に、社会の一員として医療行為を行うため、社会

において健康や健康な生活を支える様々なシステムとその機能、人々への健康への影響を理解することが必要であることから「社会保障制度」「衛生関係法規」「疫学」といった科目教養科目の「健康支援と保健医療システム」に配置している。こうした教養科目、専門基礎科目によって身につけた基礎的な能力を看護実践へと展開するために、専門科目を配置している。特に「看護学概論」「基礎看護技術Ⅰ」「基礎看護技術Ⅱ」「基礎看護技術Ⅲ」「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」「ヘルスアセスメント」「看護過程展開論」といった基礎看護学領域の科目は全ての専門領域に関わるため、主として1～2年次に配置し、それ以降の専門領域に繋げるようにしている。2年次以降は基礎看護学領域の科目を踏まえ、成人看護学系、老年看護学系、小児看護学系、母性看護学系、精神看護学系、公衆衛生看護学系、在宅看護学系、救急看護学系、災害看護学系といった専門領域へと展開している。系統ごとに講義・演習・実習科目をそれぞれ配置し、知識の理解から態度・志向性及び技術や技能の修得、理論と実践の統合といった学びまで深めることができる。更に、看護の知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするため専門科目に「在宅看護学系の講義・演習・実習科目」「統合実習」「卒業研究」「看護マネジメント」「ヘルスカウンセリング」等、看護の統合に関する科目を配置している。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「看護の知識と看護実践力を有する」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「①入学後の大学教育に必要な基礎学力を有している人（知識・技能）」「②看護・保健・医療・福祉分野に広く関心のある人（関心・意欲）」を策定し、入学時に看護学に関する学士課程が教育できる知識、学ぶ意欲を確認する。

6) 地域社会の多様な健康課題に対応できる力

(保健師課程)

長野県の保健師活動の重要性と、地域の保健医療福祉の向上に寄与する本学の目的からその重要性を鑑み、策定を行った。保健師として科学的根拠だけでなく、その地域の文化や風土を理解した上で地域の健康課題を把握・分析・診断する力である。更に、把握・分析・診断した健康課題に対して、関わる人々と連携・協働し、組織・集団・地域への支援を通じて保健医療福祉の向上に貢献するための基盤となる能力である。

「カリキュラムポリシー6：「地域の多様な健康課題に対応できる力」を身につけるための科目を教養科目、専門基礎科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、教養科目、専門基礎科目、専門科目の一部と関連している。集団・組織・地域に対して健康増進能力を高めるには社会についての理解が必要である点から「疫学」「公衆衛生学」「保健・医療・福祉行政論」「社会保障制度」「衛生関係法規」「保健統計学」「看護援助的関係論」等の健康支援と保健医療システムに関する科目を主に1年次～2年次にかけて配置し、「地域社会の多様な健康課題に対応できる力」の基盤となる力を養成する。更に、公衆衛生看護の理論や概念を理解し、実習を通じて知識・技術を統合し、公衆衛生看護活動を実践する上での基盤となる能力形成を行うために主に2年次～4年次に専門科目に「公衆衛生看護学活動論Ⅰ」「公衆衛生看護学活動論Ⅱ」「健康支援論」「産業看護論」「公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「公衆衛生看護管理実習」等を配置している。こうした体系的なカリキュラムによって学生はディプロマ・ポリシーに掲げる「地域社会の多様な健康課題に対応できる力」へと繋がっていく。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「①入学後の大学教育に必要な基礎学力を有している人(知識・技能)」 「⑦大学で学んだ看護学を地

<p><u>域社会の為に生かそうという志のある人（意欲）」</u> <u>を策定し、入学時に本学の公衆衛生に関する知識</u> <u>を学び保健師活動へと展開できる基礎学力と地域</u> <u>に貢献する意欲を確認する。</u></p> <p>8. 教育課程の特色 (略)</p>	<p>6. 教育課程の特色 (略)</p>
---	-----------------------------------

2. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しについて、以下の点が不明確であることから、明確に説明すること。

(1) 既設の看護学科の志願者倍率を踏まえて学生確保の見通しを説明しているが、各年度の入学定員充足率を見ると、入学定員未充足の年も散見される。また、短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた学生確保の見通しに係る分析もなされていないため、その妥当性が判断できない。短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた上で、改めて学生確保の見通しについて明確に説明すること。

(対応)

今般の審査意見での指摘を踏まえ、本学で検討を行った結果、「短期大学と四年制大学では、人材需要は異なるため、短期大学の充足状況は大学の学生確保とは関係がない」との結論に至った。そのため、短期大学での定員充足状況を根拠として用いず、改めて下記に学生確保の見通しについて説明を行う。その際、「各年度の入学定員充足率を見ると、入学定員未充足の年も散見される」との指摘を踏まえ「入学定員未充足の理由」について記載する。次に「短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた上で、改めて学生確保の見通しについて明確に説明すること」との指摘を受けた点から、「短期大学と四年制大学の人材需要の違いについて説明」を行った上で、「短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた学生確保の見通し」についての説明を行う。

(説明)

1. 入学定員未充足の理由

平成 27 年度から平成 31 年度にかけて本学の定員充足率は 0.9~1.1 を推移しており、定員未充足の年が平成 28 年と平成 31 年の 2 年のみであり、開学 14 年間の平均入学定員充足率は 10.1 割となっている。こうしたなか短期大学にて未充足が発生した理由は学生の大学志向の増加が主たる原因であると考えられる。

看護職者に求められる能力が多様化し、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が策定された平成 4 年から平成 31 年度にかけて看護系大学の数は 14 校から 272 校まで増加し、入学定員数は平成 31 年度では 24,525 名となった。こうした全国的な傾向を受け、学生の大学志向が増加し、他県も含めた看護系大学へと志願者が移っていったことが原因であると考えられる。本学が短期大学を母体として大学を開学することは、こうした流れを受けたものであり、短期大学未充足の原因が大学を開学しても継続するわけではないと判断した。

2. 短期大学と四年制大学の人材需要の違い

松本短期大学看護学科は「看護学科は、豊かな人間性と倫理観を有し看護専門職者としての基本的な能力をもって社会に貢献できる人材を育成すること。」を学科の目的とし、地域の医療機関で活躍する実践者の育成を行ってきた。現在卒業生の就職先が確保されている状況から地域において評価され、人材需要があるといえる。

一方で松本看護大学看護学部は「看護学部は、豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基

礎とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者を養成すること。」を目的としている。

このように四年間の養成により、短期大学では時間的な課題があり養成が困難であった、人間力、思考力・探求心を備えた豊かな人間性の育成や、質の高い看護職者の育成が可能となる。具体的には1年の養成期間を追加することで、教養に関する科目を約2倍まで増加させ、「看護実践力」に加え「主体的な課題発見と課題解決ができる力」、「多様な人々との関係を発展することのできる人間力」を養う。更に、課題発見と課題解決を通じて地域の保健医療福祉の向上に貢献できる看護職者の養成を目指す。以上から、短期大学と新たに設置を計画している松本看護大学とは、人材需要が異なる。こうした能力は地域のヒアリングでもみられ「2）在宅では主体的に判断する能力が求められるが、病院等の臨床現場でも医師の指示待ちではなく、主体的に考え判断する能力が必要になる。大学では主体的に考え、行動する習慣を身に着けた看護職を育ててほしい。」「5）4年制の大学では、看護の専門性だけでなく、様々な医療関係者と協働し、その中でリーダーシップを発揮するマネジメント力、人間力を養成してほしい。こうした能力は在宅看護では特に必要となる。」「6）看護の現場においては自ら課題を発見し、解決策を提案し、実行できる力が必要となる。」といった内容とも一致しており、本学はこうした地域からの要望に応える。

3. 短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた学生確保の見通し

1) 学生確保の見通しがある客観的な根拠

- (1) 長野県における18歳人口は全国と比較してゆるやかである。
- (2) 長野県では看護系大学の進学先が不足しており、今まで長野県外に進学せざるを得なかった高校生が本学へ進学する可能性がある。
- (3) 全国・長野県共に看護系の大学志願者数が上昇しており、看護系大学である松本看護大学にも学生が集まる可能性が高い。
- (4) 教育の特色、立地、初年度学費の観点で競合となる他の看護系大学に対して優位性があることから、高校生から選ばれる可能性が十二分にある。

以上の4点から本学に学生が集まる見通しは十分にあると判断した。下記にその詳細を記載する。

- (1) 長野県における18歳人口は全国と比較してゆるやかである。

近年10年間における長野県の18歳人口の平均的な増減率はマイナス0.6%程度であり、長期的には18歳人口は減少していくが、その速度はゆるやかであるといえる。平成31年4月の18歳人口は19,819人であったが、対象学年を基準人口とし、人口変動等を考慮しない人口予測では、10年後の令和12年には20,728人と予測されており、平均的な増減率もプラス0.5%となる見通しである。

- (2) 長野県では看護系大学の進学先が不足しており、今まで長野県外に進学せざるを得なかった高校生が本学へ進学する可能性がある

長野県の大学収容率は約40%（平成27年度37%）であり、全国の都道府県の中では2番目に低い数値となっている。また、平成31年度、長野県内に所在している高等学校の卒業生で大学進学者は9,113名であったが、うち長野県内の大学へ進学した者は1,672名と18%程度であり、82%の大学進学者は県外の大学に進学している。全国的にも長野県の県内大学進学率は低く、全国の都道府県の中で41番

目である。ここから、長野県内での大学教育における進学先不足の状況がうかがえる。

こうした状況は看護系の大学においても同様であり、平成 28 年度における都道府県別の 18 歳人口 1,000 名あたりの看護系大学入学定員数は全国平均が 18 人であるのに対し、長野県では 11 人と全国と比較して看護系大学の入学定員が少ない状況にあり、長野県内での看護系大学の進学先不足の状況がうかがえる。また本学が独自に行ったアンケート調査によると大学に進学を希望する 1,953 人中、看護系大学に進学を希望する学生（看護系大学が第一志望或いは第二志望である学生）は 261 人であり、261 人中、本学に受験を検討する学生（「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した学生）は 186 人であった。約 71%の学生が地元の長野県にある本学への受験を検討していることから、学生の地元志向の強さがうかがえる。一方で、長野県の県内進学率は 18%に留まっている点、中信地区には看護系大学が信州大学しかなく、その入学定員が 70 名であり、全国からも学生が集まっている点からアンケートを配布した中信地区にはこれまで長野県外に進学せざるを得なかった看護系大学を希望する高等学校卒業生が相当数いることが分かる。こうした学生の一部が本学へ進学する可能性は十分にあるといえる。また、長野県内の看護系大学の入学定員が 396 人であるのに対して日本私立学校振興・共済事業団の資料によると志願者が 1103 名いる点からも長野県では看護系大学の進学先が不足していることが伺える。以上から、本学が開学することで地元の看護系大学に進学を希望する学生へ教育の機会を提供すると共に、本学への入学の見込みは高いと判断した。

（3）全国・長野県共に看護系の大学志願者数が上昇しており、看護系大学である松本看護大学にも学生が集まる可能性が高い。

日本私立学校振興・共済事業団の資料によると私立大学全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 28,387 人から 56,612 人となり、約 2 倍まで増加している。一方で、短期大学全体では 5,834 人から 2,394 人となり、大幅な減少が確認されている。また、厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」の資料によると専門学校全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 114,181 人から 76,935 人と短期大学よりゆるやかではあるが減少傾向にある。以上から、全国的に看護師養成校に進学を希望する高校生の大学志向が増加しているといえる。また、厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」によると平成 19 年度から令和元年度にかけて長野県における看護系大学の志願者数は 588 名から 1103 名まで上昇している点からも、長野県においても看護系大学に進学を希望する高校生の数が増加しているといえる。

こうした大学志向の増加は社会構造の変化に伴って発生していると考えられる。看護職者に求められる能力が多様化し、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が策定された平成 4 年から平成 31 年度にかけて看護系大学の数は 14 校から 272 校まで増加し、入学定員数は平成 31 年度では 24,525 名となった。このような、社会の変化に伴い学生の意識が変化したことが原因であると考えられる。医療が多様化・高度化しているなか、こうした傾向はむしろ加速していくことから、学生の大学志向は長期的に持続するものと考えられる。

また、本学の位置する長野県、特に中信地区の傾向として本学が独自に実施したアンケート調査によると、長野県内の 322 の事業所中 39%にあたる 124 施設が「看護師の人材需要は増加する」と回答しており、特に訪問看護ステーションに限定すると 84 施設中 56%にあたる 47 施設が「看護師の人材需要は増加する」と回答した点からも地域においても、特に在宅に関する看護師の人材需要が伸び、

それに伴い高校生の意識も大学志向・在宅志向へと変化していくと予想される。こうした結果から、在宅医療の必要性が増加していくことを考えると、在宅を特色とする本学へ入学を志望する学生もまた、増加していくことを見込んでいる。

(4) 教育の特色、立地、初年度学費の観点で競合となる他の看護系大学に対して優位性がある。

松本看護大学は中信地区では唯一の私立看護系大学であり、地域に根差した教育を特色とする大学となり、長野県の学生に教育の機会を提供するものである。こうした教育の特色や中信地区に私立看護系大学がない状況から、中信地区を中心とした高校生に対して高い優位性があり、松本看護大学の魅力・特色を伝えることで十分に定員充足できる学生が得られると判断した。また、長野県内の私立看護系大学のなかで最も初年度学費を安価に抑えている点からも優位性があるといえる。以下に松本看護大学が設置される松本市及び大学の魅力について詳細を記載する。

①松本市の魅力

松本市は、長野県の中心に位置し、北アルプス連峰と美ヶ原高原の豊かな恵みと美しい自然環境、松本城を中心とした城下町として栄えた歴史・伝統文化に育まれてきた。歴史的建造物が多くあり、文化の香りが高く、自然あふれる環境である。また、山岳地帯にあることからスキーやスノーボード等の余暇に興じることもできる。さらに、松本市は、三つの「ガク都」(「岳都」「楽都」「学都」)としても発展している。北アルプスなどの山岳観光都市の「岳都」、セイジ・オザワ松本フェスティバルに代表される「楽都」、そして、日本で最も古い小学校の一つとされる旧開智学校の開校や旧制松本高等学校の誘致など、教育を重んずる文化芸術の息づく「学都」である。松本市では、この「ガク都松本」の実現に向けてさまざまな事業に取り組んでいる。こうした環境は教育研究する場所としてはふさわしく、魅力を感じる学生も一定層いることが予想される。

また、長野県の中心に位置し、交通の便が良いことから、学生が通学できる範囲が広いことも魅力の一つと言える。

②本学独自の魅力

本学は松本短期大学看護学科を母体として開学するため、長年看護教育を提供してきた実績がある。また、短期大学での看護師国家資格合格率は100%であり、その実績を踏まえた募集活動を行う。また、本学では在宅看護学に関する科目を8科目11単位配置しているが、長野県の看護系大学では在宅看護学に関する科目は6単位程度に留まるケースが多く、今後さらに重要性が増す、在宅看護学に興味を示す学生にとって魅力度は高いといえる。

また、短期大学には介護福祉学科、幼児保育学科を有している。今後、看護職者と介護福祉士の連携の重要性が高まる中、同じキャンパス内で介護福祉学科の学生と看護学科の学生が学び、交流することの教育的意義は高い。更に、看護学科の教員には介護に関する教育研究経験を有する教員が配置されており、興味のある学生にとっては介護に関する学びを深める機会がある。更に、松本学園には付属の幼稚園と短期大学には幼児保育学科が設置されており、幼児保育学科の学生との交流を通して、小児看護学を学ぶ上で、看護学とは違った観点で小児への学びを深めることのできる教育的意義は高い。介護福祉学科と同様に幼児保育のキャリアを有した教員も採用しており、学生は多様なバックグラウンドをもつ教員の下で学生が学ぶことができる。また、本学は少人数のグループ学習を基本とする「智の創造関連科目」を配置している。多様なバックグラウンドをもつ教員指導のもと、学生は主体的に課題を発見し、解決を図るプロセスにおいて、多様な視点を吸収しながら課題探求力・問題解決力・自己研鑽力・基礎的研究能力を向上させることができる。こうした環境下において本学を魅力

に感じる学生は一定数おり、こうした学生に対して本学は優位性が高いといえる。

2) 短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた具体的な広報活動

短期大学と四年制大学の教育内容の違いを踏まえると、短期大学では「実践者の育成」を掲げている点や3年で看護師資格が取得できる点から早期に就職し看護を实践する点に価値を感じる学生が主体であったと想定される。一方で、四年制大学では看護師免許の取得と共に深く専門性を学ぶことに価値を感じる学生に志願者が変化することが想定される。こうした学生層の変化を踏まえ、下記に記載する広報活動を展開することで十分に学生確保の見通しがあると判断した。

(1) 地域の現状や社会構造の変化について

社会的な人材需要とその背景にある地域社会の以下の状況について学生に分かりやすく伝える。

- ①長野県では少子高齢化により医療ニーズ、特に在宅医療のニーズが今後 10～15 年近く増加し続けるが、長野県全体で訪問看護を実施している医療機関は病院で 37.4%、診療所で 7.7%に留まっており、今後在宅を担う人材が求められている。
- ②長野県の看護師有効求人倍率は平成 28 年には 2.67 倍（全国平均 2.63 倍）となっており、更にアンケート結果では 328 人の看護師が地域で不足しており、看護師は依然として社会から求められている。
- ③日本は世界有数の自然災害大国と言われており、特に長野県では山岳事故に対応できる看護師が地域社会から求められている。

表. 長野県における山岳遭難発生状況

区分	遭難者数	死者	行方不明	負傷者	無事救出
平成 30 年	330 人	52 人	5 人	146 人	127 人
平成 29 年	327 人	60 人	3 人	148 人	116 人

上記事故の 54%が北アルプスにて発生している。

- ④長野県は全国トップレベルの平均長寿を維持し続けてきたが、健康長寿を支えてきた保健師が高齢化で維持が難しくなり保健センターで保健師が求められている。
- ⑤こうした地域の現状に加え看護協会が看護教育の4年制化を推奨している点や看護職者が高学歴化している点等全国的に4年制教育が求められている

(2) 松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について

前述した地域や社会構造の現状に加え、松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について分かりやすく伝える。松本看護大学はその母体となる松本短期大学の設立以来地域に根差した教育を実施しており、こうした文化的背景をもって開学し、地域で求められる水準の資質・能力を有する看護職人材を育成することを目的としている点。地域に必要とされている在宅看護学・公衆衛生看護学や救急・災害看護学が学べる4年制看護大学であり、こうした地域からのニーズに対応した教育を展開している点をPRし、学生の興味関心をもってもらう広報を展開する。更に、松本看護大学で学んだ結果、自分で課題解決ができる自立した看護師として、患者に寄り添い生活を支えることができる心のある看護師になれること、地域の健康を支える看護職者となれることをイメージしてもらう。加えて、地域の322施設にアンケートをした結果、86%にあたる276施設が松本看護大学に期待をしており、地域から求められている教育を展開している点も伝える。更に、保健師の受験資格が得られ

る点や4年制大学を卒業した後は大学院への進学の可能性のある点等のキャリアの幅が4年制大学では広いことも伝える。

(是正事項) 看護学部 看護学科

2. <学生確保の見通しが不明確>

学生確保の見通しについて、以下の点が不明確であることから、明確に説明すること。

(2) 第三者機関におけるアンケート調査では、169名の受験希望者に対して180名の進学希望者があり、調査目的が高校2年制の進学意向調査であるにも関わらず、アンケートの設問では学年について確認する質問項目があるなど、信ぴょう性に疑義があり、単年度の調査結果であるかも不明瞭であるため、長期的な学生確保の見通しが示されているか不明確である。客観的根拠を示しつつ、本学として長期的かつ安定的に学生が確保できることを明確に説明すること。

(対応)

今般の審査意見での指摘を踏まえ、本学で審議を行った。審議事項としては「169名の受験希望者に対して180名の進学希望者がある点」「調査目的が高校2年生の進学意向調査であるにも関わらず、アンケートの設問では学年について確認する質問項目があり、単年度の調査であるかどうか」の2点である。本審査意見回答では上記2点の回答を行うと共に審査意見の「客観的根拠を示しつつ、本学として長期的かつ安定的に学生が確保できることを明確に説明すること」との意見も踏まえて改めて学生確保の見通しについて説明を行う。

(説明)

1. 169名の受験希望者に対して180名の進学希望者がある理由

学生確保の見通しを定量的に確認することを目的として、開学時に学生募集の対象となる長野県内の高校2年生に進学意向調査を実施した。アンケートを依頼した高校は主として本学の位置する中信地区の39校の高校であり、5,279枚アンケートを配布した結果、37校の高校から合計3,852枚の有効回答が確認された(回収率73%)。アンケート内容の質問にて「問6. あなたは松本看護大学(仮称)の2021年入学に向けた入試を受験したいと思いますか。」との質問に対して169名の方が「ぜひ受験したい」「一応受験したい」と回答し、492名の方が「受験先の候補の一つとして考える」と回答した。次に「1. ぜひ受験したい」「2. 一応受験したい」「3. 受験先の候補の一つとして考える」と回答した661名に対して「問7. 受験して合格した場合、入学したいと思いますか」と質問した結果、180名の方が「入学を希望する」「一応入学を希望する」と回答し、397名の方が「入学先の候補の一つとして考える」と回答した。

以上から169名の受験希望者に対して180名の進学希望者がある理由は、180名の進学希望者には「ぜひ受験したい」「一応受験したい」と回答した169名の以外に「受験先の候補の一つとして考える」と回答した492名の一部も含まれているためであると考えられる。

2. 調査目的が高校2年生の進学意向調査であるにも関わらず、アンケートの設問では学年について確認する質問項目があり、単年度の調査であるかどうかの回答

アンケートの設問に学年について確認する質問項目があるのは、高校2年生向けにアンケートを回答していただくよう依頼をしたが、更にデータの信憑性を高めるためにアンケート内にも学年を問う内容を加えたためである。確実に高校2年生向けの結果となるよう集計を行った。

3. 上記1. 2. を踏まえたアンケート結果についての説明

学生確保の見通しを定量的に確認することを目的として、開学時に学生募集の対象となる長野県内の高校2年生に進学意向調査を実施した。アンケートを依頼した高校は主として本学の位置する中信地区の39校の高校であり、5,279枚アンケートを配布した結果、37校の高校から合計3,852枚の有効回答が確認された(回収率73%)。なお、高校2年生向けにアンケートを回答していただくよう依頼をしたが、信憑性を高めるためにアンケート内にも学年を問う内容を加え、確実に高校2年生向けの結果となるよう集計を行った。また、169名の受験希望者に対して180名の進学希望者があった理由は進学希望者180名の回答者には受験希望者169名だけでなく、受験検討者492名、合計661名が含まれるためである。

その結果、3,852人から有効回答が得られた。有効回答数3852人中、松本看護大学に「ぜひ受験したい」又は「一応受験したい」と回答した者は169人となった。また、「受験先の候補の一つとして考える」との回答を含めると661人が松本看護大学への進学を希望した。また、「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した661人のうち、「入学を希望する」と回答した者は79人、「一応入学を考える」と回答した者は101人、「候補の一つ」と回答した者は397人となり、合計すると577人の進学検討者が確認された。これは松本看護大学への受験を検討している661人のうち約87%にあたる577人が入学を検討している結果となった。

松本看護大学の入学定員70人に対して「入学を希望する」のみで入学定員以上(入学定員の1.13倍)の学生確保の見通しが得られた。また、「入学を希望する」に「一応入学を考える」「候補の一つ」を加えると入学希望者は577人となり、入学定員の8.2倍に該当する回答者が、松本看護大学に対して何らかの進学希望を持っている結果となった。以上の結果から、長野県内の高校2年生から松本看護大学への受験希望が得られ、学生確保においては十分な見通しがあるといえる。

4. 学生確保の見通しについて

1) 学生確保の見通しがある客観的な根拠

- (1) 長野県における18歳人口は全国と比較してゆるやかである点
- (2) 長野県では看護系大学の進学先が不足しており、今まで長野県外に進学せざるを得なかった高校生が本学へ進学する可能性がある点
- (3) 全国・長野県共に看護系の大学志願者数が上昇しており、看護系大学である松本看護大学にも学生が集まる可能性が高い点
- (4) 教育の特色、立地、初年度学費の観点で競合となる他の看護系大学に対して優位性があることから、高校生から選ばれる可能性が十二分にある点。

以上の4点から本学に学生が集まる見通しは十分にあると判断した。下記にその詳細を記載する。

- (1) 長野県における18歳人口は全国と比較してゆるやかである

近年10年間における長野県の18歳人口の平均的な増減率はマイナス0.6%程度であり、長期的に

は 18 歳人口は減少していくが、その速度はゆるやかであるといえる。平成 31 年 4 月の 18 歳人口は 19,819 人であったが、対象学年を基準人口とし、人口変動等を考慮しない人口予測では、10 年後の令和 12 年には 20,728 人と予測されており、平均的な増減率もプラス 0.5%となる見通しである。

(2) 長野県では看護系大学の進学先が不足しており、今まで長野県外に進学せざるを得なかった高校生が本学へ進学する可能性がある

長野県の大学収容率は約 40% (平成 27 年度 37%) であり、全国の都道府県の中では 2 番目に低い数値となっている。また、平成 31 年度、長野県内に所在している高等学校の卒業生で大学進学者は 9,113 名であったが、うち長野県内の大学への進学者は 1,672 名の 18%であった。これは都道府県の中で 41 番目である。長野県内での大学教育における進学先不足の状況がうかがえる。こうした状況は看護系の大学においても同様であり、平成 28 年度における都道府県別の 18 歳人口 1,000 名あたりの看護系大学入学定員数は全国平均が 18 人であるのに対し、長野県では 11 人と全国と比較して看護系大学の入学定員が少ない状況にあり、長野県内での看護系大学の進学先不足の状況がうかがえる。また本学が独自に行ったアンケート調査によると大学に進学を希望する 1953 人中、看護系大学に進学を希望する学生 (看護系大学が第一志望或いは第二志望である学生) は 261 人であり、261 人中、本学に受験を検討する学生 (「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した学生) は 186 人であった。約 71%の学生が地元の長野県にある本学への受験を検討していることから、学生の地元志向の強さがうかがえる。一方で、長野県の県内進学率は 18%に留まっている点、中信地区には看護系大学が信州大学しかなく、その入学定員が 70 名であり、全国からも学生が集まっている点からアンケートを配布した中信地区にはこれまで長野県外に進学せざるを得なかった看護系大学を希望する高等学校卒業生が相当数いることが分かる。こうした学生の一部が本学へ進学する可能性は十分にあるといえる。また、長野県内の看護系大学の入学定員が 396 人であるのに対して日本私立学校振興・共済事業団の資料によると志願者が 1103 名いる点からも長野県では看護系大学の進学先が不足していることが伺える。

(3) 全国・長野県共に看護系の大学志願者数が上昇しており、看護系大学である松本看護大学にも学生が集まる可能性が高い

日本私立学校振興・共済事業団の資料によると私立大学全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 28,387 人から 56,612 人となり、約 2 倍まで増加している。一方で、短期大学全体では 5,834 人から 2,394 人となり、大幅な減少が確認される。また、厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」の資料によると専門学校全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 114,181 人から 76,935 人と短期大学よりゆるやかではあるが減少傾向にある。以上から、全国的に看護師養成校に進学を希望する高校生の大学志向が増加しているといえる。また、厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」によると平成 19 年度から令和元年度にかけて長野県における看護系大学の志願者数は 588 名から 1103 名まで上昇している点からも、長野県においても看護系大学に進学を希望する高校生の数が増加しているといえる。

(4) 教育の特色、立地、初年度学費の観点で競合となる他の看護系大学に対して優位性がある

松本看護大学は中信地区では唯一の私立看護系大学であり、地域に根差した教育を特色とする大学となり、長野県の学生に教育の機会を提供するものである。こうした教育の特色や中信地区に私立看護系大学がない状況から、中信地区を中心とした高校生に対して高い優位性があり、松本看護大学の

魅力・特色を伝えることで十分に定員充足できる学生が得られると判断した。また、長野県内の私立看護系大学のなかで最も初年度学費を安価に抑えている点からも優位性があるといえる。いかにその詳細を記載する。

①松本市の魅力

松本市は、北アルプス連峰と美ヶ原高原の豊かな恵みと美しい自然環境、松本城を中心とした城下町として栄えた歴史・伝統文化に育まれてきた。歴史的建造物が多くあり、文化の香りが高く、自然あふれる環境である。また、山岳地帯にあることからスキーやスノーボード等の余暇に興じることもできる。さらに、松本市は、三つの「ガク都」（「岳都」「楽都」「学都」）としても発展している。北アルプスなどの山岳観光都市の「岳都」、セイジ・オザワ松本フェスティバルに代表される「楽都」、そして、日本で最も古い小学校の一つとされる旧開智学校の開校や旧制松本高等学校の誘致など、教育を重んずる文化芸術の息づく「学都」である。松本市では、この「ガク都松本」の実現に向けてさまざまな事業に取り組んでいる。こうした環境は教育研究する場所としてはふさわしく、魅力を感じる学生も一定層いることが予想される。

②本学独自の魅力

本学は松本短期大学看護学科を母体として開学するため、長年看護教育を提供してきた実績がある。また、短期大学での看護師国家資格合格率は100%であり、その実績を踏まえた募集活動を行う。また、本学では在宅看護学に関する科目を8科目11単位配置しているが、長野県の看護系大学では在宅看護学に関する科目は6単位程度に留まるケースが多く、在宅看護学に興味を示す学生にとって魅力度は高いといえる。

また、短期大学には介護福祉学科、幼児保育学科を有している。今後、看護職者と介護福祉士の連携の重要性が高まる中、同じキャンパス内で介護福祉学科の学生と看護学科の学生が学び、交流することの教育的意義は高い。更に、看護学科の教員には介護に関する教育研究経験を有する教員が配置しており、興味のある学生にとっては介護に関する学びを深める機会がある。更に、松本学園には付属の幼稚園と短期大学には幼児保育学科が設置されており、小児看護学を学ぶ上で幼児と関わる機会が多く、看護学とは違った観点で小児への学びを深める幼児保育学科の学生と交流できる機会があることの教育的意義は高い。介護福祉学科と同様に幼児保育のキャリアを有した教員も採用しており、学生は多様なバックグラウンドをもつ教員の下で学生が学ぶことができる。また、本学は少人数のグループ学習を基本とする「智の創造関連科目」を配置している。多様なバックグラウンドをもつ教員主導のなか、学生は主体的に課題を発見し、解決に向かっていき、多様な視点を吸収しながら課題探求力・問題解決力・自己研鑽力・基礎的研究能力を向上させることができる。こうした環境下において本学を魅力に感じる学生は一定数おり、こうした学生に対して本学は優位性が高いといえる。

2) 短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた具体的な広報活動

短期大学と四年制大学の教育内容の違いを踏まえると、短期大学では「実践者の育成」を掲げている点や3年で看護師資格が取得できる点から早期に就職し看護を实践する点に価値を感じる学生が主体であったと想定される。一方で、四年制大学では看護師免許の取得と共に深く専門性を学ぶことに価値を感じる学生に志願者が変化することが想定される。こうした学生層の変化を踏まえ、下記に記載する広報活動を展開することで十分に学生確保の見通しがあると判断した。

(1) 地域の現状や社会構造の変化について

社会的な人材需要とその背景にある地域社会の以下の状況について学生に分かりやすく伝える。

①長野県では少子高齢化により医療ニーズ、特に在宅医療のニーズが今後 10～15 年近く増加し続けるが、長野県全体で訪問看護を実施している医療機関は病院で 37.4%、診療所で 7.7%に留まっており、今後在宅を担う人材が求められている。

②長野県の看護師有効求人倍率は平成 28 年には 2.67 倍（全国平均 2.63 倍）となっており、更にアンケート結果では 328 人の看護師が地域で不足しており、看護師は依然として社会から求められている。

③日本は世界有数の自然災害大国と言われており、特に長野県では山岳事故に対応できる看護師が地域社会から求められている。

表. 長野県における山岳遭難発生状況

区分	遭難者数	死者	行方不明	負傷者	無事救出
平成 30 年	330 人	52 人	5 人	146 人	127 人
平成 29 年	327 人	60 人	3 人	148 人	116 人

上記事故の 54%が北アルプスにて発生している。

④長野県は全国トップレベルの平均長寿を維持し続けてきたが、健康長寿を支えてきた保健師が高齢化で維持が難しくなり保健センターで保健師が求められている。

⑤こうした地域の現状に加え看護協会が看護教育の 4 年制化を推奨している点や看護職者が高学歴化している点等全国的に 4 年制教育が求められている

（2）松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について

前述した地域や社会構造の現状に加え、松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について分かりやすく伝える。松本看護大学はその母体となる松本短期大学の設立以来地域に根差した教育を実施しており、こうした文化的背景をもって開学し、地域で求められる水準の資質・能力を有する看護職人材を育成することを目的としている点。地域に必要とされている在宅看護学・公衆衛生看護学や救急・災害看護学が学べる 4 年制看護大学であり、こうした地域からのニーズに対応した教育を展開している点を PR し、学生の興味関心をもってもらい広報を展開する。更に、松本看護大学で学んだ結果、自分で課題解決ができる自立した看護師として、患者に寄り添い生活を支えることができる心のある看護師になれること、地域の健康を支える看護職者となれることをイメージしてもらう。加えて、地域の 322 施設にアンケートをした結果、86%にあたる 276 施設が松本看護大学に期待をしており、地域から求められている教育を展開している点も伝える。更に、保健師の受験資格が得られる点や 4 年制大学を卒業した後は大学院への進学の可能性のある点等のキャリアの幅が 4 年制大学では広いことも伝える。

以上より、審査意見 2（1）及び審査意見 2（2）を踏まえ、学生の確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類の「4. 学生確保の見通し」及び「5. 学生確保に向けた具体的な取り組みと見込まれる効果」を加除修正する。

(新旧対照表) 学生確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類 (5 ページから 7 ページ)

新	旧 (5 ページから)
<p>I. 学生の確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類</p> <p>4. 学生確保の見通し</p> <p>1) 学生確保の見通しの調査結果</p> <p>学生確保の見通しを定量的に確認することを目的として、開学時に学生募集の対象となる長野県内の高校 2 年生に進学意向調査を実施した。<u>アンケートを依頼した高校は主として本学の位置する中信地区の 39 校の高校であり、5,279 枚アンケートを配布した結果、37 校の高校から合計 3,852 枚の有効回答が確認された (回収率 73%)。なお、高校 2 年生向けにアンケートを回答していただくよう依頼をしたが、信憑性を高めるためにアンケート内にも学年を問う内容を加え、確実に高校 2 年生向けの結果となるよう集計を行った。また、169 名の受験希望者に対して 180 名の進学希望者があった理由は進学希望者 180 名の回答者には受験希望者 169 名だけでなく、受験検討者 492 名、合計 661 名が含まれるためである。</u></p> <p><u>その結果、3,852 人から有効回答が得られた。有効回答数 3852 人中、松本看護大学に「ぜひ受験したい」又は「一応受験したい」と回答した者は 169 人となった。また、「受験先の候補の一つとして考える」との回答を含めると 661 人が松本看護大学への進学を希望した。また、「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した 661 人のうち、「入学を希望する」と回答した者は 79 人、「一応入学を考える」と回答した者は 101 人、「候補の一つ」と回答した者は 397 人となり、合計すると 577 人の進学検討者が確認された。これは松本看護大学への受験を検討している 661 人のうち約 87%にあたる 577 人が入学を検討している結果となった。</u></p> <p>松本看護大学の入学定員 70 人に対して「入学を希望する」のみで入学定員以上 (入学定員の 1.13 倍) の学生確保の見通しが得られた。また、「入学</p>	<p>I. 学生の確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類</p> <p>4. 学生確保の見通し</p> <p>1) 学生確保の見通しの調査結果</p> <p>学生確保の見通しを定量的に確認することを目的として、開学時に学生募集の対象となる長野県内の高校 2 年生に進学意向調査を実施した。その結果、3,759 人から有効回答が得られ、大学に進学を希望する 1,953 人中、松本看護大学に「ぜひ受験したい」又は「一応受験したい」と回答した者は 169 人となった。また、「受験先の候補の一つとして考える」との回答を含めると 577 人が松本看護大学への進学を希望した。また、「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した者のうち、「入学を希望する」と回答した者は 79 人、「一応入学を考える」と回答した者は 101 人、「候補の一つ」と回答した者は 397 人となった。松本看護大学の入学定員 70 人に対して「入学を希望する」のみで入学定員以上 (入学定員の 1.13 倍) の学生確保の見通しが得られた。また、「入学を希望する」に「一応入学を考える」「候補の一つ」を加えると入学希望者は 577 人となり、入学定員の 8.2 倍に該当する回答者が、松本看護大学に対して何らかの進学希望を持っている結果となった。以上の結果から、長野県内の高校 2 年生から松本看護大学への受験希望が得られ、学生確保においては十分な見通しがあるといえる。(資料 15: 松本看護大学 (仮称) の進学需要・人材需要に関する調査結果)</p>

<p>を希望する」に「一応入学を考える」「候補の一つ」を加えると入学希望者は 577 人となり、入学定員の 8.2 倍に該当する回答者が、松本看護大学に対して何らかの進学希望を持っている結果となった。以上の結果から、長野県内の高校 2 年生から松本看護大学への受験希望が得られ、学生確保においては十分な見通しがあるといえる。</p> <p>(資料 15：松本看護大学(仮称)の進学需要・人材需要に関する調査結果)</p> <p>2) 新設学部等の分野の動向</p> <p>長野県における看護学系学部学科への志願倍率の平均は、平成 30 年度が 3.2 倍、平成 29 年度が 3.1 倍となっており、定員充足率も平均 101 %となっている。これは、長野県における看護学科に対する進学希望者が多数存在している状況を表しており、安定した志願者数の確保と高い志願倍率、定員充足の状況から、本学においても十分な学生の確保の見通しがあるものとする。(資料 11：長野県の看護系大学入試関連データ)</p> <p>3) 中長期的な 18 歳人口の地域的動向</p> <p>長野県毎月人口異動調査によると、平成 31 年 4 月時点の長野県の 18 歳人口は 19,819 人であった。また、平成 21 年 4 月時点の長野県の 18 歳人口は 20,890 人であった。10 年間の平均的な減少率は -0.6%程度であることから、長期的に 18 歳人口は減少していくが、その速度はゆるやかであるといえる。また、対象学年を基準人口とし、人口変動等を考慮しない簡易的な人口予想では令和 12 年には長野県の 18 歳人口は 20,728 人であると予想され、平均的な増減率も 0.5%程度プラスとなる見通しである。以上から、長野県内の 18 歳人口が大きく減少することはない、中長期的な確保の見通しがあるものと思われる。(資料 12：長野県の 18 歳人口動態)</p> <p>4) 競合校の状況</p>	<p>2) 新設学部等の分野の動向</p> <p>長野県における看護学系学部学科への志願倍率の平均は、平成 30 年度が 3.2 倍、平成 29 年度が 3.1 倍となっており、定員充足率も平均 101 %となっている。これは、長野県における看護学科に対する進学希望者が多数存在している状況を表しており、安定した志願者数の確保と高い志願倍率、定員充足の状況から、本学においても十分な学生の確保の見通しがあるものとする。(資料 11：長野県の看護系大学入試関連データ)</p> <p>3) 中長期的な 18 歳人口の地域的動向</p> <p>長野県毎月人口異動調査によると、平成 31 年 4 月時点の長野県の 18 歳人口は 19,819 人であった。また、平成 21 年 4 月時点の長野県の 18 歳人口は 20,890 人であった。10 年間の平均的な減少率は -0.6%程度であることから、長期的に 18 歳人口は減少していくが、その速度はゆるやかであるといえる。また、対象学年を基準人口とし、人口変動等を考慮しない簡易的な人口予想では令和 12 年には長野県の 18 歳人口は 20,728 人であると予想され、平均的な増減率も 0.5%程度プラスとなる見通しである。以上から、長野県内の 18 歳人口が大きく減少することはない、中長期的な確保の見通しがあるものと思われる。(資料 12：長野県の 18 歳人口動態)</p> <p>4) 競合校の状況</p>
---	--

<p>松本看護大学の母体である松本短期大学看護学科の学生の 98%が長野県内からの学生であることから、長野県の看護師を養成する大学を競合校とし、その状況を調査した。調査の結果、長野県に 5 校ある全ての大学において志願者が募集定員を上回る状況であり、入学定員に対する入学者の割合も 1 大学を除くほぼ全ての大学で充足する結果であった。なお、入学者数が入学定員を唯一下回った清泉女学院大学看護学科については、平成 31 年 10 月に認可され、募集活動が他大学よりも遅くなったことが大きな要因と考えられる。(資料 11:長野県の看護系大学入試関連データ)</p> <p>5) 既設学部等の学生確保の状況 本学の過去 5 年間の志願倍率は看護学科、幼児保育学科は共に 1.00 倍を超えており、介護福祉学科に関しては 0.8 倍程度を維持している。母体となる短期大学から定員数を維持する点、学生の大学志向が上昇している点から、大学においても問題なく定員は充足できるものと考えている。(資料 13:松本短期大学入試関連データ)</p> <p>6) <u>長野県では看護系大学の進学先が不足しており、今まで長野県外に進学せざるを得なかった高校生が本学へ進学する可能性がある</u> <u>長野県の大学収容率は約 40% (平成 27 年度 37%)</u> <u>であり、全国の都道府県の中では 2 番目に低い数値となっている。また、平成 31 年度、長野県内に所在している高等学校の卒業生で大学進学者は 9,113 名であったが、うち長野県内の大学へ進学した者は 1,672 名と 18%程度であり、82%の大学進学者は県外の大学に進学している。全国的にも長野県の県内大学進学率は低く、全国の都道府県の中で 41 番目である。ここから、長野県内での大学教育における進学先不足の状況がうかがえる。</u> <u>こうした状況は看護系の大学においても同様であり、平成 28 年度における都道府県別の 18 歳人口 1,000 名あたりの看護系大学入学定員数は全国</u></p>	<p>松本看護大学の母体である松本短期大学看護学科の学生の 98%が長野県内からの学生であることから、長野県の看護師を養成する大学を競合校とし、その状況を調査した。調査の結果、長野県に 5 校ある全ての大学において志願者が募集定員を上回る状況であり、入学定員に対する入学者の割合も 1 大学を除くほぼ全ての大学で充足する結果であった。なお、入学者数が入学定員を唯一下回った清泉女学院大学看護学科については、平成 31 年 10 月に認可され、募集活動が他大学よりも遅くなったことが大きな要因と考えられる。(資料 12:長野県の看護系大学入試関連データ)</p> <p>5) 既設学部等の学生確保の状況 本学の過去 5 年間の志願倍率は看護学科、幼児保育学科は共に 1.00 倍を超えており、介護福祉学科に関しては 0.8 倍程度を維持している。母体となる短期大学から定員数を維持する点、学生の大学志向が上昇している点から、大学においても問題なく定員は充足できるものと考えている。(資料 13:松本短期大学入試関連データ)</p> <p>(新規)</p>
--	---

平均が 18 人であるのに対し、長野県では 11 人と全国と比較して看護系大学の入学定員が少ない状況にあり、長野県内での看護系大学の進学先不足の状況がうかがえる。また本学が独自に行ったアンケート調査によると大学に進学を希望する 1,953 人中、看護系大学に進学を希望する学生（看護系大学が第一志望或いは第二志望である学生）は 261 人であり、261 人中、本学に受験を検討する学生（「ぜひ受験したい」「一応受験したい」「受験先の候補の一つとして考える」と回答した学生）は 186 人であった。約 71%の学生が地元の長野県にある本学への受験を検討していることから、学生の地元志向の強さがうかがえる。一方で、長野県の県内進学率は 18%に留まっている点、中信地区には看護系大学が信州大学しかなく、その入学定員が 70 名であり、全国からも学生が集まっている点からアンケートを配布した中信地区にはこれまで長野県外に進学せざるを得なかった看護系大学を希望する高等学校卒業生が相当数いることが分かる。こうした学生の一部が本学へ進学する可能性は十分にあるといえる。また、長野県内の看護系大学の入学定員が 396 人であるのに対して日本私立学校振興・共済事業団の資料によると志願者が 1103 名いる点からも長野県では看護系大学の進学先が不足していることが伺える。以上から、本学が開学することで地元の看護系大学に進学を希望する学生へ教育の機会を提供すると共に、本学への入学の見込みは高いと判断した。

7) 全国・長野県共に看護系の大学志願者数が上昇しており、看護系大学である松本看護大学にも学生が集まる可能性が高い

日本私立学校振興・共済事業団の資料によると私立大学全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 28,387 人から 56,612 人となり、約 2 倍まで増加している。一方で、短期大学全体では 5,834 人から 2,394 人となり、大幅な減少が確認されている。また、厚生労働省「看護

(新規)

師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」の資料によると専門学校全体の看護師養成校への志願者数は平成 23 年から平成 30 年にかけて 114,181 人から 76,935 人と短期大学よりゆるやかではあるが減少傾向にある。以上から、全国的に看護師養成校に進学を希望する高校生の大学志向が増加しているといえる。また、厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」によると平成 19 年度から令和元年度にかけて長野県における看護系大学の志願者数は 588 名から 1103 名まで上昇している点からも、長野県においても看護系大学に進学を希望する高校生の数が増加しているといえる。

こうした大学志向の増加は社会構造の変化に伴って発生していると考えられる。看護職者に求められる能力が多様化し、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が策定された平成 4 年から平成 31 年度にかけて看護系大学の数は 14 校から 272 校まで増加し、入学定員数は平成 31 年度では 24,525 名となった。このような、社会の変化に伴い学生の意識が変化したことが原因であると考えられる。医療が多様化・高度化しているなか、こうした傾向はむしろ加速していくことから、学生の大学志向は長期的に持続するものと考えられる。

また、本学の位置する長野県、特に中信地区の傾向として本学が独自に実施したアンケート調査によると、長野県内の 322 の事業所中 39%にあたる 124 施設が「看護師の人材需要は増加する」と回答しており、特に訪問看護ステーションに限定すると 84 施設中 56%にあたる 47 施設が「看護師の人材需要は増加する」と回答した点からも地域においても、特に在宅に関する看護師の人材需要が伸び、それに伴い高校生の意識も大学志向・在宅志向へと変化していくと予想される。こうした結果から、在宅医療の必要性が増加していくことを考えると、在宅を特色とする本学へ入学を志望する学生もまた、増加していくことを期待している。

<p>8) <u>教育の特色、立地、初年度学費の観点で競合となる他の看護系大学に対して優位性がある</u></p> <p><u>松本看護大学は中信地区では唯一の私立看護系大学であり、地域に根差した教育を特色とする大学となり、長野県の学生に教育の機会を提供するものである。こうした教育の特色や中信地区に私立看護系大学がない状況から、中信地区を中心とした高校生に対して高い優位性があり、松本看護大学の魅力・特色を伝えることで十分に定員充足できる学生が得られると判断した。また、長野県内の私立看護系大学のなかで最も初年度学費を安価に抑えている点からも優位性があるといえる。以下に松本看護大学が設置される松本市及び大学の魅力について詳細を記載する。</u></p> <p><u>①松本市の魅力</u></p> <p><u>松本市は、長野県を中心に位置し、北アルプス連峰と美ヶ原高原の豊かな恵みと美しい自然環境、松本城を中心とした城下町として栄えた歴史・伝統文化に育まれてきた。歴史的建造物が多くあり、文化の香りが高く、自然あふれる環境である。また、山岳地帯にあることからスキーやスノーボード等の余暇に興じることもできる。さらに、松本市は、三つの「ガク都」(「岳都」「楽都」「学都)」としても発展している。北アルプスなどの山岳観光都市の「岳都」、セイジ・オザワ松本フェスティバルに代表される「楽都」、そして、日本で最も古い小学校の一つとされる旧開智学校の開校や旧制松本高等学校の誘致など、教育を重んずる文化芸術の息づく「学都」である。松本市では、この「ガク都松本」の実現に向けてさまざまな事業に取り組んでいる。こうした環境は教育研究する場所としてはふさわしく、魅力を感じる学生も一定層いることが予想される。</u></p> <p><u>また、長野県を中心に位置し、交通の便が良いことから、学生が通学できる範囲が広いことも魅力の一つと言える。</u></p> <p><u>②本学独自の魅力</u></p> <p><u>本学は松本短期大学看護学科を母体として開学</u></p>	<p>(新規)</p>
--	-------------

<p> <u>するため、長年看護教育を提供してきた実績がある。また、短期大学での看護師国家資格合格率は100%であり、その実績を踏まえた募集活動を行う。また、本学では在宅看護学に関する科目を8科目11単位配置しているが、長野県の看護系大学では在宅看護学に関する科目は6単位程度に留まるケースが多く、今後さらに重要性が増す、在宅看護学に興味を示す学生にとって魅力度は高いといえる。</u> </p> <p> <u>また、短期大学には介護福祉学科、幼児保育学科を有している。今後、看護職者と介護福祉士の連携の重要性が高まる中、同じキャンパス内で介護福祉学科の学生と看護学科の学生が学び、交流することの教育的意義は高い。更に、看護学科の教員には介護に関する教育研究経験を有する教員が配置されており、興味のある学生にとっては介護に関する学びを深める機会がある。更に、松本学園には付属の幼稚園と短期大学には幼児保育学科が設置されており、幼児保育学科の学生との交流を通して、小児看護学を学ぶ上で、看護学とは違った観点で小児への学びを深めることのできる教育的意義は高い。介護福祉学科と同様に幼児保育のキャリアを有した教員も採用しており、学生は多様なバックグラウンドをもつ教員の下で学生が学ぶことができる。また、本学は少人数のグループ学習を基本とする「智の創造関連科目」を配置している。多様なバックグラウンドをもつ教員指導のもと、学生は主体的に課題を発見し、解決を図るプロセスにおいて、多様な視点を吸収しながら課題探求力・問題解決力・自己研鑽力・基礎的研究能力を向上させることができる。こうした環境下において本学を魅力に感じる学生は一定数おり、こうした学生に対して本学は優位性が高いといえる。</u> </p> <p> <u>9) その他、申請者において検討・分析した事項</u> </p> <p> <u>私学事業団の報告によると、全国の短期大学における介護福祉学科の志願倍率は回復傾向にあるものの、0.5倍～0.8倍程度となっており、入学定員</u> </p>	<p> <u>6) その他、申請者において検討・分析した事項</u> </p> <p> <u>私学事業団の報告によると、全国の短期大学における介護福祉学科の志願倍率は回復傾向にあるものの、0.5倍～0.8倍程度となっており、入学定員</u> </p>
---	---

<p>に対する定員充足率も 60%前後を維持している。こうした中で、松本短期大学介護福祉学科が志願倍率 0.8~1.0 倍程度を維持し、入学定員に対する定員充足率も 80%前後を維持している点は地域に貢献する本学の姿勢の結果であるといえる。(資料 14：全国の介護福祉短期大学の入試関連データ)</p>	<p>に対する定員充足率も 60%前後を維持している。こうした中で、松本短期大学介護福祉学科が志願倍率 0.8~1.0 倍程度を維持し、入学定員に対する定員充足率も 80%前後を維持している点は地域に貢献する本学の姿勢の結果であるといえる。(資料 14：全国の介護福祉短期大学の入試関連データ)</p>
<p>5. 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果</p>	<p>5. 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果</p>
<p>1) 短期大学と四年制大学の人材需要の違いを踏まえた具体的な広報活動</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>短期大学と四年制大学の教育内容の違いを踏まえると、短期大学では「実践者の育成」を掲げている点や 3 年で看護師資格が取得できる点から早期に就職し看護を実践する点に価値を感じる学生が主体であったと想定される。一方で、四年制大学では看護師免許の取得と共に深く専門性を学ぶことに価値を感じる学生に志願者が変化することが想定される。こうした学生層の変化を踏まえ、下記に記載する広報活動を展開することで十分に学生確保の見通しがあると判断した。</u></p>	
<p><u>(1) 地域の現状や社会構造の変化について</u></p>	
<p><u>社会的な人材需要とその背景にある地域社会の以下の状況について学生に分かりやすく伝える</u></p>	
<p><u>①長野県では少子高齢化により医療ニーズ、特に在宅医療のニーズが今後 10~15 年近く増加し続けるが、長野県全体で訪問看護を実施している医療機関は病院で 37.4%、診療所で 7.7%に留まっており、今後在宅を担う人材が求められている</u></p>	
<p><u>②長野県の看護師有効求人倍率は平成 28 年には 2.67 倍 (全国平均 2.63 倍) となっており、更にアンケート結果では 328 人の看護師が地域で不足しており、看護師は依然として社会から求められている</u></p>	
<p><u>③日本は世界有数の自然災害大国と言われており、特に長野県では山岳事故に対応できる看護師が地域社会から求められている</u></p>	

表. 長野県における山岳遭難発生状況

区分	遭難者数	死者	行方不明	負傷者	無事救出
平成 30 年	330 人	52 人	5 人	146 人	127 人
平成 29 年	327 人	60 人	3 人	148 人	116 人

上記事故の 54%が北アルプスにて発生している。

④長野県は全国トップレベルの平均長寿を維持し続けてきたが、健康長寿を支えてきた保健師が高齢化で維持が難しくなり保健センターで保健師が求められている

特に上記の 4 点について学生に分かりやすく伝える。更に、こうした地域の現状に加え看護協会が看護教育の 4 年制化を推奨している点や看護職者が高学歴化している点等全国的に 4 年制教育が求められている点についても学生に伝える。

(2) 松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について。

前述した地域や社会構造の現状に加え、松本看護大学で学べること、なれる看護師・保健師像について分かりやすく伝える。松本看護大学はその母体となる松本短期大学の設立以来地域に根差した教育を実施しており、こうした文化的背景をもって開学し、地域で求められる水準の資質・能力を有する看護職人材を育成することを目的としている点。地域に必要とされている在宅看護学・公衆衛生看護学や救急・災害看護学が学べる 4 年制看護大学であり、こうした地域からのニーズに対応した教育を展開している点を PR し、学生の興味関心をもってもらふ広報を展開する。更に、松本看護大学で学んだ結果、自分で課題解決ができる自立した看護師として、患者に寄り添い生活を支えることができる心のある看護師になれること、地域の健康を支える看護職者となれることをイメージしてもらふ。加えて、地域の 322 施設にアンケートをした結果、86%にあたる 276 施設が松本看護大学に期待をしており、地域から求められている教育を展開している点も伝える。更に、保健師の受験資格が得られる点や 4 年制大学を卒業した後は大学院への進学の可能性のある点等のキャリアの幅が

4年制大学では広いことも伝える。

2) 具体的な広報内容

本学は、学生確保のための取組みをさらに充実させるため、事務長を委員長とした広報企画推進委員会を設置し、10名～15名程度の教職員を任命する。広報企画推進委員会では学生確保の企画・立案、結果分析などを通じて広報活動の充実を図る。また、他大学の広報担当者との意見交換会を企画するなど情報収集も活発化させる。

広報活動の基本方針としては①長野県を中心とする高校生に広く、本学のことを知っていただく活動を展開する（認知度アップ） ②本学に興味・関心があり、ホームページへのアクセス、資料請求、オープンキャンパス等に参加し、本学と接触のある学生により本学への興味・関心を高めて頂き、出願までつなげる（興味・関心度アップ）の2点とする。

松本看護大学の入学定員は松本短期大学看護学科と同一である点、松本短期大学看護学科では5カ年の平均で99%の入学定員の充足がみられることから、いままでと同様の数値目標で十分に入学定員を充足できる見込みであるが、よりアドミッション・ポリシーに則った学生を確保する観点から昨年と比較して1.1倍～1.2倍の志願者数を確保することを目標に広報活動に取り組むこととする。また、松本看護大学の母体となる松本短期大学看護学科には毎年80～100名の志願者があり、うち30%～50%がオープンキャンパスに参加した学生であることから、オープンキャンパスへの誘導促進を主軸として広報活動を展開する。具体的には下記の取組みを通じて志願者アップを図る。

(1) 高校訪問

長野県に所在する高校に訪問し、高校教員への情報提供や情報収集を行う。訪問回数は年3回～6回を基本とし、訪問する高校は長野県全域を対象とするが、特に松本短期大学への入学実績の高い高校や、本学の位置する中信地区の近隣高校を重

本学は、学生確保のための取組みをさらに充実させるため、事務長を委員長とした広報企画推進委員会を設置し、10名～15名程度の教職員を任命する。広報企画推進委員会では学生確保の企画・立案、結果分析などを通じて広報活動の充実を図る。また、他大学の広報担当者との意見交換会を企画するなど情報収集も活発化させる。

広報活動の基本方針としては①長野県を中心とする高校生に広く、本学のことを知っていただく活動を展開する（認知度アップ） ②本学に興味・関心があり、ホームページへのアクセス、資料請求、オープンキャンパス等に参加し、本学と接触のある学生により本学への興味・関心を高めて頂き、出願までつなげる（興味・関心度アップ）の2点とする。

松本看護大学の入学定員は松本短期大学看護学科と同一である点、松本短期大学看護学科では5カ年の平均で99%の入学定員の充足がみられることから、いままでと同様の数値目標で十分に入学定員を充足できる見込みであるが、よりアドミッション・ポリシーに則った学生を確保する観点から昨年と比較して1.1倍～1.2倍の志願者数を確保することを目標に広報活動に取り組むこととする。また、松本看護大学の母体となる松本短期大学看護学科には毎年80～100名の志願者があり、うち30%～50%がオープンキャンパスに参加した学生であることから、オープンキャンパスへの誘導促進を主軸として広報活動を展開する。具体的には下記の取組みを通じて志願者アップを図る。

(1) 高校訪問

長野県に所在する高校に訪問し、高校教員への情報提供や情報収集を行う。訪問回数は年3回～6回を基本とし、訪問する高校は長野県全域を対象とするが、特に松本短期大学への入学実績の高い高校や、本学の位置する中信地区の近隣高校を重点高校とし、より頻度の高い訪問を行う。

<p>点高校とし、より頻度の高い訪問を行う。</p> <p>(2) 広報関連制作物</p> <p>松本短期大学では毎年 600 件前後の資料請求がある。資料発送時に同封する内容物をよりよくすることでオープンキャンパスへの参加、志願者増加を促進する。広報物の内容としては松本看護大学の説明、在宅・公衆衛生学を中心とした学びの特色、養成人材像と想定される就職先の PR に注力する。</p> <p>(3) WE B サイト</p> <p>松本短期大学では、毎年 32,000 件前後の HP へのアクセスがある。積極的にウェブ広報を活用し、認知を高め、興味関心をもってもらうための活動を行う。ホームページ上で、高校生が求める情報を頻繁に発信予定である。</p> <p>(4) ダイレクトメール</p> <p>オープンキャンパス参加や出願を促すため、学生の興味・関心に合わせ、必要に応じて発送を行い、オープンキャンパスの告知と誘導、入試案内による出願の促進を行う。</p> <p>(5) 進学説明会・オープンキャンパス</p> <p>高校生が進路を決定する夏頃を中心に進学相談会やオープンキャンパスを実施し、高校生や保護者が大学に直接触れる機会を多く設ける。また、外部業者が主催する進学説明会へも積極的に参画する。</p>	<p>(2) 広報関連制作物</p> <p>松本短期大学では毎年 600 件前後の資料請求がある。資料発送時に同封する内容物をよりよくすることでオープンキャンパスへの参加、志願者増加を促進する。広報物の内容としては松本看護大学の説明、在宅・公衆衛生学を中心とした学びの特色、養成人材像と想定される就職先の PR に注力する。</p> <p>(3) WE B サイト</p> <p>松本短期大学では、毎年 32,000 件前後の HP へのアクセスがある。積極的にウェブ広報を活用し、認知を高め、興味関心をもってもらうための活動を行う。ホームページ上で、高校生が求める情報を頻繁に発信予定である。</p> <p>(4) ダイレクトメール</p> <p>オープンキャンパス参加や出願を促すため、学生の興味・関心に合わせ、必要に応じて発送を行い、オープンキャンパスの告知と誘導、入試案内による出願の促進を行う。</p> <p>(5) 進学説明会・オープンキャンパス</p> <p>高校生が進路を決定する夏頃を中心に進学相談会やオープンキャンパスを実施し、高校生や保護者が大学に直接触れる機会を多く設ける。また、外部業者が主催する進学説明会へも積極的に参画する。</p>
--	---

3. <人材需要の見通しが不明確>

地域における訪問看護師の需要が不明確であるため、本学の人材が長期的な需要の見通しがあるか客観的根拠も示しつつ具体的に説明すること。

(対応)

今般の審査意見3を踏まえ、本学が独自に行った「人材需要に関する基礎調査」の結果を分析し、地域における訪問看護師の需要について調査を行ったため、調査結果を踏まえて説明を行う。その際、「地域における訪問看護師の需要が不明確である」との指摘を受け「地域における訪問看護師の需要」の説明を行う。次に「本学の人材が長期的な需要の見通しがあるか客観的根拠も示しつつ具体的に説明すること」の説明を受け「松本看護大学が養成する人材需要の長期的な見通し」について説明を行う。

(説明)

1. 地域における訪問看護師の需要

地域における訪問看護師数の人材需要について確認するため、人材需要に関する基礎調査結果から訪問看護ステーションのアンケート結果を抽出し、その人材需要について調査を実施した。アンケートから抽出した結果、訪問看護ステーション 84 施設中、41%にあたる 34 施設で必要な看護師を確保できていない結果となった。これは全施設のアンケート結果である 34%よりも 7 ポイント高い。ここから訪問看護ステーションでの人材不足が深刻であることが伺える。また、全国訪問看護事業協会資料によると全国の訪問看護ステーション数は平成 22 年に 5,731 件であったものが平成 31 年には 11,161 件まで増加し、約 2 倍近く増加しており、長野県においても同様に訪問看護ステーションが増加すると共に訪問看護師の需要も増加していくことが予想される。

2. 松本看護大学が養成する人材需要の長期的な見通し

本学の養成する人材像の長期的な見通しについて確認するため、人材需要に関する基礎調査結果から訪問看護ステーションのアンケート結果を抽出し、その人材需要について調査を実施した。アンケートから抽出した結果「大学への期待度について、どの程度ご期待いただけますか。」という質問に対し、訪問看護ステーション 84 施設中 85%にあたる 71 施設が「とても期待している」又は「ある程度、期待している」と回答し、松本看護大学（仮称）に対し何らかの期待をしている結果となった。また、松本看護大学（仮称）を卒業した人材への採用意向については回答件数 84 施設中、65%にあたる 55 施設が「ぜひ採用したい」「採用したい」「採用を検討してもよい」と回答し、回答した施設に対し、「採用可能と思われる人数をご記入ください」と質問した結果、53 名の採用可能枠が確認された。本学の在宅看護学の特色に該当する実習を受け、その専門性を深める学生は 25 名である点から、卒業後の進路は十分に見込めるものといえる。更に、「将来貴事業所における看護師さんの需要について、どのようにお考えになりますか」との質問に対し、訪問看護ステーション 84 施設中 56%にあたる 47 施設が「増加する」と回答した。これは全施設のアンケート結果である 39%よりも 17 ポイント高い。ここから、訪問看護ステーションでの人材需要は今後増加していくことが予想される。

表. 看護師の需要について

		全体		訪問看護ステーション	
1	増加する	124	38.6%	47	56.0%
2	増加しない	107	33.2%	9	10.7%
3	わからない	89	27.6%	28	33.3%
4	その他・無回答	2	0.6%	0	0%
		322		84	

以上より、審査意見3を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「I. 設置の趣旨及び」を加筆修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (14 ページ)

新	旧 (2 ページから)
<p>I. 設置の趣旨及び必要性</p> <p>9. 地域における訪問看護師の需要</p> <p>地域における訪問看護師数の人材需要について確認するため、人材需要に関する基礎調査結果から訪問看護ステーションのアンケート結果を抽出し、その人材需要について調査を実施した。アンケートから抽出した結果、訪問看護ステーション 84 施設中、41%にあたる 34 施設で必要な看護師を確保できていない結果となった。これは全施設のアンケート結果である 34%よりも 7 ポイント高い。ここから訪問看護ステーションでの人材不足が深刻であることが伺える。また、全国訪問看護事業協会資料によると全国の訪問看護ステーション数は平成 22 年に 5,731 件であったものが平成 31 年には 11,161 件まで増加し、約 2 倍近く増加しており、長野県においても同様に訪問看護ステーションが増加すると共に訪問看護師の需要も増加していくことが予想される。</p> <p>10. 松本看護大学が養成する人材需要の長期的な見通し</p> <p>本学の養成する人材像の長期的な見通しについて確認するため、人材需要に関する基礎調査結果から訪問看護ステーションのアンケート結果を抽</p>	<p>I. 設置の趣旨及び必要性 (新規)</p> <p>(新規)</p>

出し、その人材需要について調査を実施した。

アンケートから抽出した結果「大学への期待度について、どの程度ご期待いただけますか。」という質問に対し、訪問看護ステーション 84 施設中 85%にあたる 71 施設が「とても期待している」又は「ある程度、期待している」と回答し、松本看護大学(仮称)に対し何らかの期待をしている結果となった。また、松本看護大学(仮称)を卒業した人材への採用意向については回答件数 84 施設中、65%にあたる 55 施設が「ぜひ採用したい」「採用したい」「採用を検討してもよい」と回答し、回答した施設に対し、「採用可能と思われる人数をご記入ください」と質問した結果、53 名の採用可能枠が確認された。本学の在宅看護学の特色に該当する実習を受け、その専門性を深める学生は 25 名である点から、卒業後の進路は十分に見込めるものといえる。更に、「将来貴事業所における看護師さんの需要について、どのようにお考えになりますか」との質問に対し、訪問看護ステーション 84 施設中 56%にあたる 47 施設が「増加する」と回答した。これは全施設のアンケート結果である 39%よりも 17 ポイント高い。ここから、訪問看護ステーションでの人材需要は今後増加していくことが予想される。

表. 看護師の需要について

		全体		訪問看護ステーション	
1	増加する	124	38.6%	47	56.0%
2	増加しない	107	33.2%	9	10.7%
3	わからない	89	27.6%	28	33.3%
4	その他・無回答	2	0.6%	0	0%
		322		84	

4. <教育課程の配置が不明確>

教育課程について、どのような考え方で授業科目が配置されているのか不明確であるため、以下の点を踏まえて、具体的に説明すること。

(1) ディプロマ・ポリシーにおいて「(1) 多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を掲げ、これに対応する科目として、語学科目やコミュニケーション関連科目を配置しているが、本学のいう「多様な人々」の趣旨が不明確であり、これらの科目で、ここに掲げられた能力を身に付けさせることができるのか判断することができない。ディプロマ・ポリシーの内容を具体的に記述するとともに、より幅広く学修できるよう科目を設定すること。

(対応)

審査意見での指摘を受け、本学でディプロマ・ポリシーの「(1) 多様な人々との関係を成立・発展できる能力」の「多様な人々」について確認を行った。「多様な人々」とは看護の対象となる人々に加え、協働する多職種もその対象となるとの結論に至った。そのため、多様な人々の定義は「看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会に加え、協働する多職種も含まれ、看護を実践する上で関わる人々全て」である。以上から、ディプロマ・ポリシーの「(1) 多様な人々との関係を成立・発展できる能力」の説明を下記の通り改めた。

また、より幅広く学修できるよう科目を設定すること。の回答として現在のもので十分であることを説明する。

(説明)

1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。

この能力は今後増加していく在宅看護に対応するためには複雑な背景をもつ対象者への全人的理解が必要となる点。ヒアリング結果から多様な対象者に対して敬意をもって接し、信頼関係を構築する力、多職種と連携するためのコミュニケーション力が求められている点から策定を行った。ここでの多様な人々とは看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会に加え、協働する多職種も含まれ、看護を実践する上で関わる人々全てが対象となる。

「カリキュラムポリシー1：「多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を身につけるための科目を教養科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、主に教養科目と専門科目の一部と関連している。1年次では「情報科学」「社会学」「法学」「英語Ⅰ～Ⅱ」「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」等といった教養やコミュニケーションに関する科目に加え、「生命倫理」によって幅広い教養と倫理感を養う。更に、主に2年次以降に担当している「成人看護学概論」「小児看護学概論」等といった概論科目や「医療と看護の倫理」によって1年次によって身につけた教養・倫理観を看護職者としてふさわしい職業倫理へと発展させる。こうした職業倫理や教養は誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚といった個人としての品行に繋がると共に、社会常識の獲得に必要である。こうして得られた教養と倫理観は他者との信頼関係構築に必要であり、ディプロマ・ポリシーに掲げる「多様な人々との関係を成立・発展することができる能力」へと繋がっていく。以上から、現在のカリキュラムにおいてもディプロマ・ポリシーに掲げられる能力を十分に育

成できると判断した。

こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「③人間の生命を大切に思い、誠実な態度で他者と関わることができる人（多様性・協働性）」「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」を策定し、入学時には生命を尊重する考えや誠実さ、コミュニケーション力の素地が備わっているかを確認する。

（是正事項） 看護学部 看護学科

4. <教育課程の配置が不明確>

教育課程について、どのような考え方で授業科目が配置されているのか不明確であるため、以下の点を踏まえて、具体的に説明すること。

（2）ディプロマ・ポリシーにおいて「（3）地域貢献力と多職種連携能力」を掲げ、これに対応する科目として、公衆衛生看護学系、救急・災害看護学系や在宅看護学系の科目を配置しているが、これらの科目の多くが選択科目として設定されており、ここに掲げられた能力を身に付けさせることができるのか判断することができない。

（対応）

本学では「公衆衛生看護学系」「救急・災害看護学系」「在宅看護学系」を3つの柱として「（3）地域貢献力と多職種連携能力」に必要な力を身につけるものである。そのため、「公衆衛生看護学系」「救急・災害看護学系」「在宅看護学系」それぞれに該当する科目に講義形式と実習形式を配当し、講義形式で身につけた知識を実習形式で体験し、分野ごとに学びの内容が確実に身につくように配置している。また、卒業要件上「救急看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」のいずれか履修する必要がある点、それぞれの実習科目を履修するには対応する講義科目を履修する必要がある点から、卒業にはそれぞれに対応できる能力を身につけることができる履修上の区分となっている。

今般の審査意見において「これらの科目の多くが選択科目として設定されており、ここに掲げられた能力を身に付けさせることができるのか判断することができない」との意見を踏まえ、学内で審議を行った。その結果、①ディプロマ・ポリシーの「（3）地域貢献力と多職種連携能力」が確実に身につくよう選択科目の一部を必修にすること。②専門分野ごとに学びが深められるような履修方法について学生に周知することの2点によって対応することとした。

（説明）

1. 選択科目の一部を必修にする

カリキュラムを見直し、「公衆衛生看護学概論」「地域包括ケア論」の重要性を鑑み、必修科目へと変更する。また、卒業要件上「救急看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」のいずれか履修する必要がある点に「災害看護学実習」を加え、卒業には「災害看護学実習」「救急看護学実習」「多職種連携実習」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」のいずれか履修する必要があるよう改めた。

2. 専門分野ごとに学びが深められるような履修方法について学生に周知する

学生が興味関心に合わせて専門性を深められるように①入学時のオリエンテーションで履修モデルを活用しながらそれぞれの履修方法について説明を行う。また、保健師養成課程を希望する学生については国家資格受験に必要な必須科目についても説明し、履修することを促す。②2年次後期にそれぞれの専門領域のどの実習を履修するか選択させ、実習内容にあわせた講義科目を履修するよう促す。この際、保健師養成課程を履修する20名の学生の募集を行い、必要に応じて面接・履修要件である科目の成績等により選考を行う。(資料41：履修内容の告知スケジュール)

以上より、審査意見4(1)、審査意見4(2)を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「II. 本学の特色(学部学科の特色)」及び「VI. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件」を加除修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(15ページから20ページ)

新	旧(16ページから)
<p>II. 本学の特色(学部学科の特色)</p> <p>5. 3つのポリシーと教育課程の繋がり</p> <p>1) 多様な人々との関係を成立・発展することができる。</p> <p>この能力は今後増加していく在宅看護に対応するためには複雑な背景をもつ対象者への全人的理解が必要となる点。ヒアリング結果から多様な対象者に対して敬意をもって接し、信頼関係を構築する力、多職種と連携するためのコミュニケーション力が求められている点から策定を行った。ここでの多様な人々とは看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会に加え、協働する多職種も含まれ、看護を実践する上で関わる人々全てが対象となる。</p> <p>「カリキュラムポリシー1:「多様な人々との関係を成立・発展できる能力」を身につけるための科目を教養科目、専門科目に配置する。」はこの能力を養成するためのカリキュラム編成であり、主に教養科目と専門科目の一部と関連している。1年次では「情報科学」「社会学」「法学」「英語Ⅰ～Ⅱ」「コミュニケーション論」「コミュニケーション支援論」等といった教養やコミュニケーションに関する科目に加え、「生命倫理」によって幅広い教養と倫理感を養う。更に、主に2年次以降に担当している「成人看護学概論」「小児看護学概論」等とい</p>	<p>II. 本学の特色(学部学科の特色)</p> <p>5. 教育目標とディプロマ・ポリシー、教育課程の繋がり</p> <p>本学部の理念・目的を実現するために、自立した看護職者として必要な知識と実践能力をその教育目標のもとで養う。本学部の人材養成の目標や、ディプロマ・ポリシーに内包される具体的な能力とそれらを育成する授業の関係は以下のとおりであり、その達成に向けて教育課程を構築している。</p> <p>1) 社会に広く貢献するための幅広く深い教養、誠実で豊かな人間性を備え、総合的な判断ができる能力</p> <p>この能力は、本学部の養成人材像の「幅広く深い教養」、ディプロマ・ポリシーの「①多様な人との関係を成立・発展できる能力」「⑥地域社会の多様な健康課題に対応できる力」に関連し、多様な人との関係を成立・発展できるコミュニケーション能力の素地であり、対象者の立場に立った対象者理解と必要なケアを実践するために基盤となる能力である。この能力に対応する科目として、主に教養科目を配当している。その中の「英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「中国語Ⅰ・Ⅱ」、「比較文化論」、「国際理解入門」、「言語と表現」など、教養科目のほとんどが、この能力と関連している。</p>

<p>た概論科目や「医療と看護の倫理」によって1年次によって身につけた教養・倫理観を看護職者としてふさわしい職業倫理へと発展させる。こうした職業倫理や教養は誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚といった個人としての品行に繋がると共に、社会常識の獲得に必要である。こうして得られた教養と倫理観は他者との信頼関係構築に必要であり、ディプロマ・ポリシーに掲げる「多様な人々との関係を成立・発展することができる能力」へと繋がっていく。以上から、現在のカリキュラムにおいてもディプロマ・ポリシーに掲げられる能力を十分に育成できると判断した。</p> <p>こうした能力を養成するための素地があるかを判断するために、本学のアドミッションポリシーに「③人間の生命を大切に思い、誠実な態度で他者と関わるができる人（多様性・協働性）」「⑤人々と良い関係を持ち、自分の考えを的確に表現する力が備わっている人（多様性・協働性・思考力・判断力・表現力）」を策定し、入学時には生命を尊重する考えや誠実さ、コミュニケーション力の素地が備わっているかを確認する。</p>	<p>2) 生命の尊厳に基づく倫理観を有し、多様な価値観を尊重して行動できる能力</p> <p>この能力は、本学部の養成人材像の「生命の尊厳に基づく倫理観」とディプロマ・ポリシーの「①多様な人々との関係を構築・発展できる能力」「④課題発見能力と課題解決能力」に関連し、対象者の尊厳と権利を尊重し、看護職者としてふさわしい高い倫理観と真摯な姿勢で責任ある看護実践が提供できる能力である。これらの能力を養うために必要な科目として、教養科目では「コミュニケーション論」「生命倫理」「ボランティア論」等の科目、専門基礎科目では「看護援助的関係論」等の科目、専門科目では「看護学概論」「基礎看護学実習」等の科目を配置している。</p>
---	--

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (34 ページから 36 ページ)

新	旧 (35 ページから)
<p>VI. 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件</p> <p>2. 履修指導方法</p> <p>1) 履修ガイダンス</p> <p>入学時のオリエンテーションにおいて、本学の教育理念、教育目標、人材育成、各学期にとるべき科目について説明し、さらに授業システム及び単位取得方法、卒業要件、資格取得方法等について、履修モデルを通じて説明する。また、高校までの学習と大学での学びの相違、自主的・主体的な学びの重要性について理解してもらう。</p> <p>保健師課程を希望する学生については国家資格受験に必要な必須科目についても説明し、履修することを促す。</p> <p>本学の特色に関する3つの専門領域については</p>	<p>VI. 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件</p> <p>2. 履修指導方法</p> <p>1) 履修ガイダンス</p> <p>入学時のオリエンテーションにおいて、本学の教育理念、教育目標、人材育成、各学期にとるべき科目について説明し、さらに授業システム及び単位取得方法、卒業要件、資格取得方法等について、履修モデルを通じて説明する。また、高校までの学習と大学での学びの相違、自主的・主体的な学びの重要性について理解してもらう。</p>

<p>入学時のオリエンテーションに加え、2年次後期にそれぞれの専門領域のどの実習を履修するか選択させ、実習内容にあわせた講義科目を履修するよう促す。この際、保健師課程を履修する20名の学生の募集を行い、必要に応じて面接・履修要件である科目の成績等により選考を行う。</p> <p>2) チューター制度の導入 (略)</p>	<p>2) チューター制度の導入 (略)</p>
---	------------------------------

(是正事項) 看護学部 看護学科

5. <シラバスが不明確>

各回の教育内容が適切に示されていない科目や、成績評価方法に出席が加味されている科目、参考書に履修要件の説明がある科目など不備が散見されるため、網羅的に確認を行い、適切に改めること。

(対応)

今般の審査意見を踏まえ、教育内容、教育内容と単位数との整合、成績評価方法、留意事項、履修要件等、その他すべての項目について網羅的に確認を行い、適切に示されていない科目に関し、シラバスの修正を行う。また、教員審査の結果を受け、担当教員を変更し修正を行う。修正事項は青字でシラバスに表記する。

(新旧対照表) シラバス

1) コミュニケーション論

(修正内容)

- ① 当初予定していた教員が審査の結果保留となり、担当教員を変更。
- ② 教育内容の9コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項を修正。

	新	旧
①	永石喜代子・葛西朱美	高下梓
②	9コマ目 定期試験	追加
③	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、熟読したうえで授業に臨むこと。 2. 受講後、復習を短時間でも行い、統計用語や考え方になじむようにすること。 3. 課題学習は指定された日時・方法で必ず提出すること。

2) コミュニケーション支援論

(修正内容)

- ① 時間数の修正。
- ② 16コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	30時間	15時間
②	16コマ目 定期試験	追加

③	<p>1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。</p> <p>3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 事前学習が課された部分は、熟読したうえで授業に臨むこと。</p> <p>2. 受講後、復習を短時間でも行い、統計用語や考え方になじむようにすること。</p> <p>3. 課題学習は指定された日時・方法で必ず提出すること。</p> <p>4. 定期試験は履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>5. 無断欠席・遅刻は減点対象とする。</p> <p>6. 授業態度も評価対象とする。飲食・私語・携帯電話操作等、注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす。</p>
---	---	--

3) 生物学

(修正内容)

- ① 時間数の修正。
- ② 到達目標の修正。
- ③ 16コマ目に定期試験を追加
- ④ 参考書欄の修正
- ⑤ 留意事項の修正。

	新	旧
①	30 時間	15 時間
②	到達目標 4. 5 「 <u>説明することができる</u> 」	到達目標 4. 5 の「 <u>考えることができる</u> 」
③	16 コマ目 定期試験	追加
④	削除	高畑雅一、増田隆一、北田一博編：「系統看護学講座 基礎分野 生物学」医学書院
⑤	<p>1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。</p> <p>3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るマナーモードにする）。</p> <p>3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。</p> <p>4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。</p>

4) 環境学

(修正内容)

- ① 到達目標の修正。
- ② 9コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	1. 人間活動が生態系に与える影響について理解し、人間生活と環境とのつながりについて説明することができる。 2. 人間の活動によって起きている環境上の問題や、今後起きる可能性の高い問題について理解し、持続可能な社会について説明することができる。	1. 人間活動が生態系に与える影響について理解し、人間生活と環境とのつながりについて考えることができる。 2. 人間の活動によって起きている環境上の問題や、今後起きる可能性の高い問題について理解し、持続可能な社会について考えることができる。
②	9コマ目 定期試験	追加
③	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るかマナーモードにする）。 3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。 4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。

5) 医療と看護の倫理

(修正内容)

- ① 9コマ目に定期試験を追加。
- ② 成績評価方法の修正。

	新	旧
①	9コマ目 定期試験	追加
②	筆記試験 60%、 課題レポート 30% 、グループワーク参加度 10%	筆記試験 60%、 課題レポート 30% 態度：出席状況・グループワーク参加度 10% 遅刻や未提出等は減点方式

6) 教養ゼミナール

(修正内容)

- ① 担当教員のうち1名が職位不適の判定となり担当教員を変更。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	小林(た)・金子・今井・鮎川・百瀬・関永・原岡・永石・小林(由)・三輪・葛西・横山・ <u>山下</u> ・垣内・近藤・三澤・塩澤・奥原・○高下	小林(た)、金子、今井、鮎川、百瀬、関永、原岡、永石、小林(由)、三輪、葛西、横山、山田、垣内、近藤、木村、三澤、塩澤、奥原、○高下

②	<p>1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。</p> <p>3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。</p> <p>2. 事前学習は必ず行い、授業に臨む。</p> <p>3. 受講後、短時間でも復習を継続して行うことにより理解が深まる。</p> <p>4. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail含む)等は評価成績から減点する。</p> <p>5. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。</p> <p>7. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。</p> <p>8. 授業態度(飲食、私語、携帯操作等注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。</p>
---	---	---

7) 連携ゼミナール I

(修正内容)

- ① 担当教員のうち1名が職位不適の判定となり担当教員を変更。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	<p>小林(た)・金子・今井・鮎川・百瀬・関永・原岡・永石・小林(由)・三輪・葛西・横山・<u>山下</u>・垣内・近藤・三澤・塩澤・奥原・○高下</p>	<p>小林(た)、金子、今井、鮎川、百瀬、関永、原岡、永石、小林(由)、三輪、葛西、横山、山田、垣内、近藤、木村、三澤、塩澤、奥原、○高下</p>
②	<p>1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。</p> <p>3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。</p> <p>2. 事前学習は必ず行い、授業に臨む。</p> <p>3. 受講後、短時間でも復習を継続して行うことにより理解が深まる。</p> <p>4. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail含む)等は評価成績から減点する。</p> <p>5. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。</p> <p>7. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。</p> <p>8. 授業態度(飲食、私語、携帯操作等注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。</p>

8) 連携ゼミナールⅡ

(修正内容)

- ① 担当教員のうち1名が職位不適の判定となり担当教員を変更。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	小林(た)・金子・今井・鮎川・百瀬・関永・原岡・永石・○小林(由)・三輪・葛西・横山・ <u>山下</u> ・垣内・近藤・三澤・塩澤・奥原・高下	小林(た)、金子、今井、鮎川、百瀬、関永、原岡、永石、○小林(由)、三輪、葛西、横山、山田、垣内、近藤、木村、三澤、塩澤、奥原、高下
②	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2. 事前学習は必ず行い、授業に臨む。 3. 受講後、短時間でも復習を継続して行うことにより理解が深まる。 4. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail含む)等は評価成績から減点する。 5. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 7. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。 8. 授業態度(飲食、私語、携帯操作等注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

9) 研究入門

(修正内容)

- ① 事前学習の内容修正
- ② 9コマ目に定期試験を追加
- ③ 成績評価方法の修正

	新	旧
①	授業毎に提示する。	授業の課題は必ずやってくる
②	9コマ目 定期試験	追加
③	筆記試験 60%、課題レポート・授業の振り返り用紙の内容 40%	課題レポート、出席状況、授業の振り返り用紙の内容、

10) 研究方法論

(修正内容)

- ① 9コマ目に定期試験を追加。
- ② 成績評価方法の修正。

	新	旧

①	9 コマ目 定期試験	追加
②	課題レポート 100%	出席状況、課題レポート

11) 疫学

(修正内容)

- ① 時間数の修正。
- ② 16 コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	30 時間	15 時間
②	16 コマ目 定期試験	追加
③	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るかマナーモードにする）。 3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。 4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。

12) 公衆衛生学

(修正内容)

- ① 9 コマ目に定期試験を追加。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	9 コマ目 定期試験	追加
②	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るかマナーモードにする）。 3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。 4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。

13) 保健・医療・福祉行政論

(修正内容)

- ① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。

<p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。</p> <p>3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るかマナーモードにする)。</p> <p>3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。</p> <p>4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。</p>
---	--

14) 社会保障制度

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	<p>1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。</p> <p>3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るかマナーモードにする)。</p> <p>3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。</p> <p>4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。</p>

15) 衛生関係法規

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	<p>1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。</p> <p>3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るかマナーモードにする)。</p> <p>3. 欠席者に対する補講は行わないが、申し出があれば授業中に配布したプリント等を渡す。</p> <p>4. 遅刻、途中退出の扱いはその都度判断するが、回数により欠席とすることがある。</p>

16) 保健統計学

(修正内容)

① 成績評価方法の変更。

② 留意事項の修正。

	新	旧
①	定期試験 60%、事後課題 40%	定期試験 60%、事前・事後課題 40%
②	1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。	1. 事前学習が課された部分は、熟読したうえで授業に臨むこと。

<p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。</p> <p>3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>2. 受講後、復習を短時間でも行い、統計用語や考え方になじむようにすること。</p> <p>3. 課題学習は指定された日時・方法で必ず提出すること。</p> <p>4. 定期試験は履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>5. 無断欠席・遅刻は減点対象とする。</p> <p>6. 授業態度も評価対象とする。飲食・私語・携帯電話操作等、注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす。</p>
---	---

17) 看護援助的関係論

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	<p>1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。</p> <p>3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 事前学習、事後学習を行うことで、授業への関心、学びが深まる。</p> <p>2. 受講後必ず、復讐を短時間でも、継続することで理解深まる。</p> <p>3. 講義中の教室出入り、携帯電話の使用 (mail 含む) などは評価成績から減点する。</p> <p>4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出する。</p> <p>5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点の対象とする。(遅刻3回で欠席1回とみなす)</p> <p>7. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす。) 評価対象とする。</p>

18) 看護学概論

(修正内容)

① 16 コマ目に定期試験を追加

② 留意事項の修正

	新	旧
①	16 コマ目 定期試験	追加
②	<p>1. 他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、</p>	<p>1. 出席は、毎回の振り返り用紙で確認する。</p> <p>2. 定期試験は、学則に準ずる。</p> <p>3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用</p>

マナーモードに設定する)。 3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	(mail 含む) 等は評価成績から減点する。
--	-------------------------

19) 基礎看護技術 I

(修正内容)

- ① 31 コマ目に定期試験を追加。
- ② 留意事項の中から適切でない項目を削除。

	新	旧
①	31 コマ目 定期試験	追加
②	<p>1. 看護師としての身だしなみを整え演習に臨むこと。身だしなみが整っていない場合は演習に参加できない。</p> <p>2. 技術アワーの時間を設定するので、技術の練習・習熟に活用する。</p> <p>3. 技術演習は演習に関連した講義を受けていない場合は演習を行うことができない。欠席した場合は、授業で配布された資料を熟読し自己学習して、担当教員の口頭試問を受け合格した場合に演習を履修できる。履修後指定されたレポートの提出により技術演習は修得したこととする。</p>	<p>1. 看護師としての身だしなみを整え演習に臨むこと。身だしなみが整っていない場合は演習に参加できない。</p> <p>2. 技術アワーの時間を設定するので、技術の練習・習熟に活用する。</p> <p>3. 技術演習は演習に関連した講義を受けていない場合は演習を行うことができない。欠席した場合は、授業で配布された資料を熟読し自己学習して、担当教員の口頭試問を受け合格した場合に演習を履修できる。履修後指定されたレポートの提出により技術演習は修得したこととする。</p> <p>4. 筆記試験で合格点に満たない場合は再々試験まで行う。</p> <p>5. 技術試験の全体集合(オリエンテーション) 時間に遅刻した場合は技術試験を受けることができない</p>

20) 基礎看護技術 II

(修正内容)

- ① 31 コマ目に定期試験を追加
- ② 留意事項の修正

	新	旧
①	31 コマ目 定期試験	追加
②	<p>1. 技術演習はその技術に関連した講義を受けていないと履修できない。欠席した場合は担当教員による口頭での試験を行うので、資料を熟読し、学生が日時を設定する。口頭の試験に合格した者が演習を履修できる。</p> <p>2. 身だしなみ(爪や髪の毛などを含む)を整えていない場合は演習に参加できない。</p> <p>3. 技術アワーの時間を設定するので、技術の練</p>	<p>1. 技術演習はその技術に関連した講義を受けていないと履修できない。欠席した場合は担当教員による口頭での試験を行うので、資料を熟読し、学生が日時を設定する。口頭の試験に合格した者が演習を履修できる。</p> <p>2. 身だしなみ(爪や髪の毛などを含む)を整えていない場合は演習に参加できない。</p> <p>3. 技術アワーの時間を設定するので、技術の練</p>

習・習熟に活用する。	習・習熟に活用する。 4. 筆記試験で合格点に満たない場合は1回のみ再試験を行う。 5. 技術試験は15分前に集合すること。技術試験の場合、いかなる理由も遅刻した場合は試験を受けることができない。合格に満たない場合は再試験を1回行う。
------------	---

21) 基礎看護技術Ⅲ

(修正内容)

- ① 科目名称の間違いの訂正。
- ② 9コマ目に定期試験を追加。
- ③ 成績評価方法の修正。
- ④ 留意事項の修正。

	新	旧
①	基礎看護技術Ⅲ	基礎看護援助技術Ⅲ
②	9コマ目 定期試験	追加
③	定期筆記試験 100%	定期筆記試験 100% 減点対象：提出未提出-1点/回、欠席1コマ-1点
④	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 出席状況については、授業は振り返り用紙によりグループワークは担当教員が確認する。 2. 定期試験は履修規定に準ずる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail含む）等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出する。 5. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業等に臨むこと

22) ヘルスアセスメント

(修正内容)

- ① 31コマ目に定期試験を追加。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	31コマ目 定期試験	追加
②	1.本科目は、人体の構造と機能の学習内容が基盤となる。よって、事前学習は必須である。 2.演習に該当する講義を受けずに履修することはできない。講義を欠席した場合は、必ず担当教員の口頭による試験を受けること。口頭の試験に	1. 本科目は、人体の構造と機能の学習内容が基盤となる。よって、事前学習は必須である。 2. 演習に該当する講義を受けずに履修することはできない。講義を欠席した場合は、必ず担当教員の口頭による試験を受けること。口頭の試験に

	合格した者が演習を履修できる。日時は学生が調整して設定する。	合格した者が演習を履修できる。日時は学生が調整して設定する。 4. 定期試験について：合格点に達しなかった場合、再試験を1回のみ行う。 5. 遅刻・欠席、他人への迷惑行為は減点対象となる。 6. 技術試験は開始 15 分前に集合する。いかなる理由も遅刻した場合は技術試験を受けることができない。技術試験が合格にみえない場合は、再試験を1回行う。
--	--------------------------------	---

23) 看護過程展開論

(修正内容)

- ① 16 コマ目に定期試験を追加。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	16 コマ目 定期試験	追加
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 出席状況については、授業は振り返り用紙によりグループワークは担当教員が確認する。 2. 定期試験は履修規定に準ずる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用 (mail 含む) 等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出する。 5. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業等に臨むこと

24) 基礎看護学実習 I

(修正内容)

- ① 担当教員のうち 1 名が職位不適の判定となり担当教員を変更。
- ② 成績評価方法の修正。
- ③ 履修要件の修正。

	新	旧
①	小林(た)・○金子・葛西・横山・木村・近藤・三沢・垣内・塩澤・奥原・倉科・清沢・黒澤・畔上・五十嵐・牛山・ <u>山下</u>	小林たつ子、○金子潔子、葛西朱美、横山芳子、山田恵子、木村久枝、近藤恵子、三沢緑、垣内いづみ、塩澤綾乃、奥原香織、倉科恵里、清沢京子、黒澤多美子、畔上一代、五十嵐佳寿美、牛山陽介
②	・評価表を用いて総合的に評価する。 ・必要に応じて個別面接を行う。	・実習期間内の出欠席（3/5 以上の出席）、および実習態度、実習記録、レポート等により評価表を用いて総合的に評価する。

		・必要に応じて個別面接を行う。
③	基礎看護学概論を <u>修得</u> していること	基礎看護学概論を履修していること

25) 基礎看護学実習Ⅱ

(修正内容)

- ① 担当教員のうち1名が職位不適の判定となり担当教員を変更。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	小林(た)・○金子・葛西・横山・木村・近藤・三沢・垣内・塩澤・奥原・倉科・清沢・黒澤・畔上・五十嵐・牛山・ <u>山下</u>	小林たつ子、○金子潔子、葛西朱美、横山芳子、山田恵子、木村久枝、近藤恵子、三沢緑、垣内いづみ、塩澤綾乃、奥原香織、倉科恵里、清沢京子、黒澤多美子、畔上一代、五十嵐佳寿美、牛山陽介
②	1) 実習評価表を用いて自己評価を行い、評価面接で教員評価との調整を行う。 2) 実習記録、実習態度、グループへの参加度で総合的に評価する。 3) 実習スケジュールは、患者の状況によって変更する場合がある。	1) 実習時間の4/5以上の出席を求める。 2) 出席不足や実習内容の不足の場合には、再実習を必要とする。 3) 出席時間数が実習時間の2/3以上で評価の対象となる。 4) 実習評価表を用いて自己評価を行い、評価面接で教員評価との調整を行う。 5) 実習記録、実習態度、グループへの参加度で総合的に評価する。 6) 実習スケジュールは、患者の状況によって変更する場合がある。

26) 成人看護学概論

(修正内容)

- ① 16 コマ目に定期試験を追加。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	16 コマ目 定期試験	追加
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	事前学習してきたノートに授業を集中して聴き、追加しながら専門用語など覚えること、考えることを積極的に行いましょう。授業中の飲食、私語、他教科の学習、教室の出入り、スマホ取り扱いは禁止します。

27) 成人急性期看護論

(修正内容)

- ① 教育内容に関し、15 コマ分を31 コマに展開し、31 コマ目を定期試験とする。

- ② 評価方法の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	16 コマ 看護過程 17 コマ アセスメント 18 コマ アセスメント 19 コマ アセスメント 20 コマ 看護診断 21 コマ 看護診断 22～28 コマ 事例展開 29 コマ 事例展開発表 30 コマ 事例展開発表 31 コマ 定期試験	追加
②	定期試験 80%、Active Note 作成 10%、 看護過程展開シート 10%	定期試験 70% Active Note 作成 10% 看護 過程展開シート 10% 授業取り組み 10%
③	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は 禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、 マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布し たプリント等を渡す。	授業の準備と学習：Active note 作成のこと； シ ラバスにそって事前学習/予習復習を行う。解剖 整理・疾病学の復習を行っておく。該当日知識確 認の小テストします。講義中の教室で入り、スマ ホ使用、飲食、私語厳禁します。 無断欠席・遅刻は減点します。レポート提出は日 時厳守してください。

28) 成人慢性期看護論

(修正内容)

- ① 教育内容に関し、15 コマ分を 31 コマに展開し、31 コマ目を定期試験とする。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	16 コマ 処置を受ける患者の看護 17 コマ～28 コマ その人らしく生きていくための看護支援①～② 29 コマ 成人期からのアンチエイジング① 30 コマ 成人期からのアンチエイジング② 31 コマ 定期試験	追加
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は 禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、 マナーモードに設定する）。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授 業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うこ とにより理解が深まる

<p>3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用 (mail 含む) 等は評価成績から減点する。</p> <p>4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。</p> <p>授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。</p>
---	---

29) 成人急性期看護学実習

(修正内容)

- ① 成績評価方法の修正。
- ② 履修要件の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	実習評価表に準ずる。	看護過程の展開・実習記録 70% 実習態度・出席 30%
②	成人急性期看護論を修得した者。	成人急性期看護論を履修した者
③	<p>① 実習記録はくれぐれも紛失しないように注意のこと。</p> <p>② 実習記録の提出等は指定された日時を厳守する。</p> <p>③ 実習中の白衣、靴は清潔であること。</p> <p>④ 実習病院・施設の規則厳守。</p>	<p>① 欠席-5点/day,遅刻-3点(ただし公共交通機関によるものは配慮)</p> <p>② 実習記録はくれぐれも紛失しないように注意のこと</p> <p>③ 実習記録の提出等は指定された日時を厳守する</p> <p>④ 実習中の白衣、靴は清潔であること 実習病院・施設の規則厳守</p>

30) 成人慢性期看護学実習

(修正内容)

- ① 履修要件の修正。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人慢性期看護論を修得していること	基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、成人慢性期看護論を履修していること
②	実習オリエンテーションの出席、事前課題の提出を必須とする。	オフィスアワーについては、履修案内を参照し、教員と日程調整する。 実習オリエンテーションの出席、事前課題の提出

	を必須とする。
--	---------

31) 緩和ケア論

(修正内容)

- ① 到達目標の表現を修正。
- ② 9コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	3.緩和ケア領域における患者・家族のスピリチュアルな側面について説明することができる。	3. 緩和ケア領域における患者・家族のスピリチュアルな側面について考えることができる。
②	9コマ目に定期試験を追加	追加
③	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	追加

32) 老年看護学概論

(修正内容)

- ① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail含む)等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

33) 老年症候群援助論

(修正内容)

- ① 履修要件の修正。

② 留意事項の修正。

	新	旧
①	老年看護学概論が <u>修得されていること</u>	老年看護学概論が履修されていること
②	<p>1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。</p> <p>3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。</p> <p>2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる</p> <p>3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail 含む）等は評価成績から減点する。</p> <p>4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。</p> <p>授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。</p>

34) 老年看護援助論

(修正内容)

① 到達目標の表現の修正。

② 留意事項の修正。

	新	旧
①	<p>2.高齢者に特徴的な症状・機能低下を持つ高齢者への看護援助を<u>説明できる</u>。</p> <p>3.認知症の病態・治療を理解し、認知症高齢者とその家族への援助について<u>説明できる</u>。</p>	<p>②高齢者に特徴的な症状・機能低下を持つ高齢者への看護援助が考えられる。</p> <p>③認知症の病態・治療を理解し、認知症高齢者とその家族への援助について考えられる。</p>
②	<p>1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。</p> <p>3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。</p> <p>2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる</p> <p>3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail 含む）等は評価成績から減点する。</p> <p>4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回</p>

	で欠席1回とみなす)。 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。
--	--

35) 老年看護学実習 I

(修正内容)

①履修要件の修正。

	新	旧
①	老年看護学概論、老年症候群援助論、老年看護援助論の <u>修得がされていること</u>	老年看護学概論、老年症候群援助論、老年看護援助論の履修がされていること

36) 老年看護学実習 II

(修正内容)

修正なし。

37) 認知症ケア論

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail含む)等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

38) 小児看護学概論

(修正内容)

- ① 当初予定していた教員が職位不適格となり担当教員を変更。
- ② 16コマ目に定期試験を追加。
- ③ 成績評価方法の修正。
- ④ 留意事項の修正。

	新	旧
①	山下恵子	山田恵子
②	16 コマ目に定期試験を追加	追加
③	定期試験(90%)、レポート(10%)	レポート 40% 事前・事後課題 10% 定期試験 50%
④	<p>1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。</p> <p>3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。</p> <p>2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。</p> <p>3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail含む）等は評価成績から減点する。</p> <p>4. レポートは指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。</p> <p>授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。</p>

39) 小児看護援助論 I

(修正内容)

- ① 当初予定していた教員が職位不適格となり担当教員を変更。
- ② 16 コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	山下恵子・清沢京子	山田恵子・清沢京子
②	16 コマ目に定期試験を追加	追加
③	<p>1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。</p> <p>3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。</p> <p>2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。</p> <p>3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail含む）等は評価成績から減点する。</p> <p>4. レポートは指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。</p>

		授業態度(飲食、私語、 携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。
--	--	--

40) 小児看護援助論Ⅱ

(修正内容)

- ① 当初予定していた教員が職位不適格となり担当教員を変更。
- ② 16 コマ目に定期試験を追加。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	山下恵子・清沢京子	山田恵子・清沢京子
②	16 コマ目に定期試験を追加	追加
③	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail 含む)等は評価成績から減点する。 4. レポートは指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 授業態度(飲食、私語、 携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

41) 小児看護学実習

(修正内容)

- ① 当初予定していた教員が職位不適格となり担当教員を変更。

	新	旧
①	山下恵子・清沢京子	山田恵子・清沢京子

42) 小児発達学

(修正内容)

- ① 当初予定していた教員が職位不適格となり担当教員を変更。
- ② 9 コマ目に定期試験を追加。
- ③ テキスト欄の修正。
- ④ 留意事項の修正。

	新	旧

①	山下恵子・清沢京子	山田恵子・清沢京子
②	9コマ目に定期試験を追加	追加
③	二宮啓子、今野美紀編：「小児看護学概論」南江堂	1. 二宮啓子、今野美紀編：「小児看護学概論」南江堂 2. 授業時に資料を配布する。
④	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail 含む）等は評価成績から減点する。 4. レポートは指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。

43) 母性看護学概論

(修正内容)

- ① 16コマ目に定期試験を追加。
- ② 成績評価方法の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	16コマ目に定期試験を追加	追加
②	定期試験（80%）、2回の小テスト（20%）	期末試験（80点満点）と2回の小テスト（合計20点満点）を加えた合計100点満点で成績評価を行う。
③	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の携帯電話の使用（mail 含む）は禁止する。 4. 定期試験は履修規定に準ずる。再試験は原則として1回までとする。 5. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など)も評価対象とする。

44) 母性看護援助論 I

(修正内容)

- ① 16コマ目に定期試験を追加。

② 留意事項の修正。

	新	旧
①	16 コマ目に定期試験を追加	追加
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の携帯電話の使用（mail 含む）は禁止する。 4. 定期試験は履修規定に準ずる。再試験は原則として1回までとする。 5. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など)も評価対象とする。

45) 母性看護援助論II

(修正内容)

- ① 16 コマ目に定期試験を追加。
- ② 参考書とテキストの内容が同じであり、参考書を削除。
- ③ 履修要件の内容を修正。
- ④ 留意事項を修正。

	新	旧
①	16 コマ目に定期試験を追加	追加
②	削除	系統看護学講座専門分野II 母性看護学概論 母性看護学①/著:森恵美 他/医学書院 系統看護学講座専門分野II 母性看護学各論 母性看護学②/著:森恵美 他/医学書院
③	母性看護学概論 母性看護援助論Iを <u>修得して</u> <u>いること</u>	母性看護学概論 母性看護援助論Iを受講して いること
④	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す	1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の携帯電話の使用（mail 含む）は禁止する。 4. 定期試験は履修規定に準ずる。再試験は原則として1回までとする。 5. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など)も評価対象とする。

46) 母性看護学実習

(修正内容)

- ① 参考書とテキストの内容が同じであり、参考書を削除。

② 履修要件の内容を修正。

	新	旧
①	削除	<ul style="list-style-type: none"> ・系統看護学講座 専門分野Ⅱ 母性看護学概論(母性看護学①)/著:森恵美他/医学書院 ・系統看護学講座 専門分野Ⅱ 母性看護学各論(母性看護学②)/著:森恵美他/医学書院
②	母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰ・Ⅱの <u>単位</u> を修得していること	母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰ・Ⅱの単位を取得していること

47) 地域母子保健学

(修正内容)

- ① 9コマ目に定期試験を追加。
- ② 成績評価方法の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	9コマ目に定期試験を追加	追加
②	GW課題・成果発表70%、事後レポート30%の評価とする。	授業態度・GW参加態度を30%、GW課題及び事後レポートで70%の評価とする。
③	<ol style="list-style-type: none"> 1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後必ず復習を継続して行うことにより理解が深まる 3. 講義中の携帯電話の使用(mail含む)は禁止する。 4. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など)も評価対象とする。

48) 精神看護学概論

(修正内容)

- ① 担当教員の一人が不可の判定を受け、担当教員を修正。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	上條節子	○永石喜代子・上條節子
②	<ol style="list-style-type: none"> 1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。 2. 受講後、必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。 3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail含む)等は評価成績から減点する。 4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。

		<p>5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。</p> <p>7. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。</p>
--	--	---

49) 精神看護援助論 I

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	<p>1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。</p> <p>3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。</p> <p>2. 受講後。必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。</p> <p>3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail含む)等は評価成績から減点する。</p> <p>4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。</p> <p>7. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。</p>

50) 精神看護援助論 II

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	<p>1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。</p> <p>3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。</p> <p>2. 受講後。必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。</p> <p>3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用(mail含む)等は評価成績から減点する。</p> <p>4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。</p> <p>7. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止と</p>

		みなす)も評価対象とする。
--	--	---------------

51) 精神看護学実習

(修正内容)

① 留意事項の修正。

	新	旧
①	<p>1. 実習オリエンテーションには必ず参加すること。</p> <p>2. 実習要項を熟読して実習に臨むこと。</p>	<p>1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。</p> <p>2. 受講後。必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。</p> <p>3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用 (mail 含む) 等は評価成績から減点する。</p> <p>4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。</p> <p>7. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。</p>

52) 地域精神保健学

(修正内容)

① 担当教員の一人が不可の判定を受け、担当教員を修正。

② 留意事項の修正。

	新	旧
①	上条節子	○永石喜代子・上条節子
②	<p>1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p> <p>2.講義中は携帯電話の使用禁止(電源を切るか、マナーモードに設定する)。</p> <p>3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>1. 事前学習が課された部分は、必ず熟読して授業に臨むこと。</p> <p>2. 受講後。必ず復習を短時間でも継続して行うことにより理解が深まる。</p> <p>3. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用 (mail 含む) 等は評価成績から減点する。</p> <p>4. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>5. 定期試験は、履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする(遅刻3回で欠席1回とみなす)。</p> <p>7. 授業態度(飲食、私語、携帯操作など注意しても改めない場合はその授業の出席を停止とみなす)も評価対象とする。</p>

53) 救急看護学

(修正内容)

- ① 9コマ目に定期試験を追加。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	9コマ目に定期試験を追加	追加
②	1.事前・事後学習を必ず行うこと 2.レポートは指定された日時厳守	1. 事前・事後学態度を必ず行うこと 2. レポートは指定された日時厳守 3. 無断欠席・遅刻は減点対象とする。

54) 災害看護学

(修正内容)

- ① 担当教員が不可の判定を受け、担当教員を変更。
- ② 9コマ目に定期試験を追加。

	新	旧
①	○原岡智子・近藤恵子・宮坂佐和子	宮坂佐和子・○今井栄子
②	9コマ目に定期試験を追加	追加

55) 救急看護学実習

(修正内容)

- ① 成績評価方法の修正。
- ② 履修要件の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	実習評価表に準じる	看護過程の記録提出物 50% まとめ・発表 10% 実習態度 40% (指導者の評価から)
②	救急看護学修得者	救急看護学修了者
③	1.事前事後学習を必ず行うこと 2.記録、看護展開を日々確実に実施 3.まとめ、発表、看護過程記録物の提出日時厳守	1. 事前事後学習を必ず行うこと 7月 2. 記録、看護展開を日々確実に実施 3. まとめ、発表、看護過程記録物の提出日時厳守 4. 実習について：遅刻 (-3点) 欠席 (-5点) とします。

56) 災害看護学実習

(修正内容)

- ① 履修要件の修正。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	災害看護学修得者	災害看護学を履修していること
②	1.実習日は、地域および病院の防災訓練の日程に応じて決定する。 2.全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。	1. 実習日は、地域および病院の防災訓練の日程に応じて決定する。 2. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。

	3.事前学習は必ず行い、実習に臨む。4.課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。	3. 事前学習は必ず行い、実習に臨む。 4. 課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。 5. 無断欠席・遅刻は減点対象とする（遅刻3回で欠席1回とみなす）。 6. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。 7. 実習態度も評価対象とする。
--	---	--

57) 在宅生活支援論

(修正内容)

修正なし。

58) ターミナル看護

(修正内容)

- ① 担当教員が不可の判定を受け、担当教員を変更。
- ② 到達目標の修正。

	新	旧
①	○金子潔子・鮎川昌代・百瀬ちどり・山下恵子	○関永伸子・木村久枝・黒澤多美子
②	4.自己の人生観や死生観について <u>述べる</u> ことができる。	4. 自己の人生観や死生観について <u>考える</u> ことができる。

59) 地域医療連携システム論

(修正内容)

修正事項なし。

60) 多職種連携実習

(修正内容)

- ① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1.全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2.事前学習は必ず行い、実習に臨む。 3.課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。	1. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。 2. 事前学習は必ず行い、実習に臨む。 3. 課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。 4. 無断欠席・遅刻は減点対象とする（遅刻3回で欠席1回とみなす）。 5. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。 6. 実習態度も評価対象とする。

61) 地域包括ケア論

(修正内容)

- ① 選択科目から必修科目に変更。
- ② 到達目標の修正。

	新	旧

①	必修	選択
②	4.長野県松本市の特性や実情に沿った地域包括ケアを説明することができる。	4. 長野県松本市の特性や実情に沿った地域包括ケアを考えることができる。

62) 公衆衛生看護学概論

(修正内容)

- ① 選択科目から必修科目に変更。
- ② 留意事項の修正。

	新	旧
①	必修	選択
②	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。	1.公衆衛生看護は、社会情勢と結びついた活動です。新聞やニュースなどに関心を持つようにしましょう。 2.定期試験は履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 3.講義中の教室の出入り、携帯電話の使用、私語等は評価成績から減点する。 4.保健師課程希望者は受講すること。

63) 公衆衛生看護学活動論 I

(修正内容)

- ① 留意事項の修正。

	新	旧
①	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。 4.保健師課程希望者は受講すること。	1.定期試験は履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 2.講義中の教室の出入り、携帯電話の使用、私語等は評価成績から減点する。 3.保健師課程希望者は受講すること。

64) 公衆衛生看護学活動論 II

(修正内容)

- ① 科目名称の訂正。
- ② 成績評価方法の修正。
- ③ 履修要件の修正。
- ④ 留意事項の修正。

	新	旧
①	公衆衛生看護学活動論 II	公衆衛生看護学活動論 II
②	筆記試験（60％）グループレポート：健診・地域診断（20％）個人レポート（20％）	筆記試験（50％）グループレポート：健診・地域診断（30％）個人レポート・発表（10％）参加態度（10％）

③	公衆衛生看護学概論 公衆衛生看護学活動論 I が修得されていること	公衆衛生看護学概論 公衆衛生看護学活動論 I が履修されていること
④	1.公衆衛生看護の対象者は全ての年代、健康レベルも様々な対象者であるため、他の看護領域の学修内容を深めておくこと。 2.グループで行う演習があるので、グループで連携、協同して実施すること。 3.保健師課程希望者は受講すること。	1.公衆衛生看護の対象者は全ての年代、健康レベルも様々な対象者であるため、他の看護領域の学修内容を深めておくこと。 2.グループで行う演習があるので、グループで連携、協同して実施すること。

65) 健康支援論

(修正内容)

- ① 参考書とテキストが同一のため、参考書名称を削除。
- ② 成績評価方法の修正。
- ③ 履修要件の修正。
- ④ 留意事項の修正。

	新	旧
①	授業時適宜紹介する。	1.標美奈子他：「標準保健師講座 公衆衛生看護学概論①」医学書院 2.中村裕美子他：「標準保健師講座 公衆衛生看護技術②」医学書院 3.松田正巳他：「標準保健師講座対象者別公衆衛生看護活動②」医学書院 4.「国民衛生の動向」最新版 厚生統計協会
②	演習のレポート (50%)、最終レポート (30%)、発表 (20%)	演習のレポート (50%) 最終レポート (20%) 発表 (20%) 参加態度 (10%)
③	公衆衛生看護学概論 公衆衛生看護学活動論 I を修得していること	公衆衛生看護学概論 公衆衛生看護学活動論 I が履修されていること
④	1.グループで行うので、連携・協働すること。 2.保健師課程希望者は受講すること。	1.グループで行うので、連携・協働すること。

66) 産業看護論

(修正内容)

- ① 留意事項の修正

	新	旧
①	1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。 2.講義中は携帯電話の使用禁止 (電源を切るか、マナーモードに設定する)。 3.欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。 4.保健師課程希望者は受講すること。	1.定期試験は履修規定に準ずる。再試験は1回までとする。 2.講義中の教室の出入り、携帯電話の使用、私語等は評価成績から減点する。 3.保健師課程希望者は受講すること。

67) 公衆衛生看護学実習 I

(修正内容)

- ① 科目概要の項目の修正。

- ② 科目概要内容の修正。
- ③ 到達目標の項目の修正。
- ④ 参考書の修正。
- ⑤ 履修要件の修正。
- ⑥ 留意事項の修正。

	新	旧
①	科目概要	目的
②	地域で生活する個人・家族・集団の健康を守る社会資源を理解し、地域で生活する人々の健康支援における看護職の役割を思考する。地域における社会資源とは、条例・規則・市町村憲章、施設・設備、地域ケアシステムやネットワーク、人材、財政などを指す。	1.地域における個人・家族・集団の健康を守る社会資源を理解する。社会資源とは、条例・規則・市町村憲章、施設・設備、地域ケアシステムやネットワーク、人材、財政などを指す。 2.地域でせいかつする人々の健康支援における看護職の役割を思考する。
③	到達目標	目標
④	公衆衛生看護学関連の科目で使用した資料等	なし
⑤	基礎看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学活動論Ⅰ、公衆衛生看護活動論Ⅱ、健康支援論を <u>修得していること</u>	基礎看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学概論、公衆衛生看護学活動論Ⅰ、公衆衛生看護活動論Ⅱ、健康支援論、を履修していること
⑥	1.記録は所定の期限までに提出し、提出できない理由がある場合は期限までに教員へ連絡すること。 2.保健師課程希望者は受講すること。	1.出席日数は実習時間の4分の3以上が単位認定の必要条件。 2.原則として補修実習は行わない。ただし正当な理由と認められた場合は追実習の申請ができる。 3.記録は所定の期限までに提出し、理由がある場合は期限までに教員へ連絡すること。

68) 公衆衛生看護学実習Ⅱ

(修正内容)

- ① 科目概要の項目の修正。
- ② 科目概要内容の修正。
- ③ 到達目標の項目の修正。
- ④ 参考書の修正。
- ⑤ 留意事項の修正。

	新	旧
①	科目概要	目的
②	公衆衛生の拠点である保健所の機能と役割について理解する。保健所の専門的・広域的な機能と役割を理解する。保健所と市町村との連携を学ぶ。	1. 公衆衛生の拠点である保健所の機能と役割について理解する。 2. 保健所の専門的・広域的な機能と役割を理解する。 3. 保健所と市町村との連携を学ぶ
③	到達目標	目標

④	公衆衛生看護学関連の科目で使用した資料等	標準保健師講座② 地域看護技術【医学書院】、 標準保健師講座③ 対象別地域看護活動【医学書院】
⑤	1.看護活動の対象者は様々な年代や健康レベルにあるので、ほかの専門領域の学習内容、授業資料等を活用して学習を進めること。 2.保健師課程希望者は受講すること。	看護活動の対象者は様々な年代や健康レベルにあるので、ほかの専門領域の学習内容、授業資料等を活用して学習を進めること。

69) 公衆衛生看護管理実習

(修正内容)

- ① 科目概要の項目の修正。
- ② 科目概要内容の修正。
- ③ 到達目標の項目の修正。
- ④ 参考書の修正。
- ⑤ 履修要件の修正。
- ⑥ 留意事項の修正。

	新	旧
①	科目概要	目的
②	公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基盤にして、住民の健康ニーズに沿った地区活動の体験を通して学習する。他職種や住民と協力して、地域の健康の向上を目指した健康課題の方策を作成することの重要性を理解し、住民が主体的に健康課題に取り組むことができるように、住民のパートナーとして活動していくことの重要性を理解する。また、保健師活動がPDCAサイクルに基づいて行われていることや、今後の公衆衛生看護活動に求められる保健師の役割を考える能力を学修する。	公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱを基盤にして、住民の健康ニーズに沿った地区活動の体験を通して学習する。 1) 他職種や住民と協力して、地域の健康の向上を目指した健康課題の方策を作成することの重要性を理解する。 2) 住民が主体的に健康課題に取り組むことができるように、住民のパートナーとして活動していくことの重要性を理解する。 3) 保健師活動がPDCAサイクルに基づいて行われていることを理解する。 4) 今後の公衆衛生看護活動に求められる保健師の役割を考える。
③	到達目標	目標
④	公衆衛生看護学関連の科目で使用した資料等	公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱを履修していること
⑤	公衆衛生看護学実習Ⅰ、公衆衛生看護学実習Ⅱを履修していること。	なし
⑥	1.記録は所定の期限までに提出し、提出できない理由がある場合は期限までに教員へ連絡すること。 2.保健師課程希望者は受講すること。	1.出席日数は実習時間の4分の3以上が単位認定の必要条件。 2.原則として補修実習は行わない。ただし正当な理由と認められた場合は追実習の申請ができる。 3.記録は所定の期限までに提出し、理由がある場合は期限までに教員へ連絡すること。

70) 在宅看護学概論

(修正内容)

- ① 担当教員の名前の修正。

	新	旧
①	関永 信子	関永 伸子

71) 在宅看護援助論 I

(修正内容)

- ① 担当教員の名前の修正。

	新	旧
①	関永 信子	関永 伸子

72) 在宅看護援助論 II

(修正内容)

- ① 担当教員の名前の修正。
- ② 教育内容の小テスト実施時期の明確化を図った。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	関永 信子	関永 伸子
②	3、7、15コマ目で実施	明示なし
③	提示された事例の看護の展開を通して対象への援助内容を導く。記録用紙は授業の初日に配布する。 授業の前半、中盤、後半に前回の授業内容について小テストを実施する。実施にあたっては、事前に告知する。	提示された事例の看護の展開を通して対象への援助内容を導く。記録用紙は授業の初日に配布する。

73) 在宅看護学実習

(修正内容)

- ① 担当教員の名前の修正。
- ② 事前学習の修正。
- ③ 教育内容の修正。

	新	旧
①	関永 信子	関永 伸子
②	①在宅看護援助論 I・II で学習した知識・技術の復習を行い、実施可能な在宅での技術について自主的に復習する。 ②事前課題について学習し、実習初日に提出する。	1. 午前は学内で OR を受け、実習に必要な物品を確認する 2. 既習科目の資料および小テスト・課題を整理し、実習で活用できるよう準備する
③	1.訪問看護ステーション及び保健センターにて実習を行う 2.訪問看護ステーションで実施している訪問看	① 実習 1 日目： ・午前はオリエンテーションを受け、実際に必要な物品を確認する

<p>護へ同行し、担当看護師の指導のもと、生活の場での療養の援助の実際を学び、可能な範囲で実践する。</p> <p>3.訪問看護同行のうち、1カ所は継続訪問とし、訪問看護計画を立案し同行する看護師と共に実践し、評価・修正を行う</p> <p>4.多職種の連携やケースカンファレンスなどに積極的に参加し、これらを通して在宅療養とその支援について理解を深める。</p> <p>5.公衆衛生の中心機関である保健センターの役割を学び、健康レベル及び集団特性に応じた支援方法を理解する</p>	<p>・関連科目の資料及び小テストなどの課題を確認し、実習で活用できるよう準備する</p> <p>②実習2日目～5日目の午前中：</p> <p>・看護師と同行し、受け持ち患者を訪問し、対象に応じた援助内容や看護の役割を確認する</p> <p>③実習5日目の午後：</p> <p>・中間カンファレンスを行い学習内容を振り返り、後半実習での課題を明らかにし、その解決を考える</p> <p>④実習6日目～9日目：</p> <p>・前半の実習同様に受け持ち患者において各自が明確にした課題を中心に効果的な実習を展開する</p> <p>⑤互実習10日目：</p> <p>・後半実習でのカンファレンスを行い、前半実習での課題に取り組めたかどうか、課題解決への取り組みに対して評価を行う。</p> <p>・各自の課題に対してどのような努力をしたか発表しあい、学びを共有する。</p>
---	---

74) 家族看護学

(修正内容)

予定していた教員が不可の判定となったため、担当教員を変更。

	新	旧
①	○百瀬ちどり・横山芳子・木村久枝・黒澤多美子	○関永伸子・木村久枝・黒澤多美子

75) 統合実習

(修正内容)

- ① 教員審査の結果により担当教員の一部を変更。
- ② 履修要件の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	小林(た)・金子・今井・鮎川・○百瀬・関永・原岡・永石・小林(由)・葛西・横山・山下・垣内・○近藤・木村・三沢・塩澤・奥原・倉科・牛山・畔上・黒澤・五十嵐・清沢	小林たつ子、金子潔子、今井栄子、鮎川昌代、○百瀬ちどり、関永信子、原岡智子、永石喜代子、小林由美、葛西朱美、横山芳子、垣内いずみ、○近藤恵子、木村久枝、三澤緑、塩沢綾乃、倉科恵里、牛山陽介、畔上一代、黒澤多美子、五十嵐佳寿美、清沢京子、山田恵子
②	基礎看護学実習Ⅱ、成人急性期看護学実習、成人慢性期看護学実習、老年看護学実習Ⅰ、老年看護学実習Ⅱ、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護学実習を <u>修得していること</u>	基礎看護学実習Ⅱ、成人急性期看護学実習、成人慢性期看護学実習、老年看護学実習Ⅰ、老年看護学実習Ⅱ、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護学実習を履修していること

③	<p>1.全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。</p> <p>2.事前学習は必ず行い、実習に臨む。</p> <p>3.課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。</p>	<p>1. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。</p> <p>2. 事前学習は必ず行い、実習に臨む。</p> <p>3. 課題学習及び実習記録は指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>4. 無断欠席・遅刻は減点対象とする（遅刻3回で欠席1回とみなす）。5. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。6. 実習態度も評価対象とする。</p>
---	--	--

76) 卒業研究

(修正内容)

- ① 教員審査結果を受け担当教員の変更を実施。
- ② 教育内容の修正。
- ③ 留意事項の修正。

	新	旧
①	<p>○小林(た)・金子・今井・鮎川・百瀬・関永・原岡・永石・小林(由)・葛西・横山・山下・垣内・近藤・三沢・塩澤・奥原</p>	<p>○小林たつ子、金子潔子、今井栄子、鮎川昌代、百瀬ちどり、関永伸子、原岡智子、永石喜代子、小林由美、北川かほる、葛西朱美、横山芳子、垣内いづみ、近藤、恵子、木村久枝、三澤緑、塩沢綾乃</p>
②	<p>個人またはグループで、各分野の教員の指導を受けて、研究の一連の過程を学ぶ。担当教員の指導の下で、研究目的を明確にし、研究計画を立案、実施し考察する。これを卒業研究報告書としてまとめる。</p> <p>なお、グループで研究を行った場合でも、原則として報告書は、個別に提出する。</p> <p><学習方法の概要と進め方></p> <p>① .3年次 6月頃 卒業研究ガイダンスにおいて、教員の研究分野と日程を説明する。</p> <p>② 3年次 7月～9月頃 担当教員の決定</p> <p>③ .4年次 4月～12月 担当教員の指導（個別または集団ゼミ形式）により、各自の取り組む研究課題について、原則として以下の内容に取り組む。</p> <p>1) 文献検討 2) 研究目的 3) 研究方法 4) 結果 5) 考察</p> <p>④ .4年次 12月中旬 報告書提出</p>	<p>追加</p>
③	<p>1.他の学生の迷惑になるため、講義中の私語は禁止。</p>	<p>1. 全員が積極的に参加し、主体的に学びを進めていくこと。</p>

<p>2. 講義中は携帯電話の使用禁止（電源を切るか、マナーモードに設定する）。</p> <p>3. 欠席者には申し出があれば、授業中に配布したプリント等を渡す。</p>	<p>2. 事前学習は必ず行い、授業に臨む。</p> <p>3. 受講後、短時間でも復習を継続して行うことにより理解が深まる。</p> <p>4. 講義中の教室の出入り、携帯電話の使用（mail 含む）等は評価成績から減点する。</p> <p>5. 課題学習は指定された日時、方法で必ず提出すること。</p> <p>6. 無断欠席・遅刻は減点対象とする（遅刻3回で欠席1回とみなす）。</p> <p>7. 出席確認時の代返・代筆は懲戒対象となる。</p> <p>8. 授業態度（飲食、私語、携帯操作等注意しても改めない場合は、その授業の出席を停止とみなす）も評価対象とする。</p>
---	---

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(1) 実習指導教員と実習担当教員の定義が不明確である。

(対応)

本学の実習を指導する教員に関して「実習指導教員」と「実習担当教員」が同一の役割であるにも関わらず混在している。また、実習先の施設の指導者に関して「実習指導者」と「実習担当者」が同一の役割にもかかわらず名称が異なっている。これらの名称を下記のとおり統一を図り修正する。

(説明)

実習を指導する本学の教員を「実習指導教員」とする。

実習先の施設の指導者を「実習指導者」とする。

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(2) 実習指導教員に助手と非常勤実習助手を配置するとのことだが、それぞれの助手がどの実習に配置されるのか不明確である。

(対応)

実習指導教員に配置する助手及び非常勤実習助手の臨地実習科目別配置計画を示す。また、助手及び非常勤実習助手の採用基準及び教育方法を示し、適切な実習が実施される計画であることを示す。

(説明)

1. 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

配置計画としては学生5人に対して、1人の実習指導教員と実習指導者、必要に応じて助手または非常勤実習助手を配置する。実習中は、領域別の責任者（教授或いは准教授）の責任の下、実習指導教員、助手等、施設責任者、実習指導者及び担当患者を受け持つ看護師で密な連携をとりつつ学生の実習指導にあたる。また、助手及び非常勤実習助手はなるべく系統をそろえた担当となるように配置する。助手及び非常勤実習助手は、適切な実習が実施されるよう実習指導教員と十分に連携し、学生の実習指導の補助を行う。このため、助手及び非常勤実習助手の採用基準は、看護師資格（母性看護学領域に配置を予定する場合は、看護師資格及び助産師資格）を有し、原則として①学士以上の学位を有している者。②実務経験（配置を予定する領域）が3年以上ある者。③看護師の養成に意欲と関心を持つ者。とする。採用後の教育方法としては、①学内演習や実習オリエンテ

ーションに参加し、学生を理解する。②本学のFD研修会などにも参加を要請する。③各領域の専任教員より、領域別教育を定期的実施する。④研究にも参加を促す。こととする。

2. 臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画

臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画は、下記の表1「専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表」のとおりである。

表1 専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表

	基礎看護学 実習Ⅰ・Ⅱ	成人急性期 看護学実習	成人慢性期 看護学実習	老年看護学 実習Ⅰ	老年看護学 実習Ⅱ	小児看護学 実習	母性看護学 実習	精神看護学 実習
教授	小林たつ子 金子 潔子	今井 栄子	鮎川 昌代	百瀬ちどり	百瀬ちどり		小林 由美	
准教授	各領域 5名全員					山下 恵子		永石喜代子
講師	各領域 5名全員	近藤 恵子	垣内いづみ	近藤 恵子 垣内いづみ			塩澤 綾乃 奥原 香織	三沢 緑
助教	各領域 7名全員	牛山 陽介	牛山 陽介	畔上 一代 牛山 陽介	畔上 一代	清沢 京子		
専任教員数	19	3	3	5	2	2	3	2
助手の配置人数	0	2 非常勤O 非常勤P 非常勤Q	2 専任A 専任B	0	4 専任C 専任D 非常勤E 非常勤F	2 非常勤G 非常勤H	2 非常勤I 非常勤J	2 非常勤K 非常勤L

	在宅看護学 実習	統合実習	救急看護学 実習	災害看護学 実習	多職種連携 実習	公衆衛生 看護学実習 Ⅰ・Ⅱ	公衆衛生看護管理実習
教授		全員 (学長除く)	今井栄子	今井栄子		原岡智子	原岡智子
准教授	関永信子	全員			関永信子	横山芳子	横山芳子
講師		全員	近藤恵子	近藤恵子			
助教	木村久枝 黒澤多美子	全員	牛山陽介	牛山陽介	木村久枝 黒澤多美子	五十嵐佳寿美	五十嵐佳寿美
専任教員数	3	24	3	3	3	3	3
助手の配置人数	2 非常勤M 非常勤N	4 専任A 専任B 専任C 専任D	0	0	0	3 非常勤R 非常勤S 非常勤T	3 非常勤R 非常勤S 非常勤T
実習定員			25名	25名	25名	20名	20名

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(3)「教授・准教授が受け持つ実習に関しては必ず助手を配置する」とのことだが、必ずしも配置されていないように見受けられる。

(対応)

本学の実習指導体制は、教授、准教授、講師、助教を実習指導教員とし、実習指導の補助を行う助手及び非常勤実習助手を含めて、適切な実習指導を実施する指導体制計画であることを示す。また、「資料 31 3年次 領域別 実習計画」及び「資料 32 4年次 実習計画」に配置する助手及び実習助手を記載した実習計画に加筆修正する。

(説明)

1. 実習指導体制の計画

主としては、准教授、講師、助教が実習指導教員として実習先の施設での実習指導にあたり、教授はその監督と日々の報告を受け、実習に対する責任を持つ体制とする。領域によっては、教授が実習先の施設での実習指導にあたる期間があるため、学内での授業が重なる場合には、実習指導の補助を行う助手または非常勤実習助手を配置する。准教授についても同様に、学内での授業が重なる場合に助手または非常勤実習助手を配置する。

2. 臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画

臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画は、下記の表 1「専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表」のとおりである。

表 1 専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表

	基礎看護学 実習Ⅰ・Ⅱ	成人急性期 看護学実習	成人慢性期 看護学実習	老年看護学 実習Ⅰ	老年看護学 実習Ⅱ	小児看護学 実習	母性看護学 実習	精神看護学 実習
教授	小林たつ子 金子 潔子	今井 栄子	鮎川 昌代	百瀬ちどり	百瀬ちどり		小林 由美	
准教授	各領域 5名全員					山下 恵子		永石喜代子
講師	各領域 5名全員	近藤 恵子	垣内いづみ	近藤 恵子 垣内いづみ			塩澤 綾乃 奥原 香織	三沢 緑
助教	各領域 7名全員	牛山 陽介	牛山 陽介	畔上 一代 牛山 陽介	畔上 一代	清沢 京子		
専任教員数	19	3	3	5	2	2	3	2

助手の配置人数	0	2 非常勤 O 非常勤 P 非常勤 Q	2 専任 A 専任 B	0	4 専任 C 専任 D 非常勤 E 非常勤 F	2 非常勤 G 非常勤 H	2 非常勤 I 非常勤 J	2 非常勤 K 非常勤 L
---------	---	------------------------------	-------------------	---	-------------------------------------	---------------------	---------------------	---------------------

	在宅看護学 実習	統合実習	救急看護学 実習	災害看護学 実習	多職種連携 実習	公衆衛生 看護学実習 I・II	公衆衛生看護 管理実習
教授		全員 (学長除く)	今井栄子	今井栄子		原岡智子	原岡智子
准教授	関永信子	全員			関永信子	横山芳子	横山芳子
講師		全員	近藤恵子	近藤恵子			
助教	木村久枝 黒澤多美子	全員	牛山陽介	牛山陽介	木村久枝 黒澤多美子	五十嵐佳寿美	五十嵐佳寿美
専任教員数	3	24	3	3	3	3	3
助手の配置人数	2 非常勤 M 非常勤 N	4 専任 A 専任 B 専任 C 専任 D	0	0	0	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T
実習定員			25名	25名	25名	20名	20名

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(4)「実習担当教員別授業と実習計画」において、実習と講義スケジュールが重なっており、適切に巡回指導ができるか不明確である。

(対応)

本学の実習指導教員に関しては、水曜日の午後および金曜の午前中は実習巡回指導のため、講義スケジュールは計画せず、実習が適切に実施されるよう計画している(資料 38 時間割 補足資料(審査意見を受け提出))が、他に講義スケジュールが実習と重なる場合には、助手または非常勤実習助手を配置する。

(説明)

1. 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

配置計画としては学生 5 人に対して、1 人の実習指導教員と実習指導者、必要に応じて助手または非常勤実習助手を配置する。実習中は、領域別の責任者(教授或いは准教授)の責任の下、実習指導教員、助手等、施設責任者、実習指導者及び担当患者を受け持つ看護師で密な連携をとりつつ

学生の実習指導にあたる。また、助手及び非常勤実習助手はなるべく系統をそろえた担当となるように配置する。助手及び非常勤実習助手は、適切な実習が実施されるよう実習指導教員と十分に連携し、学生の実習指導の補助を行う。

各教員の講義と実習の精査を実施し、重なる場合には助手の配置を行うこととし、「資料 31 4年次 領域別 実習計画」及び「資料 32 4年次 実習計画」に配置する助手及び実習助手を記載した実習計画に加筆修正する。

2. 臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画

臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画は、下記の表 1 「専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表」のとおりである。

表 1 専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表

	基礎看護学 実習 I・II	成人急性期 看護学実習	成人慢性期 看護学実習	老年看護学 実習 I	老年看護学 実習 II	小児看護学 実習	母性看護学 実習	精神看護学 実習
教授	小林たつ子 金子 潔子	今井 栄子	鮎川 昌代	百瀬ちどり	百瀬ちどり		小林 由美	
准教授	各領域 5名全員					山下 恵子		永石喜代子
講師	各領域 5名全員	近藤 恵子	垣内いづみ	近藤 恵子 垣内いづみ			塩澤 綾乃 奥原 香織	三沢 緑
助教	各領域 7名全員	牛山 陽介	牛山 陽介	畔上 一代 牛山 陽介	畔上 一代	清次 京子		
専任教員数	19	3	3	5	2	2	3	2
助手の配置人数	0	2 非常勤 O 非常勤 P 非常勤 Q	2 専任 A 専任 B	0	4 専任 C 専任 D 非常勤 E 非常勤 F	2 非常勤 G 非常勤 H	2 非常勤 I 非常勤 J	2 非常勤 K 非常勤 L

	在宅看護学 実習	統合実習	救急看護学 実習	災害看護学 実習	多職種連携 実習	公衆衛生 看護学実習 I・II	公衆衛生看 護管理実習
教授		全員 (学長除く)	今井栄子	今井栄子		原岡智子	原岡智子
准教授	関永信子	全員			関永信子	横山芳子	横山芳子
講師		全員	近藤恵子	近藤恵子			
助教	木村久枝 黒澤多美子	全員	牛山陽介	牛山陽介	木村久枝 黒澤多美子	五十嵐佳寿美	五十嵐佳寿美
専任教員数	3	24	3	3	3	3	3

助手の配置人数	2 非常勤 M 非常勤 N	4 専任 A 専任 B 専任 C 専任 D	0	0	0	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T
実習定員			25名	25名	25名	20名	20名

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(5) 実習先との連携体制について、具体的な協議を行う時期や回数、実習中の連絡体制が不明である。

(対応)

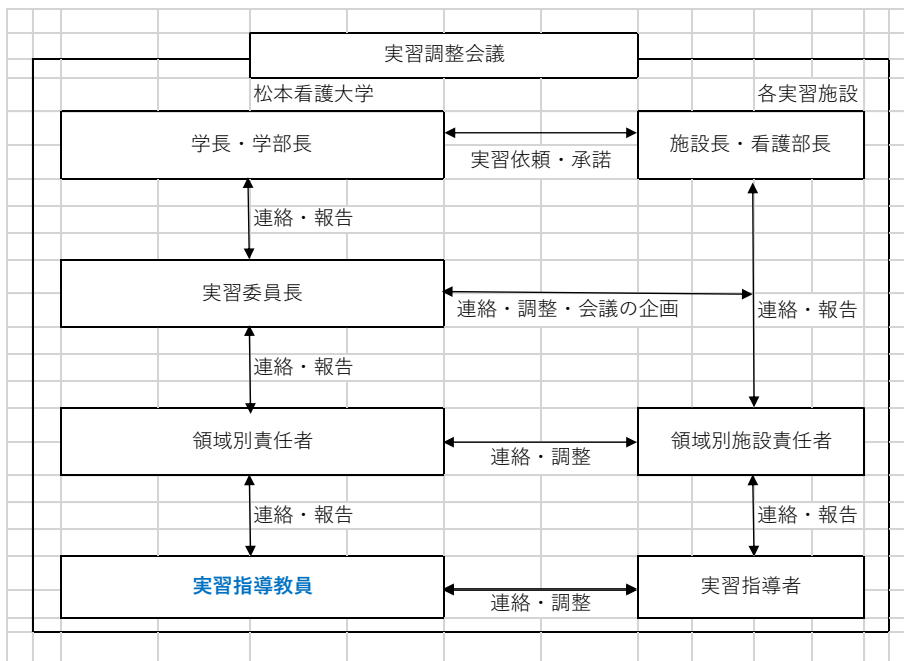
実習先の施設との連携体制について、具体的な打合せ内容、時期や回数、実習中の連絡体制、実習後の実習評価及び連携方法など、適切な実習が実施される計画であることを具体的に示していなかったため、本学の行う実習に関し、実習先との連携体制を改めて示す。

(説明)

1. 実習先との連携体制

1) 実習前打ち合わせ

各年度の実習開始1～2か月前には、領域ごとに実習指導教員と実習指導者等で実習要綱・科目別実習要項をもとに事前打ち合わせを実施する。実習の目的・目標、実習方法、実習学生名、実習学生人数などの説明を行い、看護部長または病棟師長に学生へのオリエンテーションとして病院説明や病棟説明や対象者の推薦を依頼する。さらに、実習先の要望や注意点、必要物品の確認を行い、学生の実習環境の調整を行う。実習開始の前週金曜日までに実習指導者・師長から推薦された受け持ち患者について紹介を受け、実習学生の受け持ち対象者を決定し、実習学生の事前準備ができるよう整える。学内の教員には、実習開始前に領域別責任者のもとで、実習に関わる教員に向けた事前研修を実施し、教育方針の統一を図る。その際に施設ごとの特性を踏まえて実習指導教員に留意すべき点等を伝える。実習施設との連携体制は下図に示した体制とする。大学から実習施設あてに実習依頼をし、承諾を受けた後、それぞれに連絡・調整を行う。



2) 実習中の連携

実習指導者は、実習指導者の役割を基に実習指導教員と連携しながら、主に実習学生に日々の援助の指導及び他スタッフとの調整を行う。実習指導教員は、学生の目的・目標が達成できるように助言指導を行い、学生の学びの状況について実習指導者と情報交換をして学生の学びを促進する。また、学生を受け入れる実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図るために、毎日のカンファレンスを活用し定期的な情報交換の機会を設け、学生の状況の共有および教育方針・実習目的の相互理解を深める場をつくる。これらの情報交換により、実習評価の資料とする。

緊急時の対応として、事故・感染症発生時においては、実習施設の規定及び大学の規定「実習中におけるインシデント・アクシデント発生時の対処」に従い、連携を取りながら速やかに対処する。

3) 実習後における実習評価及び連携

実習終了後、実習指導教員は学生個々の評価とフィードバック面談を個別に行う。また、実習終了後には必要に応じて施設と調整・打ち合わせを行い、学生の学びの評価を報告し、実習の反省及び課題を話し合い、次年度の実習へ反映させる。

4) 実習先との年間通しての打ち合わせ

大学からは、学部長と該当実習施設で実習する領域の実習指導教員と実習施設からは看護部長含む実習指導者との定期的な会議を実習施設ごとに年4回実施する。1回目は実習1か月前に実施し、各領域の実習目的などを説明し共通理解を得る。実習施設からは実習への要望、注意点などの情報交換を行う。2・3回目は実習開始後2か月後・4か月後に実施する。実習後には目標の到達度、運営上の問題などの情報交換を行う。学生を受け入れる実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図り、次からの実習学生の実習の質の向上につなげる。4回目は実習終了後の時期に実習の総括と次年度に向けた取り組みの打ち合わせを行う。

5) 実習調整会議

年度末には全教員及び全施設関係者が出席する実習調整会議を開催し、各実習の結果をそれぞれ報告し、翌年度の実習水準向上に向けた対策について検討を行う。各領域の責任者は本会議にて決定した事項を踏まえて翌年度の実習計画を改善・検討し、実習の水準向上に役立てる。

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(6) 各実習は評価表に基づく総合評価を行うとのことだが、評価表が示されていない。

(対応)

本学の実習の評価は、各実習の実習評価表(資料 39 実習評価表(審査意見を受け提出))に基づき総合評価を行う。学生が評価表に示された項目について自己評価を行い、実習指導教員が評価を行う。それを基にフィードバック面接を個別に実施し、実習の振り返りにつなげる。また、実習終了後には実習先の施設と実習の反省及び打合せを行い、学生の学びの評価を報告し、課題があれば次年度の実習へ反映させる。

今般の審査意見のとおり、実習評価表を示していないため、適切な実習が実施され、適切な評価を行う計画であることを示していない。このため、実習評価表を「資料 39 実習評価表」として提出する。

(是正事項) 看護学部 看護学科

6. <実習の実施計画が不十分>

実習の実施計画が不明確であるため、以下の点を踏まえ、適切な実習が実施される計画であることを具体的に説明すること。

(7) 4年次に設定された「公衆衛生看護学実習」「在宅看護学実習」「救急・災害看護学実習」について、1学年70名であるにもかかわらず、教科ごとの上限数がそれぞれ20～25名と設定されており、学生の選択に応じて適切に受け入れることができるかが不明確である。

(対応)

4年次に設定した実習について、学生の選択に応じ、適切に実習が行えるようにすることを示す。

(説明)

4年次に設定した「公衆衛生看護学」「在宅看護学」「救急・災害看護学」に係る実習に関して、特定の実習に定員を大幅に上回る希望者が応募しないよう、以下の対応を実施する。

1. 保健師養成課程のみ必須の科目が1年次より設定されているため、入学後のオリエンテーションにて、応用看護学領域を含めた履修モデルの説明を徹底する。また、学生に提示する「教育課程・学生生活ガイド(仮称)」に記載する。

2. 4年次に設定した各実習の定員を公衆衛生看護学実習 20名、多職種連携実習 25名、救急看護学実習 25名、災害看護学実習 25名とし、2年後期及び3年前期のオリエンテーションを通じて、あらかじめ学生に周知し、各実習で定員を上回る希望者がいる場合は、選抜を行うことを学生に周知する。その上で希望する応用看護学領域とは異なる領域となった場合を想定した対策を講じるよう指導し、教員及び事務局において個別相談に応じる。
3. 各実習を履修するための要件をシラバスに明記し、あらかじめ履修要件で定める科目が始まる前の2年後期終了後、選択科目受講希望者の調整を実施する。

実習名	履修要件となる選択科目	開講時期
多職種連携実習	地域医療連携システム論	3年前期
救急看護学実習	救急看護学	3年前期
災害看護学実習	災害看護学	3年前期

4. 定員を上回る応募があった場合の選抜方法は以下の通り実施する。
- ① 希望者全員に対し面接を実施し、個々の目的意識、意欲等を確認する。
 - ② 面接結果と履修要件である科目の成績、それまでの成績を加味し、選抜を行う。
 - ③ 選抜後は希望と異なる応用看護学領域を選択することとなった学生に対し、チューターを通じて別途個別指導を行い、モチベーションの維持を図る。
5. 上記定員については「資料 27 科目別実習要項」に以下の通り追記する。
- 1) 救急看護学実習
 1. 科目名・単位・開講時期・定員
(5) 定員：25名、希望者が定員を上回る場合には、選抜を実施する。
 - 2) 災害看護学実習
 1. 科目名・単位・開講時期・定員
(5) 定員：25名、希望者が定員を上回る場合には、選抜を実施する。
 - 3) 多職種連携実習
 1. 科目名・単位・開講時期・定員
(5) 定員：25名、希望者が定員を上回る場合には、選抜を実施する。
 - 4) 公衆衛生看護学実習 I
 1. 科目名・単位・開講時期・定員
(5) 定員：20名、希望者が定員を上回る場合には、選抜を実施する。
 - 5) 公衆衛生看護学実習 II
 1. 科目名・単位・開講時期・定員
(5) 定員：20名、希望者が定員を上回る場合には、選抜を実施する。
 - 6) 公衆衛生看護管理実習
 1. 科目名・単位・開講時期・定員
(5) 定員：20名、希望者が定員を上回る場合には、選抜を実施する。

上記の審査意見6（1）から審査意見（7）を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「X. 実習の具体的な計画」を加除修正する。また、「資料31 4年次 領域別 実習計画」及び「資料32 4年次 実習計画」を修正し、「資料39 実習評価表」を新たに提出する。

（設置の趣旨を記載した書類（42 ページから 52 ページ））

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（42 ページから 52 ページ）

新	旧（48 ページから）
<p>X. 実習の具体的な計画</p> <p>5. 実習の指導体制と方法</p> <p>実習体制は、本学からは領域別の責任者（教授・准教授）、実習先からは実習指導者及び施設責任者が全体の監督を行い、その責任をとることを基本とする。実習内容の改善については年度末の実習調整会議を中心に進めていく。実習調整会議では全実習結果の振り返りを踏まえて、翌年度に向けた実習水準向上に向けて実習施設関係者も含めた実習関係者全員で協議を行う。実習調整会議終了後は各領域の責任者が決定事項の実行と調整を行い、実習現場に反映させていく。</p> <p>本学の実習指導体制は、教授、准教授、講師、助教を<u>実習指導教員とし、実習指導の補助を行う助手及び非常勤実習助手を含めて、適切な実習指導を実施する指導体制計画である。</u></p> <p><u>主としては、准教授、講師、助教が実習指導教員として実習先の施設での実習指導にあたり、教授はその監督と日々の報告を受け、実習に対する責任を持つ体制とする。領域によっては、教授が実習先の施設での実習指導にあたる期間があるため、学内での授業が重なる場合には、実習指導の補助を行う助手または非常勤実習助手を配置する。准教授についても同様に、学内での授業が重なる場合に助手または非常勤実習助手を配置する。</u></p> <p>1) 実習指導者の役割</p> <p>実習指導者は患者に提供するケアについての主たる責任を持ち、下記の役割を有する。<u>実習指導者は実習指導者講習会修了者が参加することが望ま</u></p>	<p>X. 実習の具体的な計画</p> <p>5. 実習の指導体制と方法</p> <p>実習体制は、本学からは領域別の責任者（教授・准教授）、実習先からは実習指導者及び施設責任者が全体の監督を行い、その責任をとることを基本とする。実習内容の改善については年度末の実習調整会議を中心に進めていく。実習調整会議では全実習結果の振り返りを踏まえて、翌年度に向けた実習水準向上に向けて実習施設関係者も含めた実習関係者全員で協議を行う。実習調整会議終了後は各領域の責任者が決定事項の実行と調整を行い、実習現場に反映させていく。</p> <p>本学の実習指導教員は教授、准教授、講師、助教、助手と非常勤実習助手で構成するが、基本的に准教授・講師・助教授が実習教員となり、教授はその監督と責任をもつ体制とする。なお、教授および准教授が受け持つ実習に関しては必ず助手を配置し、講義等他の業務に支障が出ないように配慮を行う。</p> <p>1) 実習指導者の役割</p> <p>実習指導者は患者に提供するケアについての主たる責任を持ち、下記の役割を有する。実習担当者は実習指導者講習会修了者が参加することが望ま</p>

しく、施設には修了者を優先的に選定するよう配慮いただく。

(1) 実習にあたり、実習指導教員と会議を行って実習環境を整えるとともに、臨地の看護師長や主任、看護師が実習目的と方法を理解し、学生の実習が促進されるようにコーディネーターとして機能する。

(2) 実習の開始にあたり、対象者を選定した後に対象者への説明を行い、同意を得る。実習中は対象者と学生が良好な関係を保てるように調整し、自ら良き役割モデルとなる。

(3) 学生がスムーズに実習を開始できるように、施設のオリエンテーションを行う。

(4) 学生が、対象者のニーズや個別性に応じて、必要な看護を実施できるように適切に助言し、毎日の実習計画や学習状況の確認を行う。同時に、対象者に不利益が生じることのないように、対象者の状態を常に確認し、必要に応じて自ら看護を実践する。

(5) カンファレンスに出席して学生の学びを確認するとともに、学生の抱える問題に対して適切に助言する。また、自らの体験や看護観を語ることにより、学生の看護者としての成長を促進する。

(6) 実習中、学生が自ら健康管理を行い、安全に実習を行えるように指導する。

(7) 個人情報保護法及び倫理綱領に則り、対象者及び学生の個人情報が適切に取り扱われ、確実に保護されていることを確認する。

2) 実習指導教員の役割

実習指導教員は学生の体験の意味づけ、既習の諸理論の統合化への助言・指導の主たる責任を持ち、下記の役割を有する。

(1) 実習施設及び関連機関と連絡を取り、関係者に実習の目的や方法を説明するとともに、実習の受け入れ体制や実習環境が整えられるように働きかける。

(2) 実習前・実習中・実習後において、実習に直

しく、施設には修了者を優先的に選定するよう配慮いただく。

(1) 実習にあたり、実習担当教員と会議を行って実習環境を整えるとともに、臨地の看護師長や主任、看護師が実習目的と方法を理解し、学生の実習が促進されるようにコーディネーターとして機能する。

(2) 実習の開始にあたり、対象者を選定した後に対象者への説明を行い、同意を得る。実習中は対象者と学生が良好な関係を保てるように調整し、自ら良き役割モデルとなる。

(3) 学生がスムーズに実習を開始できるように、施設のオリエンテーションを行う。

(4) 学生が、対象者のニーズや個別性に応じて、必要な看護を実施できるように適切に助言し、毎日の実習計画や学習状況の確認を行う。同時に、対象者に不利益が生じることのないように、対象者の状態を常に確認し、必要に応じて自ら看護を実践する。

(5) カンファレンスに出席して学生の学びを確認するとともに、学生の抱える問題に対して適切に助言する。また、自らの体験や看護観を語ることにより、学生の看護者としての成長を促進する。

(6) 実習中、学生が自ら健康管理を行い、安全に実習を行えるように指導する。

(7) 個人情報保護法及び倫理綱領に則り、対象者及び学生の個人情報が適切に取り扱われ、確実に保護されていることを確認する。

2) 実習担当教員の役割

実習担当教員は学生の体験の意味づけ、既習の諸理論の統合化への助言・指導の主たる責任を持ち、下記の役割を有する。

(1) 実習施設及び関連機関と連絡を取り、関係者に実習の目的や方法を説明するとともに、実習の受け入れ体制や実習環境が整えられるように働きかける。

(2) 実習前・実習中・実習後において、実習に直

接関与する看護師長・主任・実習指導者と会議を行うことにより、実習指導者の役割や実習指導教員の役割について共通認識が得られるように努める。また、実習の進行状況について報告・相談するとともに、実習中に生じた問題などがあれば、協力して解決にあたる。

(3) 学生がこれまで培った知識・技術や実習の体験を統合して良い看護ができるように、実習をサポートし、学習目標達成に向けて必要な指導を行う。

(4) 学生と対象者との関係が良好に保たれるように配慮するとともに、グループメンバーとの協力関係が深まり、良好なグループダイナミクスが生まれるように働きかける。

(5) 学生が、実習を通して体験したことや感じたことを尊重し、学生が自分の体験を振り返り、考えを深めていくプロセスを支援する。

(6) 実習中、学生が自ら健康管理を行い、安全に実習を行えるように指導する。

(7) 個人情報保護法及び倫理綱領に則り、対象者及び学生の個人情報が適切に取り扱われ、確実に保護されていることを確認する。

6. 実習先との連携体制

1) 実習前打ち合わせ

各年度の実習開始 1～2か月前には、領域ごとに実習指導教員と実習指導者等で実習要綱・科目別実習要項をもとに事前打ち合わせを実施する。実習の目的・目標、実習方法、実習学生名、実習学生人数などの説明を行い、看護部長または病棟師長に学生へのオリエンテーションとして病院説明や病棟説明や対象者の推薦を依頼する。さらに、実習先の要望や注意点、必要物品の確認を行い、学生の実習環境の調整を行う。実習開始の前週金曜日までに実習指導者・師長から推薦された受け持ち患者について紹介を受け、実習学生の受け持ち対象者を決定し、実習学生の事前準備ができるよう整える。

接関与する看護師長・主任・実習指導者と会議を行うことにより、実習指導者の役割や実習担当教員の役割について共通認識が得られるように努める。また、実習の進行状況について報告・相談するとともに、実習中に生じた問題などがあれば、協力して解決にあたる。

(3) 学生がこれまで培った知識・技術や実習の体験を統合して良い看護ができるように、実習をサポートし、学習目標達成に向けて必要な指導を行う。

(4) 学生と対象者との関係が良好に保たれるように配慮するとともに、グループメンバーとの協力関係が深まり、良好なグループダイナミクスが生まれるように働きかける。

(5) 学生が、実習を通して体験したことや感じたことを尊重し、学生が自分の体験を振り返り、考えを深めていくプロセスを支援する。

(6) 実習中、学生が自ら健康管理を行い、安全に実習を行えるように指導する。

(7) 個人情報保護法及び倫理綱領に則り、対象者及び学生の個人情報が適切に取り扱われ、確実に保護されていることを確認する。

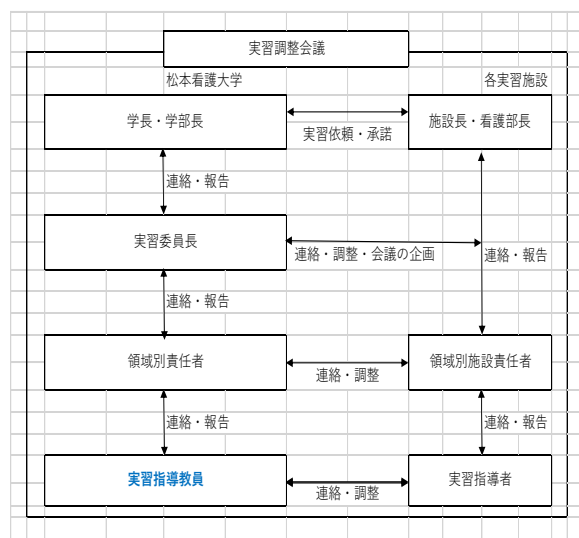
6. 実習先との連携体制

1) 実習前打ち合わせ

各年度の実習開始前には、領域ごとに担当教員と実習指導者等で事前打ち合わせを実施する。実習の目的・目標、実習方法、実習学生の人数などの説明を行い、実習先の要望や注意点、必要物品の確認を行い、学生の実習環境の調整を行う。また、実習開始前に領域別責任者のもとで全施設に対して、実習に関わる教員に向けた事前研修を実施する。その際に施設ごとの特性を踏まえて実習担当教員に留意すべき点等を伝える。

学内の教員には、実習開始前に領域別責任者のもとで、実習に関わる教員に向けた事前研修を実施し、教育方針の統一を図る。その際に施設ごとの特性を踏まえて実習指導教員に留意すべき点等を伝える。

実習施設との連携体制は下図に示した体制とする。大学から実習施設あてに実習依頼をし、承諾を受けた後、それぞれに連絡・調整を行う。



2) 実習中の連携

実習指導者は、実習指導者の役割を基に実習指導教員と連携しながら、主に実習学生に日々の援助の指導及び他スタッフとの調整を行う。実習指導教員は、学生の目的・目標が達成できるように助言指導を行い、学生の学びの状況について実習指導者と情報交換をして学生の学びを促進する。また、学生を受け入れる実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図るために、毎日のカンファレンスを活用し定期的な情報交換の機会を設け、学生の状況の共有および教育方針・実習目的の相互理解を深める場をつくる。これらの情報交換により、実習評価の資料とする。

緊急時の対応として、事故・感染症発生時には、実習施設の規定及び大学の規定「実習中におけるインシデント・アクシデント発生時の対処」に従い、連携を取りながら速やかに対処する。

(新規)

2) 実習中の連携

実習指導者は、実習担当教員と連携しながら、主に実習学生の援助の指導及び他スタッフとの調整を行う。実習担当教員は学生の目的・目標が達成できるように助言指導を行い、学生の学びの状況について実習指導者と情報交換をして学生の学びを促進するとともに実習評価の資料とする。

<p>3) 実習後における実習評価及び連携</p> <p>実習終了後、<u>実習指導教員</u>は学生個々の評価とフィードバック面談を個別に行う。また、実習終了後には必要に応じて施設と調整・打ち合わせを行い、学生の学びの評価を報告し、実習の反省及び課題を話し合い、次年度の実習へ反映させる。</p> <p>4) <u>実習先との年間通しての打ち合わせ</u></p> <p>大学からは、<u>学部長と該当実習施設で実習する領域の実習指導教員と実習施設からは看護部長含む実習指導者との定期的な会議を実習施設ごとに年4回実施する。1回目は実習1か月前に実施し、各領域の実習目的などを説明し共通理解を得る。実習施設からは実習への要望、注意点などの情報交換を行う。2・3回目は実習開始後2か月後・4か月後に実施する。実習後には目標の到達度、運営上の問題などの情報交換を行う。学生を受け入れる実習指導者及びスタッフとの緊密な連携を図り、次からの実習学生の実習の質の向上につなげる。4回目は実習終了後の時期に実習の総括と次年度に向けた取り組みの打ち合わせを行う。</u></p> <p>5) <u>実習調整会議</u></p> <p>年度末には全教員及び全施設関係者が出席する実習調整会議を開催し、各実習の結果をそれぞれ報告し、翌年度の実習水準向上に向けた対策について検討を行う。各領域の責任者は本会議にて決定した事項を踏まえて翌年度の実習計画を改善・検討し、実習の水準向上に役立てる。</p> <p>7. 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画</p> <p>配置計画としては学生5人に対して、1人の実習指導教員と実習指導者、必要に応じて<u>助手または非常勤実習助手</u>を配置する。実習中は、領域別の責任者（教授或いは准教授）の責任の下、<u>実習指導教員、助手等、施設責任者、実習指導者及び担当患者を受け持つ看護師</u>で密な連携をとりつつ学生の実習指導にあたる。また、助手及び<u>非常勤</u></p>	<p>3) 実習後における実習評価及び連携</p> <p>実習終了後は、実習担当教員は学生個々の評価とフィードバック面談を個別に行う。また、実習終了後には必要に応じて施設と調整・打ち合わせを行い、学生の学びの評価を報告し、実習の反省及び課題を話し合い、次年度の実習へ反映させる。</p> <p>(新規)</p> <p>4) 実習調整会議</p> <p>年度末には全教員及び施設関係者が出席する実習調整会議を開催し、各実習の結果をそれぞれ報告し、翌年度の実習水準向上にむけた対策について検討を行う。各領域の責任者は本会議にて決定した事項を踏まえて翌年度の実習計画を改善・検討し、実習の水準向上に役立てる。</p> <p>7. 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画</p> <p>配置計画としては学生5人に対して、1人の実習担当教員と実習指導者、必要に応じて実習助手を配置する。実習中は、領域別の責任者（教授或いは准教授）の責任の下、担当教員、実習助手、施設責任者、実習指導者及び担当患者を受け持つ看護師で密な連携をとりつつ学生の実習指導にあたる。また、助手はなるべく系統をそろえた担当とな</p>
---	--

実習助手はなるべく系統をそろえた担当となるように配置する。助手及び非常勤実習助手は、適切な実習が実施されるよう実習指導教員と十分に連携し、学生の実習指導の補助を行う。このため、助手及び非常勤実習助手の採用基準は、看護師資格（母性看護学領域に配置を予定する場合は、看護師資格及び助産師資格）を有し、原則として①学士以上の学位を有している者。②実務経験（配置を予定する領域）が3年以上ある者。③看護師の養成に意欲と関心を持つ者。とする。採用後の教育方法としては、①学内演習や実習オリエンテーションに参加し、学生を理解する。②本学のFD研修会などにも参加を要請する。③各領域の専任教員より、領域別教育を定期的実施する。④研究にも参加を促す。こととする。

臨地実習科目別の実習指導教員および助手、非常勤実習助手の配置計画は、下記の表1「専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表」のとおりである。

また、保健所、保健センター訪問看護ステーションや地域包括支援センター、在宅看護学実習及び保育園等の実習では、各実習施設の実習指導者に実際の指導を依頼し、実習指導教員は、実習先と連携・調整をする。また、領域別の責任者は、実習の進捗状況を把握すると共に実習指導教員への指導にあたる。実習指導にあたる教員に関しては講義スケジュールとの調整をできる限り行い、スムーズに実習が運営できるよう配慮している。（資料30：1年次・2年次実習計画）（資料31：3年次 領域別 実習計画）（資料32：4年次 実習計画）（資料33：4年間の実習履修表）（資料34：実習指導教員別授業と実習計画）

るように配置する。助手の役割については当該分野の教員の指導のもとで、学生の実習指導の補助を行い、実習の質が確保されるよう、実習中は常に教授・准教授または講師と十分連携して担当教員の補助を行う。

また、保健所、保健センター訪問看護ステーションや地域包括支援センター、在宅看護学実習及び保育園等の実習では、各実習施設の指導者に実際の指導を依頼し、実習担当教員は、実習先と連携・調整をする。また、領域別の責任者は、実習の進捗状況を把握すると共に実習担当教員への指導にあたる。実習に参加する教員に関しては講義スケジュールとの調整を行い、スムーズに実習が運営できるよう配慮している。（資料30：1年次・2年次実習計画）（資料31：3年次 領域別 実習計画）（資料32：4年次 実習計画）（資料33：4年間の実習履修表）（資料34：実習担当教員別授業と実習計画）

新									旧
表1 専門領域、臨地実習科目別 実習指導教員、助手及び非常勤助手配置表									(新規)
	基礎看護学 実習Ⅰ・Ⅱ	成人急性期 看護学実習	成人慢性期 看護学実習	老年看護学 実習Ⅰ	老年看護学 実習Ⅱ	小児看護学 実習	母性看護学 実習	精神看護学 実習	

教授	小林つづ子 金子 潔子	今井 栄子	鮎川 昌代	百瀬ちどり	百瀬ちどり		小林 由美	
准教授	各領域 5名全員					山下 恵子		永石喜代子
講師	各領域 5名全員	近藤 恵子	垣内いづみ	近藤 恵子 垣内いづみ			塩澤 綾乃 奥原 香織	三沢 緑
助教	各領域 7名全員	牛山 陽介	牛山 陽介	畔上 一代 牛山 陽介	畔上 一代	清沢 京子		
専任教員数	19	3	3	5	2	2	3	2
助手の配置人数	0	2 非常勤 O 非常勤 P 非常勤 Q	2 専任 A 専任 B	0	4 専任 C 専任 D 非常勤 E 非常勤 F	2 非常勤 G 非常勤 H	2 非常勤 I 非常勤 J	2 非常勤 K 非常勤 L

	在宅看護学 実習	統合実習	救急看護学 実習	災害看護学 実習	多職種連携 実習	公衆衛生 看護学実習 I・II	公衆衛生看 護管理実習
教授		全員 (学長除く)	今井栄子	今井栄子		原岡智子	原岡智子
准教授	関永信子	全員			関永信子	横山芳子	横山芳子
講師		全員	近藤恵子	近藤恵子			
助教	木村久枝 黒澤多美子	全員	牛山陽介	牛山陽介	木村久枝 黒澤多美子	五十嵐佳寿 美	五十嵐佳寿 美
専任教員数	3	24	3	3	3	3	3
助手の配置人数	2 非常勤 M 非常勤 N	4 専任 A 専任 B 専任 C 専任 D	0	0	0	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T	3 非常勤 R 非常勤 S 非常勤 T
実習定員			25名	25名	25名	20名	20名

新	旧
<p>8. 実習先との契約内容、個人情報保護の方針、緊急時の対応と連絡体制</p> <p>1) 基本方針</p> <p>実習中の受け持ち対象者、学生の個人情報保護、実習記録の取り扱い、インシデント・アクシデント、災害時の対応、感染予防に関する対策、保険加入等の安全確保、事故防止等については予</p>	<p>8. 実習先との契約内容、個人情報保護の方針、緊急時の対応と連絡体制</p> <p>1) 基本方針</p> <p>実習中の受け持ち対象者、学生の個人情報保護、実習記録の取り扱い、インシデント・アクシデント、災害時の対応、感染予防に関する対策、保険加入等の安全確保、事故防止等については予め実習</p>

め実習要綱に記載し、学生に周知を行う。また、病院側とも事前に同様の内容を連絡し、状況に応じて書面にて同意を得る。(資料 35:個人情報保護について)(資料 36:実習中におけるインシデント・アクシデント発生時の対処)

2) 学生の個人情報の保護

実習指導に必要な学生の情報は、必要に応じて紙面または口頭で実習施設に提供する場合がある。①学生氏名・学籍番号・性別・年齢②社会経験③学習状況等である。また、情報提供に用いた学生の資料の処分は、実習終了後、実習指導教員が責任をもって行う。実習施設は、学生の個人情報の保護を含む大学との取り決めによって、情報保護をする責任を持つ。

3) 受け持ち対象者の個人情報保護

実習中に得た個人情報や実習施設の特殊情報の守秘義務の厳守については①対象者についての個人・診療情報などすべての情報の守秘義務を厳守する(保健師助産師看護師法、個人情報保護法、看護者の倫理綱領で規定されている)。②実習施設における施設内のスタッフ・組織等の情報の守秘義務を厳守する。③実習施設への公共交通機関内や施設内の病棟以外において実習に関する情報交換を行わない。の3点を遵守するよう実習要項や事前ガイダンスを通じ学生に周知する。また、学生は毎年1回、個人情報保護に関する誓約書を提出する。提出先は大学あるいは実習施設とする。個人情報保護に関する誓約書の提出がなければ、実習への参加は認められない。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。(資料 37:個人情報保護に関する誓約書(案))

4) インシデント・アクシデント

看護学実習は、生命に直接かかわる看護ケアを学習する場所である。インシデント・アクシデントを起こさないように学生自身が十分注意すること

要綱に記載し、学生に周知を行う。また、病院側とも事前に同様の内容を連絡し、状況に応じて書面にて同意を得る。(資料 35:個人情報保護について)(資料 36:実習中におけるインシデント・アクシデント発生時の対処)

2) 学生の個人情報の保護

実習指導に必要な学生の情報は、必要に応じて紙面または口頭で実習施設に提供する場合がある。①学生氏名・学籍番号・性別・年齢②社会経験③学習状況等である。また、情報提供に用いた学生の資料の処分は、実習終了後、担当教員が責任をもって行う。実習施設は、学生の個人情報の保護を含む大学との取り決めによって、情報保護をする責任を持つ。

3) 受け持ち対象者の個人情報保護

実習中に得た個人情報や実習施設の特殊情報の守秘義務の厳守については①対象者についての個人・診療情報などすべての情報の守秘義務を厳守する(保健師助産師看護師法、個人情報保護法、看護者の倫理綱領で規定されている)。②実習施設における施設内のスタッフ・組織等の情報の守秘義務を厳守する。③実習施設への公共交通機関内や施設内の病棟以外において実習に関する情報交換を行わない。の3点を遵守するよう実習要項や事前ガイダンスを通じ学生に周知する。また、学生は毎年1回、個人情報保護に関する誓約書を提出する。提出先は大学あるいは実習施設とする。個人情報保護に関する誓約書の提出がなければ、実習への参加は認められない。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。(資料 37:個人情報保護に関する誓約書(案))

4) インシデント・アクシデント

看護学実習は、生命に直接かかわる看護ケアを学習する場所である。インシデント・アクシデントを起こさないように学生自身が十分注意すること

<p>とがまず必要である。万一、インシデント・アクシデントが発生した場合には、実習要綱に示す方法もしくはその施設で指定された方法（事故対処マニュアル等）により速やかに対処し、今後の発生防止に努める。その一連のプロセスを通して学習の機会とする。また、実習要項にその詳細を記載し、学生に周知する。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。</p> <p>5) 設備・備品等に関わる事故への対処</p> <p>実習施設及び大学の医療器具・看護用具や患者の私物等を破損又は紛失した場合、直ちに実習指導者及び実習指導教員に報告し、指示を受ける。日本看護学校共済制度（Will）の適用を受けるために、破損した物品をすべて回収し、まとめて<u>学生部</u>に提出する。インシデント・アクシデントレポートを記入し、<u>実習指導教員</u>に提出後、破損した物品と共に<u>学生部</u>に提出する。</p> <p>6) その他の場における事故(事件)等への対処</p> <p>実習施設・大学への途上で交通事故、盗難及びその他の被害などが発生した場合は、直ちに<u>実習指導教員</u>（教員に連絡が取れない場合は<u>学生部</u>）に報告する。その他、何らかの事故に遭遇した場合は、直ちに実習指導者及び<u>実習指導教員</u>に報告する。</p> <p>7) 連絡・報告に関して</p> <p>事故（事件）に対して適切な対処を行うためには、速やかな連絡・報告が重要である。<u>実習指導教員</u>が当該施設に不在などで連絡がつかない場合には、臨地の実習指導者あるいは学生自身が、<u>学生部</u>に連絡し支持を受ける。</p> <p>8) 災害時の対応について</p> <p>実習にあたっては、実習要項を元に実習施設の避難場所・避難経路について各自確認しておく。地震に関する情報（緊急地震速報・観測情報・注</p>	<p>とがまず必要である。万一、インシデント・アクシデントが発生した場合には、実習要綱に示す方法もしくはその施設で指定された方法（事故対処マニュアル等）により速やかに対処し、今後の発生防止に努める。その一連のプロセスを通して学習の機会とする。また、実習要項にその詳細を記載し、学生に周知する。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。</p> <p>5) 設備・備品等に関わる事故への対処</p> <p>実習施設及び大学の医療器具・看護用具や患者の私物等を破損又は紛失した場合、直ちに実習指導者及び実習担当教員に報告し、指示を受ける。日本看護学校共済制度（Will）の適用を受けるために、破損した物品をすべて回収し、まとめて学生課に提出する。インシデント・アクシデントレポートを記入し、実習担当教員に提出後、破損した物品と共に学生課に提出する。</p> <p>6) その他の場における事故(事件)等への対処</p> <p>実習施設・大学への途上で交通事故、盗難及びその他の被害などが発生した場合は、直ちに実習担当教員（教員に連絡が取れない場合は学生課）に報告する。その他、何らかの事故に遭遇した場合は、直ちに実習指導者及び実習担当教員に報告する。</p> <p>7) 連絡・報告に関して</p> <p>事故（事件）に対して適切な対処を行うためには、速やかな連絡・報告が重要である。実習担当教員が当該施設に不在などで連絡がつかない場合には、臨地の実習指導者あるいは学生自身が、学生課に連絡し支持を受ける。</p> <p>8) 災害時の対応について</p> <p>実習にあたっては、実習要項を元に実習施設の避難場所・避難経路について各自確認しておく。地震に関する情報（緊急地震速報・観測情報・注</p>
--	--

<p>意情報・予知情報)等が発表された場合や災害発生時は、<u>実習指導教員</u>や実習施設、実習指導者の指示に従い、インシデント・アクシデント発生時の連絡方法と同様に連絡を行う。災害発生直後は連絡が取れない事態もあり得るが、その場合は連絡が取れるようになり次第、連絡を行う。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。</p> <p>9) 実習までの抗体検査、予防接種等</p> <p>下記の事項については、入学後すぐに確認しておく。実習開始前までに以下の内容の記録を持参して、<u>実習指導教員</u>と個別面接を行い、注意事項について説明を受ける。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。</p> <p>①結核、ツベルクリン検査の結果、BCGを接種した最終年月日</p> <p>②B型肝炎(HB)の既往の有無と抗体価</p> <p>③小児感染症の既往と予防接種、抗体価(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、百日咳などの予防接種と既往)</p> <p>10) 損害賠償責任保険、障害保険等の対策等</p> <p>実習施設での事故や傷害への保障、第三者が所有する器物の破損等の損害賠償等に備えるため、損害賠償保険、傷害保険への加入を、実習前に説明し、学生、実習指導教員ともに加入するよう勧める。</p>	<p>意情報・予知情報)等が発表された場合や災害発生時は、実習担当教員や実習施設、実習指導者の指示に従い、インシデント・アクシデント発生時の連絡方法と同様に連絡を行う。災害発生直後は連絡が取れない事態もあり得るが、その場合は連絡が取れるようになり次第、連絡を行う。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。</p> <p>9) 実習までの抗体検査、予防接種等</p> <p>下記の事項については、入学後すぐに確認しておく。実習開始前までに以下の内容の記録を持参して、実習担当教員と個別面接を行い、注意事項について説明を受ける。また、詳細については実習要綱に記載し学生に周知する。</p> <p>①結核、ツベルクリン検査の結果、BCGを接種した最終年月日</p> <p>②B型肝炎(HB)の既往の有無と抗体価</p> <p>③小児感染症の既往と予防接種、抗体価(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、百日咳などの予防接種と既往)</p> <p>10) 損害賠償責任保険、障害保険等の対策等</p> <p>実習施設での事故や傷害への保障、第三者が所有する器物の破損等の損害賠償等に備えるため、損害賠償保険、傷害保険への加入を、実習前に説明し、学生、実習指導教員ともに加入するよう勧める。</p>
--	--

7. <教員組織の将来構想が不明確>

教員の年齢構成が高齢に偏っていることから、教育研究の継続性や実習の巡回指導への配慮などを踏まえ、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすること。

(対応)

本学における教員組織の将来構想については、中堅教員と若手教員の育成計画に基づく昇格人事を中期的な計画を策定し推進していく。また、退職を迎える教員の後任採用人事について、原則、公募により教員組織の若返りを図っていく。

(説明)

1. 教員組織編成の考え方

本学の教育理念を果たすため、教育、研究、地域貢献いずれも不足なく展開できる充実した教員組織編成の構築に取り組む必要がある。本学の教員組織編成は専門領域を重視した教員配置とし、職業人養成機能を果たすために、専任教員 27 名中 24 名が看護師免許を保有し、うち 6 名は保健師の免許を保有している。

本学の教育課程における専門領域は基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学の 6 領域に加え、応用分野として在宅看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学の 3 領域と「看護の統合の科目」を加えた構成となっている。また、応用分野として保健師養成課程を選択した学生は卒業時に保健師国家試験受験資格を得ることができる。6 つの看護領域と在宅看護学にはそれぞれに教授か准教授を配置し、領域の主要科目は教授もしくは准教授が担当することとしている。更に、本学の特色である「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の 3 つの看護領域については質の高い研究教育ができるよう、それぞれ専門となる教員を配置した。

主に教養科目、連携科目、専門基礎科目を担当する教員として、27 名の専任教員と 25 名の非常勤講師（兼担・兼任の合計）の配置を予定している。

2. 教員組織の年齢構成

本学の完成年度末の専任教員の年齢構成は、70 歳代 7 名、60 歳代 12 名、50 歳代 5 名、40 歳代 1 名、30 歳代 1 名となっている。これらすべての教員は、看護系大学や看護系短期大学での豊富な教育経験、臨床現場での実績、専門領域での研究業績や社会貢献の実績を保持している。特に、教授陣が准教授、講師、助教に対し、臨地実習や授業の運営等を通して、豊富な経験・知識等を吸収できる機会を作り、育成を図ることとしている。

本学の設置にあたり、教員採用に関し特別規程を作成（資料 21:松本看護大学設置時における採用教員に関する特別規程）し、開設時に 60 歳以上の教員について雇用年数は一律 5 年間とし、60 歳未満の教員の定年年齢は 65 歳としている。

3. 教員組織編成の将来構想

教員組織の将来構想については、完成年度末の令和 7 年 3 月末に退職を迎える教員が 2 名、令和 8

年3月から令和12年3月の5年間で退職を迎える教員が15名いることから、その対応方針として、中堅教員と若手教員の育成計画に基づく昇格人事、及び新規教員の計画的採用など中期的な計画を策定し推進する。

1) 中堅教員と若手教員の育成・昇格人事は以下の通り進めることとする。

- ① 中堅教員、若手教員の研究活動を大学として支援し、研究業績を蓄積させるよう積極的に促す。研究業績を積み上げた教員については昇任につなげ、退職する教員の後継者となるよう、育成を図っていく。
- ② 基礎看護学の教授1名と成人看護学の教授1名が完成年度末の令和7年3月に退職を迎えるため、基礎看護学の准教授を教授に昇格、成人看護学の講師を准教授に昇格できるように指導を行い、対応を図っていく。
- ③ 令和8年3月には、下表1の通り各領域の教授5名、准教授4名、助教1名の計10名が退職を迎えるため、一部の講師、助教、助手の昇格で対応を図り、不足する教員に関しては、新規採用により補充を行う。
- ④ 各教員が昇格できるよう、週の1日を研究・研修日として、教員間で職務を補完し合い、研究時間を確保することを奨励する。
- ⑤ 各教員に職位に応じて配分する個人研究費に加えて、研究計画を審査した上で研究費を配分する特別研究費を設置し、積極的な研究活動を奨励し支援する。
- ⑥ すべての専任教員に対し、博士学位の取得を推奨し、学位取得のための大学院の入学や通学を教育研究に支障の出ない範囲でサポートを行う。
- ⑦ 科学研究費補助金など外部からの研究費の申請と獲得を積極的に支援し、研究活動の活性化を図る。
- ⑧ 松本市と連携協定を締結し、市を介した企業との共同研究の場を積極的に提供し、研究機会を提供する。

2) 教員の計画的採用

内部からの昇格での補充が難しい場合は、下表2の通り外部からの教員の確保を実施する。原則として、公募等により計画的に採用活動を実施する。採用活動においては、十分な準備期間を設け、他大学の教員及び看護学を専攻している大学院の博士課程、修士課程に在学している者など、幅広く候補者を募り、本学が定める教員の審査基準に基づき採用を行う。

開設時に高齢の教員が多く、教育研究の継続性を考慮し、採用計画は、退職を迎える教員の補充人事のみにとどまらず、若手教員の採用に及び育成計画により将来昇格していくことで職位の補充が可能となるよう、計画的に対応を図る。

表 1 領域・年度別退職予定者

領域	現員	令和7年3月 退職予定者	令和8年3月 退職者	令和9年3月退職者	令和10年3月退職者
基礎看護学	4名	教授1名	教授2名/助教1名		
成人看護学	5名	教授1名	教授1名		
老年看護学	2名		教授1名		
在宅看護学	3名		准教授1名	助教1名	助教1名
公衆衛生看護学	3名		教授1名/准教授1名		
精神看護学	3名		准教授1名		
母性看護学	3名			教授1名	
小児看護学	2名			准教授1名/助教1名	
一般教養	2名		教授1名		
計	27名	教授2名	教授5名/准教授4名 /助教1名	教授1名/准教授1名 /助教2名	助教1名

表 2 領域・年度別採用計画

領域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
基礎看護学	准教授の教授への昇格に より対応	教授1名/准教授1名/ 講師1名	助教1名	
成人看護学	講師の准教授への昇格に より対応	教授1名/講師1名	助教1名	
老年看護学		教授1人	助教1名	
在宅看護学		教授1名/講師1名		助教1名
公衆衛生看護学		教授1名/講師1名	助教1名	
精神看護学		教授1名		
母性看護学			教授1名	
小児看護学			教授1名/講師1名	
一般教養		教授1名		
計		教授7名/准教授1名/ 講師4名	教授2名/講師1名/ 助教4名	助教1名

4. 中心となる研究分野と研究体制

本学部の中心となる研究分野は、看護学であり、看護学の教育と並行し、看護学及び関係する地域の保健医療福祉の研究を推進し、研究成果を地域や社会に還元していく。特に教員の研究については、研究業績豊富な各領域の教授が、講師や助教、助手を指導しつつ、助教や助手も含めた全ての専任教員が積極的に研究に臨む体制を構築する。

上記の審査意見7を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「V. 教員組織の編成の考え方及び特色」を加除修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (32 ページから 33 ページ)

新	旧 (32 ページから)
<p>V. 教員組織の編成の考え方及び特色</p> <p>1. 教員組織編成の考え方</p> <p>本学の教育理念を果たすため、教育、研究、地域貢献いづれも不足なく展開できる充実した教員組織編成の構築に取り組む必要がある。本学の教員組織編成は専門領域を重視した教員配置とし、職業人養成機能を果たすために、専任教員 27 名中 <u>24</u> 名が看護師免許を保有し、うち <u>6</u> 名は保健師の免許を保有している。</p> <p>本学の教育課程における専門領域は基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学の 6 領域に加え、応用分野として在宅看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学の 3 領域と「看護の統合の科目」を加えた構成となっている。また、応用分野として保健師養成課程を選択した学生は卒業時に保健師国家試験受験資格を得ることができる。6 つの看護領域と在宅看護学にはそれぞれに教授か准教授を配置し、領域の主要科目は教授もしくは准教授が担当することとしている。更に、本学の特色である「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の 3 つの看護領域については質の高い研究教育ができるよう、それぞれ専門となる教員を配置した。</p> <p>主に教養科目、連携科目、専門基礎科目を担当する教員として、27 名の <u>専任教員</u> と 25 名の非常勤講師 (兼担・兼任の合計) の配置を予定している。</p>	<p>V. 教員組織の編成の考え方及び特色</p> <p>1. 教員組織編成の考え方</p> <p>本学の教育理念を果たすため、教育、研究、地域貢献いづれも不足なく展開できる充実した教員組織編成の構築に取り組む必要がある。本学の教員組織編成は専門領域を重視した教員配置とし、職業人養成機能を果たすために、専任教員 27 名中 25 名が看護師免許を保有し、うち 4 名は保健師の免許を保有している。</p> <p>本学の教育課程における専門領域は基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学の 6 領域に加え、応用分野として在宅看護学、公衆衛生看護学、救急・災害看護学の 3 領域と「看護の統合の科目」を加えた構成となっている。また、応用分野として保健師養成課程を選択した学生は卒業時に保健師国家試験受験資格を得ることができる。6 つの看護領域と在宅看護学にはそれぞれに教授か准教授を配置し、領域の主要科目は教授もしくは准教授が担当することとしている。更に、本学の特色である「救急・災害看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の 3 つの看護領域については質の高い研究教育ができるよう、それぞれ専門となる教員を配置した。</p> <p>主に教養科目、連携科目、専門基礎科目を担当する教員として、27 名の常勤講師と 25 名の非常勤講師 (兼担・兼任の合計) の配置を予定している。</p>

2. 教員組織の年齢構成

本学の完成年度末の専任教員の年齢構成は、70歳代7名、60歳代12名、50歳代5名、40歳代1名、30歳代1名となっている。これらすべての教員は、看護系大学や看護系短期大学での豊富な教育経験、臨床現場での実績、専門領域での研究業績や社会貢献の実績を保持している。特に、教授陣が准教授、講師、助教に対し、臨地実習や授業の運営等を通して、豊富な経験・知識等を吸収できる機会を作り、育成を図ることとしている。

本学の設置にあたり、教員採用に関し特別規程を作成（資料21:松本看護大学設置時における採用教員に関する特別規程）し、開設時に60歳以上の教員について雇用年数は一律5年間とし、60歳未満の教員の定年年齢は65歳としている。

3. 教員組織編成の将来構想

教員組織の将来構想については、完成年度末の令和7年3月末に退職を迎える教員が2名、令和8年3月から令和12年3月の5年間で退職を迎える教員が15名いることから、その対応方針として、中堅教員と若手教員の育成計画に基づく昇格人事、及び新規教員の計画的採用など中期的な計画を策定し推進する。

1) 中堅教員と若手教員の育成・昇格人事は以下の通り進めることとする。

① 中堅教員、若手教員の研究活動を大学として支援し、研究業績を蓄積させるよう積極的に促す。研究業績を積み上げた教員については昇任につなげ、退職する教員の後継者となるよう、育成を図っていく。

② 基礎看護学の教授1名と成人看護学の教授1名が完成年度末の令和7年3月に退職を迎えるため、基礎看護学の准教授を教授に昇格、成人看護学の講師を准教授に昇格できるように指導を行い、対応を図っていく。

③ 令和8年3月には、下表1の通り各領域の教授5名、准教授4名、助教1名の計10名が

2. 教員組織の年齢構成

本学の完成年度末において60歳を超える教員が複数名在籍する予定である。本学の定年年齢は60歳であるため、定年年齢を超えて採用できるよう規程を設ける予定である。そのため、本学の設置に際して新規採用される教員については、定年年齢に関わらず在籍できる予定である。（資料21:松本看護大学設置時における採用教員に関する特別規程）

3. 教員組織編成の将来構想

本学の完成年度末に専任教員の一部で定年退職者が出る予定である。定年退職後の教員の補充については、教員公募や内部昇格により計画的に退職者の補充を行う。その際、バランスのとれた年齢構成となるよう配慮し、教員体制の維持と向上を行う。なお、退職者の後任の採用は内部昇格を基本とし、その推進のため、教育能力の伸長や研究業績の蓄積を図る制度を整備し、教員の教育研究環境を整える。具体的には下記の取り組みを実施する。

1) 週の1日を研究・研修日として、教員間で教育業務や運営業務を補完し合い、研究時間を確保することを奨励する。

2) 各教員に一律に研究費を配分する個人研究費に加えて、研究計画を審査した上で研究費を配分する特別研究費を設置し、積極的な研究活動を奨励し、支援する。

3) 科学研究費補助金など外部からの研究費の申請と獲得を積極的に支援し、研究活動の活性化を図る。

4) 松本市と連携協定を締結し、市を介した企業と

<p><u>退職を迎えるため、一部の講師、助教、助手の昇格で対応を図り、不足する教員に関しては、新規採用により補充を行う。</u></p> <p>④ <u>各教員が昇任できるよう、週の1日を研究・研修日として、教員間で職務を補完し合い、研究時間を確保することを奨励する。</u></p> <p>⑤ <u>各教員に職位に応じて配分する個人研究費に加えて、研究計画を審査した上で研究費を配分する特別研究費を設置し、積極的な研究活動を奨励し支援する。</u></p> <p>⑥ <u>すべての専任教員に対し、博士学位の取得を推奨し、学位取得のための大学院の入学や通学を教育研究に支障の出ない範囲でサポートを行う。</u></p> <p>⑦ <u>科学研究費補助金など外部からの研究費の申請と獲得を積極的に支援し、研究活動の活性化を図る。</u></p> <p>⑧ <u>松本市と連携協定を締結し、市を介した企業との共同研究の場を積極的に提供し、研究機会を提供する。</u></p> <p><u>2) 教員の計画的採用</u></p> <p><u>内部からの昇格での補充が難しい場合は、下表2の通り外部からの教員の確保を実施する。原則として、公募等により計画的に採用活動を実施する。採用活動においては、十分な準備期間を設け、他大学の教員及び看護学を専攻している大学院の博士課程、修士課程に在学している者など、幅広く候補者を募り、本学が定める教員の審査基準に基づき採用を行う。</u></p> <p><u>開設時に高齢の教員が多く、教育研究の継続性を考慮し、採用計画は、退職を迎える教員の補充人事のみにとどまらず、若手教員の採用及び育成計画により将来昇格していくことで職位の補充が可能となるよう、計画的に対応を図る。</u></p>	<p>の共同研究の場を積極的に提供し、研究機会を提供する。</p> <p>このような中堅教員及び若手教員の育成支援を実施し、本学が定める職位審査基準を満たした者については、適宜学内審査を実施し、昇格させることとする。</p>
---	--

新						旧
表1 領域・年度別退職予定者						(新規)
領域	現員	令和7年3月 退職予定者	令和8年3月 退職者	令和9年3月退職者	令和10年3月退職者	
基礎看護学	4名	教授1名	教授2名/助教1名			
成人看護学	5名	教授1名	教授1名			
老年看護学	2名		教授1名			
在宅看護学	3名		准教授1名	助教1名	助教1名	
公衆衛生看護学	3名		教授1名/准教授1名			
精神看護学	3名		准教授1名			
母性看護学	3名			教授1名		
小児看護学	2名			准教授1名/助教1名		
一般教養	2名		教授1名			
計	27名	教授2名	教授5名/准教授4名/ /助教1名	教授1名/准教授1名 /助教2名	助教1名	
表2 領域・年度別採用計画						(新規)
領域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
基礎看護学	准教授の教授への昇格に より対応	教授1名/准教授1名/ 講師1名	助教1名			
成人看護学	講師の准教授への昇格に より対応	教授1名/講師1名	助教1名			
老年看護学		教授1人	助教1名			
在宅看護学		教授1名/講師1名		助教1名		
公衆衛生看護学		教授1名/講師1名	助教1名			
精神看護学		教授1名				
母性看護学			教授1名			
小児看護学			教授1名/講師1名			
一般教養		教授1名				
計		教授7名/准教授1名/ 講師4名	教授2名/講師1名/ 助教4名	助教1名		
新			旧			
4. 中心となる研究分野と研究体制 (略)			4. 中心となる研究分野と研究体制 (略)			

8. <施設・設備の整備計画が不明確>

既設の短期大学の校舎に加えて、新たに校舎を建設して、講義室や実習室等を追加で整備することだが、短期大学から4年制の大学になる上で、本学の教育目的を達成するために必要となる施設・設備が適切に整備される計画となっているか不明確であることから、本学の施設・設備の整備計画の適正性について明確に説明すること。

(対応)

本学の設置に伴う施設・設備の整備計画について、本学の教育目的を達成するために施設・設備が適切に整備される計画となっていることを明確に示していなかったため、教育課程、授業形態、学生人数を踏まえ、どのように施設・設備の整備計画を行うか示す。

(説明)

1. 校舎等の施設の整備計画と施設の使用計画

1) 校舎等の施設の整備計画

本学の校舎等の施設の整備計画は、松本短期大学看護学科（入学定員70名）の教育資源を継承し設置する予定であり、平成18年に開設された松本短期大学看護学科の施設・設備は良好な状態であることから、この施設・設備を本学に転用するとともに、本学専用校舎を新設する予定である。令和3年度及び令和4年度は、本学と松本短期大学看護学科が並立する移行期間となるため講義室・実習室等を共用することとなるが、講義室は3室（新設1室を含む。全て110名以上収容可能。）、実習室は4室（新設1室を含む。）を本学と松本短期大学看護学科で使用する講義室・実習室としているため問題はなく、松本短期大学看護学科が廃止となる令和5年4月（予定）以降は、本学の専用講義室・専用実習室として整備することとしている。この他に講義室は松本短期大学幼児保育学科・介護福祉学科との共用として4室（全て120名以上が収容可能。）も用意している。この4室は、松本短期大学では同時に4室全てを使用することはなく、少なくとも1室は常に本学が使用することができる状態であるため、補講などにより本学1年次から4年次までが同時に講義を行うこととなっても、最低4室が確保できるためカリキュラムを実施していく上で問題がない。

下記の表1は、本学の計画している校舎等の施設の主な整備計画である。

表1 校舎等の施設の主な整備計画

用途	新設/既存	室名	面積等	使用学年	備考/使用科目等
講義室	既設	501	約141㎡ 120名収容	令和3年度 短期大学看護学科2年生使用 令和4年度以降 本学2年生使用	移動可能な机・椅子を配置 本学「中国語Ⅰ・Ⅱ」「成人看護学概論」等で使用
	既存	601	約290㎡ 220名収容	令和4年度まで 短期大学3年生使用 令和5年度以降 本学3年生使用	本学「在宅支援論」「家族看護論」等で使用
	新設	701	約142㎡ 110名収容	本学専用 1年生使用	移動可能な机・椅子・パーテーション・肘付ボード等を配置 本学「研究入門」「コミュニケーション論」等で使用
	既設	302	約129㎡ 120名収容	短期大学と共用	対面式の机を配置 本学各実習の事前事後学習等で使用

	既設	305	約 285 m ² 200 名収容	短期大学と共用 本学 4 年生使用	
	既設	401	約 141 m ² 120 名収容	短期大学と共用	
	既設	402	約 141 m ² 120 名収容	短期大学と共用	
	既設	205	約 93 m ²	短期大学と共用	「情報リテラシー」「情報科学」で使用
	既設	演習室	-	本学専用	「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ・Ⅱ」等で使用
実習室	既設	A	約 266 m ²	令和 4 年度まで 短期大学看護学科と共用 令和 5 年度以降 本学専用	実習室 A 主に「成人看護学領域」「老年看護学領域」で使用、洗濯室を整備 実習室 B 主に「母性看護学領域」「小児看護学領域」で使用
	既設	B	約 237 m ²	令和 4 年度まで 短期大学看護学科と共用 令和 5 年度以降 本学専用	実習室 A と実習室 B は可動式の間仕切りで仕切るため、「救急看護学科目」や「災害看護学科目」などの演習で広くスペースを使用したい場合、使用目的に応じてスペースを活用することができる。
	既設	C	約 92 m ²	令和 4 年度まで 短期大学看護学科と共用 令和 5 年度以降 本学専用	主に「在宅看護学領域」「公衆衛生看護学領域」で使用 ADL スペースを設置していることから、在宅看護学実習や公衆衛生看護学実習におけるシミュレーションにも活用することができる。
	新設	D	約 355 m ²	本学専用	主に「基礎看護学領域」で使用、洗濯室を整備 ベッドを 24 床配置することで、70 名で使用した場合、1 ベッド 3 名で使用することが可能。
研究室	既設	-	23 室	短期大学から転用	教員研究室
	新設	-	8 室	本学専用	教員研究室
運動施設	既設	体育館	約 941 m ²	短期大学と共用	本学「体育実技」で使用
	既設	グラウンド	約 2,745 m ²	短期大学と共用	本学「体育実技」で使用
図書館	既設	図書館	約 521 m ²	短期大学と共用	検索コーナー、メディアコーナー、閲覧席、コピーサービス等
学習スペース	新設	学習スペース	約 121 m ²	本学専用	学生の自己学習、グループワーク学習等に使用
事務室	既設	事務室	学生部他	短期大学と共用	
	新設	事務室	教務部他	本学専用	

学長室、保健室、学生控室等を整備する。

新設する校舎に設置する講義室（名称「701」、約 142 m²）には、移動可能な机や椅子、パーティション、ホワイトボードなどを準備し、机の配置を変えることにより、「教養ゼミナール」などといった少人数ゼミナール形式にも対応でき、主体的行動力を身に付けるためのカリキュラムを学ぶことがで

きる。同様に「研究入門」など、学生が同じ目標に向かって協働・連携する中で、課題を発見し、解決に向かう力を養うためのカリキュラムにも対応が可能である。また、看護の対象となるあらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会や協働する多職種との関係を成立・発展させるためのコミュニケーション力を養う教養科目（社会学、英語Ⅰ、コミュニケーション論、コミュニケーション支援論など）といった演習科目から得られる学習成果を机や椅子等の配置転換が可能な講義室とすることで支援していくことができる。

新設する校舎に整備する実習室（名称「実習室D」、約355㎡）には、ベッドを24床配置する予定であるため、70名（入学定員）で使用する場合には、1ベッドに対して学生3名で使用する事ができ、看護の知識と看護実践力をより深く学ぶことができる。

本学を設置するにあたり、専任教員数27名を予定しているため、教員研究室8室を新設校舎に配置し、合計31室の教員研究室（助手室を含む。）を整備する予定である。

また、学生の自己学習や実習前後のグループワークなどに使用するスペースの整備計画としては、図書館の閲覧室、演習室の他に本学専用の学生学習スペースを整備し環境を整える。また休憩スペースは、食堂、中庭などを松本短期大学と共用で使用する。

上記の審査意見8を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「VII. 施設・整備等の整備計画」を削除修正する。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（37ページ）

新	旧（37ページ）
<p>VII. 施設・整備等の整備計画</p> <p>2. 校舎等の施設の整備計画と施設の使用計画</p> <p>1) 校舎等の施設の整備計画</p> <p>本学の校舎等の施設の整備計画は、松本短期大学看護学科（入学定員70名）の教育資源を継承し設置する予定であり、平成18年に開設された松本短期大学看護学科の施設・設備は良好な状態であることから、この施設・設備を本学に転用するとともに、本学専用校舎を新設する予定である。令和3年度及び令和4年度は、本学と松本短期大学看護学科が並立する移行期間となるため講義室・実習室等を共用することとなるが、講義室は3室（新設1室を含む。全て110名以上収容可能。）、実習室は4室（新設1室を含む。）を本学と松本短期大学看護学科で使用する講義室・実習室としているため問題はなく、松本短期大学看護学科が廃止となる令和5年4月（予定）以降は、本学の専用講義室・専用実習室として整備することとしている。この他に講義室は松本短期大学幼児保育学科・介護福</p>	<p>VII. 施設・整備等の整備計画</p> <p>2. 校舎等の整備計画と教室数</p> <p>松本看護大学の開学に合わせ、新たに松本短期大学と同一敷地内に新校舎を建設予定である。新校舎の面積は1,151.1㎡であり、松本看護大学専用の校舎として使用する。更に、松本短期大学の既設校舎の一部である1867.95㎡を転用し、松本看護大学専用で使用する校舎の総面積は、3019.05㎡となる。また、短期大学の既存校舎のうち5,211.56㎡を短期大学との共用部分として活用する。なお、短期大学専用部分である1976.36㎡を合わせると同一敷地内の校舎面積は合計10206.97㎡となる。</p> <p>活用する本学の保有する大学教育に必要な教室等の内訳は、講義室6室（松本短期大学との共用含む）、演習室1室、実験実習室4室、研究室32室、助手室、図書館、学長室、会議室、事務室、保健室、学生控室、学生相談室、学生食堂などを設置しており、更に新校舎において講義室1室、実習室1室、研究室8室、学生学習スペース、</p>

社学科との共用として4室（全て120名以上が収容可能。）も用意している。この4室は、松本短期大学では同時に4室全てを使用することはなく、少なくとも1室は常に本学が使用することができる状態であるため、補講などにより本学1年次から4年次までが同時に講義を行うこととなっても、最低4室が確保できるためカリキュラムを実施していく上で問題がない。

下記の表1は、本学の計画している校舎等の施設の主な整備計画である。

事務室等を追加で整備することとしている。

新						旧
表1 校舎等の施設の主な整備計画						(新規)
用途	新設/既存	室名	面積等	使用学年	備考/使用科目等	
講義室	既設	501	約141㎡ 120名収容	令和3年度 短期大学看護学科2年生使用 令和4年度以降 本学2年生使用	移動可能な机・椅子を配置 本学「中国語Ⅰ・Ⅱ」「成人看護学概論」等で使用	
	既存	601	約290㎡ 220名収容	令和4年度まで 短期大学3年生使用 令和5年度以降 本学3年生使用	本学「在宅支援論」「家族看護論」等で使用	
	新設	701	約142㎡ 110名収容	本学専用 1年生使用	移動可能な机・椅子・ベンチ、肘付椅子等を配置 本学「研究入門」「コミュニケーション論」等で使用	
	既設	302	約129㎡ 120名収容	短期大学と共用	対面式の机を配置 本学各実習の事前事後学習等で使用	
	既設	305	約285㎡ 200名収容	短期大学と共用 本学4年生使用		
	既設	401	約141㎡ 120名収容	短期大学と共用		
	既設	402	約141㎡ 120名収容	短期大学と共用		
	既設	205	約93㎡	短期大学と共用	「情報リテラシー」「情報科学」で使用	
	既設	演習室	-	本学専用	「教養ゼミナール」「連携ゼミナールⅠ・Ⅱ」等で使用	
実習室	既設	A	約266㎡	令和4年度まで 短期大学看護学科と共用 令和5年度以降 本学専用	実習室A 主に「成人看護学領域」「老年看護学領域」で使用、洗濯室を整備 実習室B 主に「母性看護学領域」「小児看護学領域」で使用 実習室Aと実習室Bは可動式の間仕切りで仕切るため、「救急看護科目」や「災害看護科目」などの演習で広くスペースを使用したい場合、使用目的に応じてスペースを活用することができる。	
	既設	B	約237㎡	令和4年度まで 短期大学看護学科と共用 令和5年度以降 本学専用		
	既設	C	約92㎡	令和4年度まで 短期大学看護学科と共用 令和5年度以降 本学専用	主に「在宅看護学領域」「公衆衛生看護学領域」で使用 ADLスペースを設置していることから、在宅看護学実習や公衆衛生	

					渡学実習におけるシミュレーションにも活用することができる。
	新設	D	約 355 m ²	本学専用	主に「基礎看護学領域」で使用、洗濯室を整備 ベッドを 24 床配置することで、70 名で使用した場合、1 ベッド 3 名で 使用することが可能。
研究室	既設	・	23 室	短期大学から転用	教員研究室
	新設	・	8 室	本学専用	教員研究室
運動 施設	既設	体育館	約 941 m ²	短期大学と共用	本学「体育実技」で使用
	既設	グラウンド	約 2,745 m ²	短期大学と共用	本学「体育実技」で使用
図書館	既設	図書館	約 521 m ²	短期大学と共用	検索コーナー、PCコーナー、閲覧席、モニター等
学習 スペース	新設	学習 スペース	約 121 m ²	本学専用	学生の自己学習、グループワーク学習等に使用
事務室	既設	事務室	学生部他	短期大学と共用	
	新設	事務室	教務部他	本学専用	
学長室、保健室、学生控室等を整備する。					

新	旧
<p>新設する校舎に設置する講義室（名称「701」、約 142 m²）には、移動可能な机や椅子、パーテーション、ホワイトボードなどを準備し、机の配置を変え ることにより、「教養ゼミナール」などといった少 人数ゼミナール形式にも対応でき、主体的行動力 を身に付けるためのカリキュラムを学ぶことが できる。同様に「研究入門」など、学生が同じ目標に 向かって協働・連携する中で、課題を発見し、解決 に向かう力を養うためのカリキュラムにも対応が 可能である。また、看護の対象となるあらゆる年代 の個人、家族、集団、地域社会や協働する多職種と の関係を成立・発展させるためのコミュニケーション 力を養う教養科目（社会学、英語 I、コミュニ ケーション論、コミュニケーション支援論など）と いった演習科目から得られる学習成果を机や椅子 等の配置転換が可能な講義室とすることで支援し ていくことができる。</p> <p>新設する校舎に整備する実習室（名称「実習室 D」、約 355 m²）には、ベッドを 24 床配置する予定 であるため、70 名（入学定員）で使用する場合には、 1 ベッドに対して学生 3 名で使用する事が</p>	

でき、看護の知識と看護実践力をより深く学ぶことができる。

本学を設置するにあたり、専任教員数 27 名を予定しているため、教員研究室 8 室を新設校舎に配置し、合計 31 室の教員研究室（助手室を含む。）を整備する予定である。

また、学生の自己学習や実習前後のグループワークなどに使用するスペースの整備計画としては、図書館の閲覧室、演習室の他に本学専用の学生学習スペースを整備し環境を整える。また休憩スペースは、食堂、中庭などを松本短期大学と共用で使用する。

9. <施設の使用計画が不明確>

既設の短期大学と本学の授業を実施する教員や、短期大学と本学の両方で使用する施設について、開設初年度から完成年度までの時間割を示して、施設の使用計画を明らかにした上で、学生に不利益が生じないことを明確にすること。

(対応)

施設の使用計画を示していなかったため、開設初年度から完成年度までの本学の時間割と既存の松本短期大学看護学科の時間割を示し、担当教員および使用する施設について学生に不利益が生じないことを明確に示す。

1. 校舎等の施設の整備計画と施設の使用計画

1) 施設の使用計画

本学の施設の使用計画としては、上述の通り、令和4年度まで(予定)は松本短期大学看護学科と並立する移行期間となり、講義室や実習室を共用することとなるが、新設する本学専用校舎に講義室1室、実習室1室(名称「実習室D」、主に基礎看護学分野で使用)を配置するため、令和3年度に使用講義室や使用実習室が重なることなく、カリキュラムを実施することができる。令和4年度には、既存の短期大学には3年次の学生が在籍することとなるが、松本短期大学看護学科におけるカリキュラムでは、病棟での各論実習が大半となり、本学の2年次の学生が実習室や講義室を使用することに問題はない。(資料38 時間割)また、松本短期大学看護学科3年次の学生が講義室を使用する場合を想定し、常時、講義室を1室準備している。

また、松本短期大学と共用する予定である205教室(マルチメディア教室)は、月曜日と金曜日に本学の授業を行い、火曜日・水曜日・木曜日に松本短期大学の授業を行うため、共用とすることが可能である。また、グラウンドや体育館の使用計画として、本学では木曜日に授業において使用することとなるが、松本短期大学においては、月曜日、水曜日、金曜日に授業が行われるため、こちらも使用計画に問題は生じない。

本学と既設の松本短期大学看護学科の授業を実施する教員が、令和3年度及び令和4年度(予定)は在籍することとなるが、学生に十分な学修成果を獲得してもらうための教員配置をし、教員の移動計画(短期大学から本学)を実施していくことで、本学の学生及び松本短期大学の学生に不利益が生じることはない。(資料38 時間割および下記の表2 教員の移動計画)

表2 教員の既存短期大学から本学への移動計画（看護学分野 教員数）

	令和2年度 (開設前年度)		令和3年度 (開設年度)		令和4年度		令和5年度 (松本短期大学 看護学科廃止予定)	
	大学	短期 大学	大学	短期 大学	大学	短期 大学	大学	
基礎看護学領域		3	3	3	4	2	4	
成人看護学領域		4	3	3	3	3	5	
老年看護学領域		2	1	2	1	2	2	
在宅看護学領域		3	1	3	2	3	3	
公衆衛生看護学領域			2		2		3	
精神看護学領域		1	2	1	2	1	3	
母性看護学領域		2	2	1	2	1	3	
小児看護学領域		1	0	1	1	1	2	
令和3年4月 短期大学から大学への移動 3名 令和4年4月 短期大学から大学への移動 1名 令和5年4月 短期大学から大学への移動 6名、助手3名 令和5年4月の松本短期大学看護学科廃止まで、短期大学においても各領域に専任教員を配置する								

上記の審査意見9を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「VII. 施設・整備等の整備計画」を加除修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (37 ページ)

新	旧 (37 ページ)
<p>VII. 施設・整備等の整備計画</p> <p>2. 校舎等の施設の整備計画と施設の使用計画</p> <p>1) 校舎等の施設の整備計画 (略)</p> <p>2) 施設の使用計画</p> <p>本学の施設の使用計画としては、上述の通り、令和4年度まで(予定)は松本短期大学看護学科と並立する移行期間となり、講義室や実習室を共用することとなるが、新設する本学専用校舎に講義室1室、実習室1室(名称「実習室D」、主に基礎看護学分野で使用)を配置するため、令和3年度に使用講義室や使用実習室が重なることなく、カリキュラムを実施することができる。令和4年度には、既存の短期大学には3年次の学生が在籍すること</p>	<p>VII. 施設・整備等の整備計画</p> <p>2. 校舎等の整備計画と教室数</p> <p>松本看護大学の開学に合わせ、新たに松本短期大学と同一敷地内に新校舎を建設予定である。新校舎の面積は 1,151.1 m²であり、松本看護大学専用の校舎として使用する。更に、松本短期大学の既設校舎の一部である 1867.95 m²を転用し、松本看護大学専用で使用する校舎の総面積は、3019.05 m²となる。また、短期大学の既存校舎のうち 5,211.56 m²を短期大学との共用部分として活用する。なお、短期大学専用部分である 1976.36 m²を合わせると同一敷地内の校舎面積は合計 10206.97 m²となる。</p> <p>活用する本学の保有する大学教育に必要となる主要な教室等の内訳は、講義室6室(松本短期大学と</p>

<p>となるが、松本短期大学看護学科におけるカリキュラムでは、病棟での各論実習が大半となり、本学の2年次の学生が実習室や講義室を使用することに問題はない。(資料 38 時間割) また、松本短期大学看護学科3年次の学生が講義室を使用する場合を想定し、常時、講義室を1室準備している。</p> <p>また、松本短期大学と共用する予定である205教室(マルチメディア教室)は、月曜日と金曜日に本学の授業を行い、火曜日・水曜日・木曜日に松本短期大学の授業を行うため、共用とすることが可能である。また、グラウンドや体育館の使用計画として、本学では木曜日に授業において使用することとなるが、松本短期大学においては、月曜日、水曜日、金曜日に授業が行われるため、こちらも使用計画に問題は生じない。</p> <p>本学と既設の松本短期大学看護学科の授業を実施する教員が、令和3年度及び令和4年度(予定)は在籍することとなるが、学生に十分な学修成果を獲得してもらうための教員配置をし、教員の移動計画(短期大学から本学)を実施していくことで、本学の学生及び松本短期大学の学生に不利益が生じることはない。(資料 38 時間割および下記の表2 教員の移動計画)</p>	<p>の共用含む)、演習室1室、実験実習室4室、研究室32室、助手室、図書館、学長室、会議室、事務室、保健室、学生控室、学生相談室、学生食堂などを設置しており、更に新校舎において講義室1室、実習室1室、研究室8室、学生学習スペース、事務室等を追加で整備することとしている。</p>
---	--

新								旧	
表2 教員の既存短期大学から本学への移動計画(看護学分野 教員数)									
	令和2年度 (開設前年度)		令和3年度 (開設年度)		令和4年度		令和5年度 (松本短期大学 看護学科廃止予定)		
	大学	短期 大学	大学	短期 大学	大学	短期 大学	大学		
基礎看護学領域		3	3	3	4	2	4		
成人看護学領域		4	3	3	3	3	5		
老年看護学領域		2	1	2	1	2	2		
在宅看護学領域		3	1	3	2	3	3		
公衆衛生看護学領域			2		2		3		
精神看護学領域		1	2	1	2	1	3		
母性看護学領域		2	2	1	2	1	3		
小児看護学領域		1	0	1	1	1	2		

<u>令和3年4月 短期大学から大学への移動 3名</u>		
<u>令和4年4月 短期大学から大学への移動 1名</u>		
<u>令和5年4月 短期大学から大学への移動 6名、助手3名</u>		
<u>令和5年4月の松本短期大学看護学科廃止まで、短期大学においても各領域に専任教員を配置する</u>		

10. <図書館の整備計画が不明確>

図書館の整備計画が不明確であるため、以下の点について明らかにすること。

(1) 図書館の閲覧室の有無や閲覧席数など、図書館が有する機能が不明なため、具体的に説明すること。

(2) 図書の整備計画が抽象的な説明にとどまっているため、整備する時期や学術雑誌等の内訳を示しつつ、教育研究に支障がないことを明らかにすること。その際、基本計画書と設置の趣旨で説明のある冊数が一致していないため、適切に改めること。

(対応)

図書館の閲覧室の有無や閲覧席数など、図書館が有する機能を具体的に示しておらず、加えて図書の整備計画を明確に示していなかったため、整備する時期や学術雑誌等の内訳を示し、教育研究に支障がないことを説明する。また、基本計画書と設置の趣旨で説明した図書の整備計画が一致していないため、基本計画書及び設置の趣旨で記載した図書等の資料の冊数を改める。

(説明)

1. 図書館及び図書等の資料の整備計画

本学の図書館は、松本短期大学と共用とし、面積が約 521 m² (司書室除く) を有し、収納可能冊数は約 60,000 冊であり、開館時間は平日 8 時 30 分から 20 時までとしている。検索コーナー (パソコン 3 台、プリンター 1 台)、メディアコーナー (DVD、ビデオ視聴スペース 4 席、レファレンスカウンター、コピーサービス、閲覧室、ブラウジングコーナー、個別学習スペースを設けている。閲覧席数は、合わせて 110 席を確保する計画となっている。図書館の管理運営システムは、株式会社ブレインテック社による「情報館」を引き続き使用する。また、図書館では、長野県内の高等教育機関が共同で運営する「信州共同リポジトリ」に参画し、教育・研究・地域貢献活動の成果物を電子的な手段により蓄積・公開し、学術の情報発信力の向上に努め、県内の大学・短期大学・高等専門学校の図書館のコミュニティ確立を目指していく。この信州共同リポジトリにより、他大学等図書館との文献複写や相互貸借等のサービスも行うことを計画している。

図書等の資料の整備計画は、松本短期大学看護学科の蔵書数 6,090 冊に加え、新たに図書 5,717 冊 (うち外国書 300 冊)、学術雑誌 15 種 (うち外国誌 5 誌)、視聴覚資料 168 点を開設前年度に整備する。新たに整備する図書 5,717 冊の内訳は、4 年制大学になる上で教育研究に支障が無いよう、選択分野として新たに配置する救急・災害看護学分野、公衆衛生看護学分野、在宅看護学分野及び各領域における看護の知識と看護実践力の向上、また、地域社会の多様な健康課題の把握につながる図書など、看護学分野の専門図書を 3,318 冊 (うち外国書 300 冊) 整備し、また、新たに配置する教養科目に関連する図書を中心とした教養関連図書を 2,399 冊整備する (表 1 整備図書)。学術雑誌は、日本地域看護学会誌 (ワールドプランニング)、家族看護学研究 (日本家族看護学会)、ふれあいケア (全国社会福祉協議会出版部) など、地域社会のニーズにも対応できるものも整備する予定である (表 2 学術雑誌一覧)。また、データベースは、医中誌 web (医学中央雑誌刊行会) と最新看護索引 (医学中央雑誌会) の 2 種を整備する計画としている。

表 1 整備図書

図書 内国書	5,417 冊
(専門図書)	(3,018 冊)
[在宅看護学関連]	[192 冊]
[訪問看護]	[45 冊]
[救急・災害看護学関連]	[118 冊]
[コミュニケーション関連]	[82 冊]
[地域医療関連]	[75 冊]
[看護倫理関連]	[40 冊]
[看護マネジメント]	[86 冊]
[その他]	[2,380 冊]
(教養図書)	(2,399 冊)
[コミュニケーション関連]	[286 冊]
[中国語関連]	[122 冊]
[自然災害関連]	[113 冊]
[地域福祉/ボランティア関連]	[117 冊]
[その他]	[1,761 冊]
図書 外国書	300 冊
学術雑誌 内国誌	10 種
学術雑誌 外国誌	5 種
データベース	2 種
視聴覚教材	168 点

表 2 学術雑誌一覧

1	看護実践の科学 (含臨時増刊)	看護の科学社
2	看護学生 (含増刊)	メジカルフレンド社
3	家族看護学研究	日本家族看護学会
4	日本地域看護学会誌	ワールドプランニング
5	ナーシング キャンパス	学研メディカル秀潤社
6	BRAIN NURSING (含増刊)	メディカ出版
7	透析ケア (含増刊)	メディカ出版
8	日本精神保健看護学会誌	日本精神保健看護学会
9	ふれあいケア	全国社会福祉協議会出版部
10	CLINICAL STUDY (含増刊)	メジカルフレンド社
11	Geriatric Nursing	冊子/隔月刊
12	International Journal of Nursing Studies	冊子/月刊

13	Journal of Midwifery and Women's Health	冊子/隔月刊
14	Nursing Outlook	冊子/隔月刊
15	Public Health Nursing	冊子/隔月刊

上記の審査意見 10 を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「VII. 施設・整備等の整備計画」を削除修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (37 ページ)

新	旧 (37 ページ)
<p>VII. 施設・整備等の整備計画</p> <p>3. 図書館及び図書等の資料の整備計画</p> <p>本学の図書館は、松本短期大学と共用とし、面積が約 521 m² (司書室除く) を有し、収納可能冊数は約 60,000 冊であり、開館時間は平日 8 時 30 分から 20 時までとしている。検索コーナー (パソコン 3 台、プリンター 1 台)、メディアコーナー (DVD、ビデオ視聴スペース 4 席、レファレンスカウンター、コピーサービス、閲覧室、ブラウジングコーナー、個別学習スペースを設けている。閲覧席数は、合わせて 110 席を確保する計画となっている。図書館の管理運営システムは、株式会社ブレインテック社による「情報館」を引き続き使用する。また、図書館では、長野県内の高等教育機関が共同で運営する「信州共同リポジトリ」に参画し、教育・研究・地域貢献活動の成果物を電子的な手段により蓄積・公開し、学術の情報発信力の向上に努め、県内の大学・短期大学・高等専門学校の図書館のコミュニティ確立を目指していく。この信州共同リポジトリにより、他大学等図書館との文献複写や相互貸借等のサービスも行うことを計画している。</p> <p>図書等の資料の整備計画は、松本短期大学看護学科の蔵書数 5,720 冊に加え、新たに図書 5,717 冊 (うち外国書 300 冊)、学術雑誌 15 種 (うち外国誌 5 誌)、視聴覚資料 168 点を開設前年度に整備する。新たに整備する図書 5,717 冊の内訳は、4 年制大学になる上で教育研究に支障が無いよう、選択</p>	<p>VII. 施設・整備等の整備計画</p> <p>3. 図書の整備計画</p> <p>松本看護大学の設置に伴う図書等の資料の整備計画については、看護学分野に関する専門的な教育研究を行うために必要となる図書等の資料を新たに整備する。整備計画として、図書 4,150 冊 (うち外国書 300 冊)、学術雑誌 15 種 (うち外国雑誌 5 種; 電子ジャーナル含む)、オンラインデータベース、映像資料や CD-ROM 等の視聴覚資料を予定している。また、既設の松本短期大学 看護学科では、図書等の資料について、現在、図書 9,215 冊を所蔵しているとともに、学術雑誌のほか、ビデオや DVD などの視聴覚資料の整備がなされていることから、これらを有効的に転用・共用することとしている。</p>

分野として新たに配置する救急・災害看護学分野、公衆衛生看護学分野、在宅看護学分野及び各領域における看護の知識と看護実践力の向上、また、地域社会の多様な健康課題の把握につながる図書など、看護学分野の専門図書を 3,318 冊（うち外国書 300 冊）整備し、また、新たに配置する教養科目に関連する図書を中心とした教養関連図書を 2,399 冊整備する（表 1 整備図書）。学術雑誌は、日本地域看護学会誌（ワールドプランニング）、家族看護学研究（日本家族看護学会）、ふれあいケア（全国社会福祉協議会出版部）など、地域社会のニーズにも対応できるものも整備する予定である（表 2 学術雑誌一覧）。また、データベースは、医中誌 web（医学中央雑誌刊行会）と最新看護索引（医学中央雑誌会）の 2 種を整備する計画としている。

表 1 整備図書

図書 内国書	5,417 冊
（専門図書）	（3,018 冊）
[在宅看護学関連]	[192 冊]
[訪問看護]	[45 冊]
[救急・災害看護学関連]	[118 冊]
[コミュニケーション関連]	[82 冊]
[地域医療関連]	[75 冊]
[看護倫理関連]	[40 冊]
[看護マネジメント]	[86 冊]
[その他]	[2,380 冊]
（教養図書）	（2,399 冊）
[コミュニケーション関連]	[286 冊]
[中国語関連]	[122 冊]
[自然災害関連]	[113 冊]
[地域福祉/ボランティア関連]	[117 冊]
[その他]	[1,761 冊]
図書 外国書	300 冊
学術雑誌 内国誌	10 種
学術雑誌 外国誌	5 種
データベース	2 種
視聴覚教材	168 点

（新規）

表2 学術雑誌一覧

1	<u>看護実践の科学 (含臨時増刊)</u>	<u>看護の科学社</u>
2	<u>看護学生 (含増刊)</u>	<u>メジカルフレンド社</u>
3	<u>家族看護学研究</u>	<u>日本家族看護学会</u>
4	<u>日本地域看護学会誌</u>	<u>ワールドプランニング</u>
5	<u>ナーシング キャンパス</u>	<u>学研メディカル秀潤社</u>
6	<u>BRAIN NURSING (含増刊)</u>	<u>メディカ出版</u>
7	<u>透析ケア (含増刊)</u>	<u>メディカ出版</u>
8	<u>日本精神保健看護学会誌</u>	<u>日本精神保健看護学会</u>
9	<u>ふれあいケア</u>	<u>全国社会福祉協議会出版部</u>
10	<u>CLINICAL STUDY (含増刊)</u>	<u>メジカルフレンド社</u>
11	<u>Geriatric Nursing</u>	<u>冊子/隔月刊</u>
12	<u>International Journal of Nursing Studies</u>	<u>冊子/月刊</u>
13	<u>Journal of Midwifery and Women's Health</u>	<u>冊子/隔月刊</u>
14	<u>Nursing Outlook</u>	<u>冊子/隔月刊</u>
15	<u>Public Health Nursing</u>	<u>冊子/隔月刊</u>

(新規)

11. <ファカルティ・ディベロップメントの実施体制等が不明確>

ファカルティ・ディベロップメントの実施方法が抽象的な内容にとどまっているため、委員会の実施体制や取組内容、開催頻度等を明確にすること。

(対応)

今般の審査意見を踏まえ、学内で確認を行い、FD委員会の実施体制、開催頻度、取組内容を明確に示す。下記にその説明を行う。

(説明)

1. FD委員会の実施体制

FDは全学的に取り組みを行うため、看護学の専門領域ごとに代表者を1名、教養教育科目から1名、専門基礎教育科目から1名選定し、組織する。FD委員会は、FD活動の取り組み状況の把握と推進を目的に下記3.に記載した具体的な取り組みを実施する。また、現在行っている県内看護系大学を中心とする他大学との情報共有、相互交流を継続しながら実施し、連携を図り、質の向上に努めるものとする。

2. FD委員会の開催頻度

FD委員会は年4回開催を基本とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。

3. FD活動の具体的な取り組み

FD委員会のFD活動へのかかわりは以下の通りである。

(1) シラバスの検討

各教員が担当するシラバスは教務委員会が中心となる。FD委員会は第三者的な立場として、授業が適正に行われているか検証し、学修正課の可視化に努め、必要により助言を行う。

(2) 教員の相互授業参観

FD委員会が中心となり、相互授業参観を企画・推進する。教員は年間を通じて各領域及び科目について、希望する教員は自由に授業参観を行い、学生の反応や授業方法を踏まえて意見交換を重ね、よりよい教育環境の整備に努める。FD委員会はその結果をとりまとめ、来年度以降の教育環境整備に活用する。

(3) 学生による授業評価

FD委員会が中心となり、授業評価の企画・推進を行う。具体的には各学期末、各授業の最終時間に学生による授業アンケートを実施し、FD委員会にて集計、各教員へのフィードバックと次年度以降の教育環境整備に活用する。なお、授業評価は公表する。

(4) 研修会の開催

FD委員会が中心となり、研究会の企画・推進を行う。具体的には教育力向上のため、学内外の講師による研修会やセミナーを教員の希望等に沿って開催する。FD委員会内部では教員の教育力の向上、授業方法の開発のための意見交換を行い、近辺のセミナーや研修会の情報をとりまとめ、教員への情報提供を実施する。

(5) 臨地実習の質向上

FD 委員会では実習委員会と協力し、臨床指導者との連携協力のもと実習の質向上に努める。また、本学では看護の実践・教育・研究面において連携し、看護職者のキャリア形成を推進するとともに、看護ケア及び看護教育の質の向上や看護協同研究を発展させ、両者の機能の一層の充実を図ることを目的とするユニフィケーション事業についても積極的に検討する。

(6) 研究支援

FD 委員会が中心となり、教員が科研費取得と教育研究の質向上のための支援を行う。特に教員の研究計画に関しては教員相互に指導・支援を行う体制を、FD 委員会が中心となり作る。更に、FD 委員会の内部で意見交換を行い、必要に応じて外部の有識者を招くことも検討し、教員の科研費取得のサポートを行う。

上記の審査意見 11 を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「XIV. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組」を加除修正する

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (58 ページ)

新	旧 (58 ページ)
<p>XIV. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組</p> <p>1. 実施体制</p> <p>授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取組みについては、「FD 委員会」を設置し、教員の教育能力向上のために授業方法の開発と改善、教育方法の共有、PDCA サイクルが回るよう推進を行う。</p> <p>2. FD 委員会の実施体制</p> <p><u>FD は全学的に取り組みを行うため、看護学の専門領域ごとに代表者を 1 名、教養教育科目から 1 名、専門基礎教育科目から 1 名選定し、組織する。</u></p> <p><u>FD 委員会は、FD 活動の取り組み状況の把握と推進を目的に下記 3. に記載した具体的な取り組みを実施する。また、現在行っている県内看護系大学を中心とする他大学との情報共有、相互交流を継続しながら実施し、連携を図り、質の向上に努めるものとする。</u></p> <p>3. FD 委員会の開催頻度</p> <p><u>FD 委員会は年 4 回開催を基本とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。</u></p>	<p>XIII. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組</p> <p>1. 実施体制</p> <p>授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な取組みについては、「FD 委員会」を設置し、教員の教育能力向上のために授業方法の開発と改善、教育方法の共有、PDCA サイクルが回るよう推進を行う。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

<p>4. FD 活動の具体的な取り組み</p> <p>FD 委員会の FD 活動へのかかわりは以下の通りである。</p> <p>1) シラバスの検討</p> <p>各教員が担当するシラバスは教務委員会が中心となる。FD 委員会は第三者的な立場として、授業が適正に行われているか検証し、学修正課の可視化に努め、必要により助言を行う。</p> <p>2) 教員の相互授業参観</p> <p>FD 委員会が中心となり、相互授業参観を企画・推進する。教員は年間を通じて各領域及び科目について、希望する教員は自由に授業参観を行い、学生の反応や授業方法を踏まえて意見交換を重ね、よりよい教育環境の整備に努める。FD 委員会はその結果をとりまとめ、来年度以降の教育環境整備に活用する。</p> <p>3) 学生による授業評価</p> <p>FD 委員会が中心となり、授業評価の企画・推進を行う。具体的には各学期末、各授業の最終時間に学生による授業アンケートを実施し、FD 委員会にて集計、各教員へのフィードバックと次年度以降の教育環境整備に活用する。なお、授業評価は公表する。</p> <p>4) 研修会の開催</p> <p>FD 委員会が中心となり、研究会の企画・推進を行う。具体的には教育力向上のため、学内外の講師による研修会やセミナーを教員の希望等に沿って開催する。FD 委員会内部では教員の教育力の向上、授業方法の開発のための意見交換を行い、近辺のセミナーや研修会の情報をとりまとめ、教員への情報提供を実施する。</p> <p>5) 臨地実習の質向上</p> <p>FD 委員会では実習委員会と協力し、臨床指導者との連携協力のもと実習の質向上に努める。また、本学では看護の実践・教育・研究面において連携し、看護職者のキャリア形成を推進するとともに、看護ケア及び看護教育の質の向上や看護協同研究</p>	<p>2. 実施内容</p> <p>授業の内容及び方法の改善を図るための実施内容については、以下に掲げる項目による取り組みを基本とするが、必要に応じて取り組みを強化し、教育水準向上に努める。</p> <p>1) 学生の到達状況や教員の授業結果を踏まえてシラバスの内容の見直しを行い、ディプロマ・ポリシーとの整合性や達成目標に関してよりよい教育環境の整備に努める。</p> <p>2) 教員と学生による授業アンケート調査を実施し、その結果は FD 委員会で分析し学内で共有する。アンケート結果は各教員が授業の内容に反映できるよう取り組む。</p> <p>3) FD 委員会主導で、教員同士の授業見学や意見交換を実施できるように調整し教員同士の教育能力向上に努める。</p> <p>4) 授業ごとにオリジナルの教科書や教材を開発できるよう研修会を実施する。</p>
---	---

を発展させ、両者の機能の一層の充実を図ることを目的とするユニフィケーション事業についても積極的に検討する。

6) 研究支援

FD委員会が中心となり、教員が科研費取得と教育研究の質向上のための支援を行う。特に教員の研究計画に関しては教員相互に指導・支援を行う体制を、FD委員会が中心となり作る。更に、FD委員会の内部で意見交換を行い、必要に応じて外部の有識者を招くことも検討し、教員の科研費取得のサポートを行う。

12. <留学生の受入れ方針が不明確>

留学生の入学を予定しているか明らかにし、予定している場合には、留学生の日本語能力や経費支弁能力等の資格要件の確認方法について説明し、入学後の履修指導や生活指導等に対する配慮についても明らかにすること

(対応)

今般の審査意見での指摘を踏まえ、学内にて留学生の受け入れ方針について確認した。確認の結果、「留学生の受け入れ可能性はある」と判断し、審査意見を踏まえ受け入れの基本方針、留学生の日本語能力、授業料等の経費支弁能力、入学後の履修指導や生活指導等の配慮に対して明らかにし、その内容を規程としてまとめた。下記にその内容を記載する。また、「資料 40 学校法人松本学園 松本看護大学 外国人志願者受入規程」を提出する。

(回答)

1. 留学生受け入れの基本方針

留学生に関しては一定の条件を満たした者を受け入れる。受け入れる条件等は、学則第15条に則り、その内容を補完するため、「外国人志願者受入規程」を別途定め、必要事項を制定する。

2. 留学生の日本語能力に関して

本学の教育課程を理解するため、日本語能力は独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験においてN2 レベル以上に合格したもの、又は独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語科目の得点(読解、聴解、聴読解、記述)が200点以上であるものとする。

3. 授業料等の支弁能力に関して

入学試験に合格し、入学を許可された者は、在学中に諸問題が発生した場合を想定し、保証人を設定してもらう。保証人の条件は、独立して生計を営む者で、以下の優先順とする。

「1. 日本に在住する親またはその他の親族。」「2. 日本に在住しない親またはその他の親族。」「3. 日本に在住する知人。」保証人は、入学手続き時に「身元引受書」及び住民票を提出する。保証人が日本に在住していない場合は、保証人の住所、氏名が記載された公的機関が発行する証明書を提出していただく。

4. 入学後の履修指導や生活指導に対する配慮

入学後は日本国籍の学生と同様、専任教員のチューターが履修指導、生活指導にあたる。チューターの役割は以下の通りである。

- (1) 受講ガイダンスと修学に関する指導。
- (2) 学生生活に関する一般的指導又は助言。
- (3) 不正又は学生の本分に反する言動のあった学生に対する指導。
- (4) 修学又は学生生活上の問題に関し、保護者との連絡や面談。
- (5) 学生への指導上生じる関係教職員又は関係部署との連携。
- (6) 指導内容等の記録及び関係教職員又は関係部署への意見や所見の表明。

上記の審査意見 12 を踏まえ、設置の趣旨等を記載した書類の「VI. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件」を加筆修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (34 ページから 36 ページ)

新	旧 (36 ページ)
<p>VI. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件</p> <p>4. 留学生に関する受け入れ方針</p> <p>1) <u>留学生受け入れの基本方針</u></p> <p>留学生に関しては一定の条件を満たした者を受け入れる。受け入れる条件等は、学則第 15 条に則り、その内容を補完するため、「外国人志願者受入規程」を別途定め、必要事項を制定する。</p> <p>2) <u>留学生の日本語能力に関して</u></p> <p>本学の教育課程を理解するため、日本語能力は独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験において N2 レベル以上に合格したもの、又は独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語科目の得点（読解、聴解、聴読解、記述）が 200 点以上であるものとする。</p> <p>3) <u>授業料等の支弁能力に関して</u></p> <p>入学試験に合格し、入学を許可された者は、在学中に諸問題が発生した場合を想定し、保証人を設定してもらう。保証人の条件は、独立して生計を営む者で、以下の優先順とする。</p> <p>「1. 日本に在住する親またはその他の親族。」</p> <p>「2. 日本に在住しない親またはその他の親族。」</p> <p>「3. 日本に在住する知人。」保証人は、入学手続き時に「身元引受書」及び住民票を提出する。保証人が日本に在住していない場合は、保証人の住所、氏名が記載された公的機関が発行する証明書を提出していただく。</p> <p>4) <u>入学後の履修指導や生活指導に対する配慮。</u></p> <p>入学後は日本国籍の学生と同様、専任教員のチューターが履修指導、生活指導にあたる。チューターの役割は以下の通りである。</p>	<p>VI. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件</p> <p>(新規)</p>

<p>(1) <u>受講ガイダンスと修学に関する指導</u></p> <p>(2) <u>学生生活に関する一般的指導又は助言</u></p> <p>(3) <u>不正又は学生の本分に反する言動のあった 学生に対する指導</u></p> <p>(4) <u>修学又は学生生活上の問題に関し、保護者と の連絡や面談</u></p> <p>(5) <u>学生への指導上生じる関係教職員又は関係 部署との連携</u></p> <p>(6) <u>指導内容等の記録及び関係教職員又は関係 部署への意見や所見の表明</u></p>	
---	--

(是正事項) 看護学部 看護学科

13. <書類不備>

書類の誤字が散見されるため、補正申請の際に確認を行い適切に改めること。

(対応)

補正申請に当たり、設置の趣旨等を記載した書類及び関連資料、学生確保の見通し等を記載した書類及び関連資料、教員名簿等、教員に関する資料一式、その他申請に必要な資料をすべて網羅的に見直し、誤字の修正を行った。修正箇所は青字で表記する。